

容の不備、戦線の不統一に至つては尙ほ心細き状態にあるが、其裏面に流る、組合の力は日を遂ふて強化されつ、あることを見逃せぬ。

第七節 農村の狀態

一 恐慌状態は徐々に深化

第一四半期に於ける農村の生産活動は、季節的な關係から、毎年殆ど全部的に休止する。従つて本年第一四半期に於ても、農村の状態には、特別な新局面の展開は見られなかつた。勿論主要傾向としては、五年度恐慌の重壓が緩いテンポでその重みを徐々に加へつ、あつたに違ひない。元來農業恐慌は、工業恐慌よりは遙に緩いテンポを以つて進行するものと考へられる。従つて、五年恐慌の諸影響——中小地主の經營破綻、下層農民に於ける一層の貧窮化、その一部分のプロレタリアへの轉化、農村購買力激減の工業への反作用等々——は寧ろ今後長期に互つて徐々に現れるものであらう。

五年に於ける農産物價格の激落に依る農村の収入減については前輯に於いても、八億乃至十億に及ぶであらうと我々の推算を掲げて置いたが、政府當局が二月二十七日議會の要求に應じて公表した數字に依つても、五年度に於ける農産物總價格は二十六億四千七百萬圓で、四年度に比すれば十二億五千萬圓（自家消費を含む）の激減であるし、又農産物の海外輸出（生絲を含む）について見ても、その總計は四億九千三百萬圓で、四年度に比すれば、三億九千八百萬圓（四割四分）の激減となつてゐる。

更に又農村負債額について二月二十一日衆議員米穀委員會に於いて政府當局の公表したる數字に依れば、左の如く農村負債總額は四十億乃至五十億に上るべく、これが農家一戸當り平均負擔額は七、八百圓内外に相當する。

〔註〕一、負債總額の數字的基礎不十分なれども大凡四十億乃至五十億圓内外なるべし、之を貸付機關別に見るに左の如く推定さる。

個人の無盡等の貸付額約五割餘、産業組合の貸付額約二割

普通及時蓄銀行の貸付額約一割餘、不動産銀行の貸付額約二割

二、不動産擔保貸付

右負債額中不動産擔保の負債は勸業銀行の調査によれば昭和三年における不動産擔保付總額五十億七千萬

圓中農村に對する貸付の分は廿六億一千萬圓（内土地擔保貸付二十四億五千萬圓、建物擔保貸付一億六千

萬圓弱)にして前年に比し約一億二千萬圓を増加せり。而して總額の内個人その他の貸付は約四割四分、普通銀行及び貯蓄銀行の貸付は約二割七分、不動産銀行の貸付は約二割を占むるものと推定せらる。

三、一件當負債金額 貸付一件當り金額は不動産貸付に在りては一千百圓弱無盡頼母子講に在りては一口の金額五百圓前後のもの大多數を占むるものと想像せらる。尙農家平均一戸當りの負債額は大體七、八百圓内外と推定せらる。

これ等の數字は何れも政府が議會に於いて在野黨の要求に應じて公表せるものであるが、以上に依つても農村窮乏の深度はほゞ推察されるであらう。それに我々が前輯迄に於いて述べた公租公課の負擔、農村需要品に於けるカルテル價格の壓迫等は殆ど緩和されてゐない。これ等の總ての事情は將來に於いても農村に於ける恐慌脱却の諸努力に對する重壓となり、寧ろ恐慌を徐々に深刻化せしむる要因として働くものであらう。

二、諸對應策の限界

一方政府の諸對應策は殆ど見るべき効果を收めてゐない。

昨年以來農村救濟の意味を以て融通を決定された低利資金は、預金部資金運用委員會の決定に依る

大口なもの、みについて見ても、養蠶應急資金四千萬圓、農山漁村救濟資金七千萬圓、米穀應急對策資金三千萬圓等があり、その合計は一億四千萬圓にも及ぶのであるが、本年の二月末迄に實際融通された額は農山漁村救濟資金が三百八十萬圓、米穀應急對策資金が僅かに五十萬圓で、前者は五分、後者は一分に過ぎない。これは借入條件に於いて確實な擔保を必要とする爲めであるが、恐らく我國の農村に於いては確實なる擔保を提供し得るものは極めて僅かであらうし、又それ程のものならば低利資金の必要も恐らくあるまい。何れにせよ農村の窮狀に對する應急策として決定された低利資金は事實上殆ど救濟の効果を上げてゐない。

又米の買上げについて見ても、二月一日の米穀委員會は内地米百萬石の第二次買上げを決定したけれども、二月十五日迄の實際買入決定數量は七十四萬三千石で、豫定の僅々七割四分に過ぎぬ不成績であり、三月五日よりこの買入不足數量の追加買上げの申込みを受け附け、漸く豫定の數量に達したのであつた。

買上げが斯様な不成績に了つたのは、買上價格が地元相場に比して割安であつた爲めだと一般に云はれたけれども、尙ほ他の事情は買上時期がすでに遅く、最も救濟を必要とさるべき小農は殆ど全部の米を既に賣り放つた後であることにも原因する。

低利資金にせよ、米穀買ひ上げにせよ、現在の農村の窮乏を救ふためには一時的な應急策に過ぎないのであるが、かゝる應急策さへも殆ど見るべき効果を収めてゐない。

斯様な諸應急策の不成績は、蓋し我國農業經營の零細制に原因する所極めて大であらう。例へば、同じく救濟策でも、昨秋以來興銀、融資聯盟等に依つてなされた諸事業會社に對する救濟策と比較せよ。それ等の救濟策は、假令、諸事業會社の根本的矛盾を繰延べ又は増大する性質を有するものであつても、兎も角融資は實現され得たし、又一時的にもせよ破綻を抑壓するに役立つて來てゐる。

然し農村に對する諸對策は、我國の農業が小規模經營の無統制な集合であるため、事業會社に對する救濟策の如きも實行は殆ど不可能の状態にある。のみならず、この經營の零細制と無統制とは、農民自身の手による恐慌諸對策の實現をも極めて困難にしてゐる。

生産者の協定による生産統制、販賣統制、價格の維持等が我國農村の現状に於いては殆ど絶望であるのは、只に農業生産が人爲で動かし得ぬ天候に支配される所極めて大であると云ふばかりでなく、矢張經營の零細制と無統制とに原因するのである。

最近帝國農會を中心として、農産物の生産乃至販賣を何等かの統制の下に置かんとする氣運が頻りに動き、又去る四月二十七日には、販賣購買組合聯合會並に産業組合を母體として、全國米穀販賣組

合聯合會なるものが創立され、全国的に米の販賣統制をなさんとしてゐる。

〔註〕四月十五日の帝國農會販賣斡旋所長會議は、「農産物の生産統制に關する件」について、本年度はまづ西瓜、南瓜、甘藍、白菜の四種を選び、昨年以上の生産をなさざることに決定した。又同上委員會は中央市場對策として中央卸賣市場法を改正して、生産團體の共同販賣所を開設すること、各府縣農會は一層生産團體の統制に つとめ、取引上その權威を發揮すること等の決議をなした。

全國米穀販賣組合聯合會の事業計畫は、販賣手数料一俵二錢を以て、第一年度は二百五十萬俵、第二年度は三百萬俵、第三年度は四百萬俵の委託販賣をなし、將來は取扱ひ品目をも増加して行くものであると云ふ。

これ等は何れも昨年の恐慌に於いて、生産販賣の無統制に依る打撃の深刻化が痛切に感ぜられたのに原因するが、然し乍らこれ等の組織が持つ、生産販賣に對する統制力は極めて微弱なものであらう。少くとも農村需要品たる肥料、織物其他に於けるカルテルの統制力に比すれば、その強度は到底比較になり得ない。結局農村は、その生産品については無統制な濫賣を、その需要品についてはカルテル價格の重壓を免かれ得ない。

かくして農村は、暴れ狂ふ恐慌のあらしの只中に曝され行くであらう。

三、小作爭議に於ける主要傾向

小作爭議はその件數に於いて増加したばかりでなく、その形態は益々激越化して來てゐる。

(A) 五年の爭議概況

先づ昭和五年の全年總計について主要傾向を見るならば、過去數ヶ間に亘る一般的傾向——爭議規模の縮小化と土地返還爭議の激増傾向——が更に一層強められた上に、畑地に於ける爭議の急激な増加と爭議の暴動化とが注意せられる。

(一) 小作爭議總括表

參加人員	爭議件數	昭和五年		昭和四年		昭和五年		昭和四年	
		總數一爭議平均	總數一爭議平均	總數一爭議平均	總數一爭議平均	總數一爭議平均	總數一爭議平均	總數一爭議平均	總數一爭議平均
地主	七、八三	—	—	—	—	—	—	—	—
小作人	三、四九	—	—	—	—	—	—	—	—
計	四、五〇一	—	—	—	—	—	—	—	—
關係土地面積	七、八三	—	—	—	—	—	—	—	—
畑	五、〇二	—	—	—	—	—	—	—	—
田	二、八一	—	—	—	—	—	—	—	—
其他共計	三、三三	—	—	—	—	—	—	—	—
關係土地面積	四、五五	—	—	—	—	—	—	—	—
畑	三、三三	—	—	—	—	—	—	—	—
田	一、二二	—	—	—	—	—	—	—	—
其他共計	三、三三	—	—	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 五年の數字は六年二月十日迄の報告による。内務省社會局調。

(二) 爭議一件當人員並土地面積累計年表

年	爭議件數	關係人員	關係土地面積	年	爭議件數	關係人員	關係土地面積
大正十三年	一、五三三	六〇・一	四九・九	昭和三年	一、八六六	五〇・七	三六・一
同十四年	二、二〇六	七五・九	四三・五	同四年	二、四三四	四三・四	三三・四
同十五年	二、七五二	九八・八	四三・九	同五年	二、一〇九	三七・七	二六・〇
昭和二年	二、〇五二	五二・二	二六・八				

〔備考〕 五年度は六年一月十日迄の報告による。農林省調。

爭議の件數については農林省調と内務社會局調との間に可成りの相違があるが、右の主要傾向は何れの統計にも充分現はれてゐる。即ち爭議一件當人員並土地面積は大正十三年以來漸時減少しつつ、あつたが、五年に於いては一層それが甚しくなり、大正十三年當時に比較すれば約三分の一に縮小してゐる。たゞ第一表に於いて五年に於ける爭議關係土地面積中、畑が前年の二倍以上に増大してゐるのは、昨年以來に於いて繭並に蔬菜類、その他の畑作農作物の價格が暴落し、従つて畑地小作農民の窮乏を深刻化せしめたのに原因するものであらう。

爭議の要求事項について見れば、小作料の一時減額が最も多く、千五百五十五件中の六百六十二件を占めてゐる。併しこれは寧ろ大勢的には減少を示し、近來特に注目すべきは小作契約繼續、小作權

の確認又は賠償等、要するに小作權そのものに關する爭議の激増である。これは大正十三、四年當時に於いては稀に見る爭議であり、特殊な地方に限られて居つたのであるが、最近に於いてはこれが全国的に彌漫するに至つた。農林省の調査について見れば第四表の如く年々激増して、五年は六年一月

(三) 小作爭議要求事項別件數

	五年	四年	三年	二年
小作料一時減額	六三三	九七	七三	九三
小作料一時免除	五	八	二	四
小作料永久減額	六	七	六	二
小作料値上反對	三	三	三	三
以上計	八五	一〇五	八五	一〇
小作契約繼續	五七	三五	一〇〇	一〇
小作權の確認又は賠償	五	四〇	七	三
永小作權の獲得	一六	八	二四	七
以上計	六一	五三	二九	二六
組合の自由又は確認	九			
其他 共計	一、五五	一、〇一	一、〇九	一、〇〇

〔備考〕 五年の數字は六年二月十日迄の報告による。内務省社會局調。

(四) 土地返還關係小作爭議累年表

年	件數	總件數に對する割合%
大正十三年	二五	一・六
同十四年	二六	七・八
昭和元年	三六	一一・五
同二年	四三	二二・一
同三年	四六	二四・七
同四年	七四	二六・九
同五年	八三	四三・三

〔備考〕 昭和五年は六年一月十日迄の報告による。農林省調。

十日迄の報告について見ても八百九十二件で、爭議總件數の四割二分を越えてゐる。

斯様な土地返還爭議は地主側に於ける自作經營、小作地の賣却、地目變換、轉小作等を理由として小作地の返還を要求せるに對し、小作人側は小作契約の繼續、小作權の確認、作離料の請求等を主張して爭議となるものである。それが小作關係の根本的存廢に關する點より見るも、此種爭議の激増は同時に爭議が一般的に深刻化せるを意味するものと見られる。

近時小作爭議が斯様に、土地所有の問題を中心として發展し、地主側は土地立入禁止、立毛及動産

(五) 小作爭議結末内譯表

	四年		五年	
	件數	比率	件數	比率
解決	一、八二〇	七四・八	一、二五六	五九・六
内妥協	一、六二五	六四・四	八三三	三九・七
要求貫徹	二一七	五・二	三三	一・五
要求撤回	三三	二・六	六	三・七
自然消滅	一五	〇・六	一四	〇・七
未解決	六四	二・二	八三	四・四
總計	二、四四〇	一〇〇・〇	二、一〇九	一〇〇・〇

〔備考〕 五年は六年一月十日迄の報告による。農林省調。

差押等の方法に依るのに對して、小作人側は耕作權の確立を目差して對抗してゐる。

小作人側の鬭爭形態は、小作料の不納同盟、小作米の共同保管、小作地の不返還同盟、公租公課の不納同盟の團體的行動に出づるもの多く、特に、秋田、山梨等に於いてはピオニールの結成、小學校兒童の盟休等の新鬭爭方法が採られた。

昨年 に於ける小作爭議の激越化したるは山梨、新潟、秋田、その他概して關東以北に多く、山梨縣

中巨摩郡落合村、同縣東山梨郡奥野田村、同郡豊田村、秋田縣秋田郡下井河村今戸、新潟縣三島郡玉寺川村王番田、中蒲原郡大蒲原村、富山縣西礪波郡東太美等の爭議は血を見る迄に暴動化したものが少くない。その他、栃木縣、和歌山縣、北海道等に於ても團體的示威運動、暴行等をなすに至つてゐる。

五年の小作爭議の結末について見れば第五表の如く、二千百九件中、解決せるもの千二百五十六件で五九%六、殘餘が未解決であるが、解決せるものうち、妥協が最も多く、之に次いで要求貫徹、要求撤回、自然消滅と云ふ順序になつてゐる。而して、これを前年と比較すれば、解決せるものは減少し、未解決は増加してゐる。尙ほ解決せるものうち妥協せるものは激減し、要求貫徹は激増を示した。以上の數字はまた、昨年 に於ける爭議の激越化を示すものと云へる。

(B) 本年第一四半期に於ける爭議

この第一四半期に入つて小作爭議は激増した。總件數は五百五十六件で、前年同期に比すれば百七十一件を増加してゐる。然し關係人員及び土地面積は減少して、依然爭議規模は縮小されてゐる。即ち前年に比し一爭議當りの人員は三三人から二二人に、關係土地面積は十七町六から十町八への各減少である。只關係土地面積中、畑は前年の三倍以上に激増して、畑地爭議の急増を示してゐる。

(六) 第一四半期小作爭議規模

自一月至三月	件數	關係人員		計	關係土地面積		
		地主	小作人		田	畑	其他供計
六 年	五五	二、八五	九、五九六	三、四三二	四、八四二	一、二五	六、〇二六
(一爭議當り)	—	五〇	一七二	二〇三	八七	二〇	一〇八
五 年	三五	二、六四	一〇、一五一	三、七六一	六、四八	三六	六、七九七
(一爭議當り)	—	六・八	二六・三	三三・一	一六・七	〇・八	一七・六
増	(+) 一七二	(+) 二二三	(-) 五五	(-) 三四〇	(-) 一九七	(+) 八三	(-) 七九
(一爭議當り)	—	一一	九一	一〇八	八〇	一一	六八
自一月至三月	小作料値	一時的減額	永久的減額	小作契約續	小作權又は永小作權の確認	小作權又は永小作權の賠償	其他
五年	六	一五三	二七	一三〇	一	一	二七
六年	一四	二二三	四三	一九	一五	八	二七

〔備考〕 當該年度四月十日迄の報告による數字。農村省調査。

これを要求事項別について見れば、小作料値上反對、小作料の一時又は永久減額等も可成りの増加を示してゐるが、小作權に關する爭議は急増し、數年來の土地返還爭議の急増傾向は更に一層激しい。

(七) 第一四半期要求事項別小作爭議件數

自一月至三月	小作料値上反對	一時的減額	永久的減額	小作契約續	小作權又は永小作權の確認	小作權又は永小作權の賠償	其他
五年	六	一五三	二七	一三〇	一	一	二七
六年	一四	二二三	四三	一九	一五	八	二七

かくの如く、小作爭議を通じて見たる農村の状態は、土地問題の急迫化と爭議の暴動化とを示せる時、全國農民組合大會は、三月七日より十日迄の四日間、大阪天王寺公會堂に於いて、未層有の混亂裡に開催せられた。大會は第一日より、土地問題に關する闘争方針を中心として、左右兩翼の衝突を來した。「土地を農民へ！」「労働者農民の戰鬪的提携！」これは、この大會を貫く主要な問題であつた。大會は完全に歩調を合はせるに至つた大衆勞農兩黨の裏切策動によつて左翼分子を中央機關より排除したが、然し大衆は急進的なる綱領を可決して闘争の波のわき上つてゐる事を示してゐる。

四、六年度の展望

恐慌の傷手を負つたまゝ、農村は愈々六年度の生産を始めようとしてゐる。準備は勿論不充分だ。春肥は激減 いま春肥の出廻りを見れば第八表の如く激減してゐる。

即ち鐵道による肥料發送噸數(昨年十一月—本年三月累計)及肥料輸入高(昨年十月—本年二月累計)について見れば、今年の春肥に相當すべき量はその絶對額に於いて最近四ヶ年間の最低レコードを示すのみならず、前年に比すれば前者は一四%四、後者は四〇%九、前三ヶ年平均に比すれば前者は一一%一、後者は二八%六九の激減である。

繭の生産豫想と採算 最近の生絲先物相場から勘定すると、春繭の相場は三圓がむづかしい位だが過日蠶絲中央會が發表した六年度春繭一貫目當り生産費は二圓九十九錢となつてゐる。これは五年度に比し五割方の低落であるが、要するに勞賃並に桑代を昨年の半分以下に見積つたのに原因する。この見積りの可否は兎も角、現在の状態では春繭相場は、昨年の五割安に見積られた生産費を殆ど越え得ない。

麥作柄狀況 農林省の發表(三月二十一日頃の狀況)に依れば氣象状態は三月に入りてより全國を

(八) 春肥 出廻狀況

年次	肥料		全國營業倉庫在	
	鐵道發送噸數	輸入高噸數	在	荷
二年—三年	1,101,101	636,339	2,877	
三年—四年	1,242,469	670,049	1,876	
四年—五年	1,296,068	849,732	3,255	
五年—六年	1,090,094	501,416	3,153	
前年比較	(-) 286,974	(-) 488,326		
同率	14% 四	40% 九		
前三ヶ年平均比較	(-) 27,711	(-) 203,637		
同率	2% 一	26% 九		

〔備考〕 鐵道發送噸數及全國營業倉庫在荷は十一月—三月の五ヶ月累計。

肥料輸入高は十月—二月の五ヶ月累計。

(九) 春繭生産費推定(單位錢)

年次	桑代	蠶種代	勞賃	蠶室蠶具 使用料	補助費	負擔費	雜費	其他共計
五年	255	26	166	33	26	23	33	555
六年推定	219	20	122	30	20	10	20	299

通じ概して順調に向つたが、二月中兎角不順勝の爲、麥の生育はその當時受けた障害がまだ回復するを得ず、施肥量は農家經濟不況のため金肥において相當減少し、自給肥料においてや、増加したやうである。

生産狀況については天候の支配を受くること極めて大なる農産物のことであるから、價格状態についても推測は殆ど許されないが、然し農村の状态について好轉を期待さるべき材料は現在のところ全くない。

農村が渴仰するのは凶作を條件にした價格騰貴でもなく、價格の低下を伴ふ豊作でもない。實に、豊作と價格昂騰、而もその數回の連續を渴仰してゐるのだ。然し高價格と豊作とを同時的に求めることはいまの所絶望だ。

第八節 植民地の状態

既に第二節、「日本の景氣概観」以下に於いて述べた如く、この第一四半期に於ける我國經濟は、恐慌の進行が、表面的には、足踏みを始めたこと、少くともその進度が表面上は甚しく緩められたことに依つて特徴付けられる。

即ち、株價の反騰的動搖、物價低落歩調の緩漫化、數種の商品に於けるストックの減少、事業界の一角に於ける採算の良化、等々の状態が現れ、又一方金融は意想外に緩く、昨秋以來憂慮せられた金融恐慌の危険性も、殆ど立ち去つてしまつたかの如く、現在では世人の記憶から殆ど消え去つてゐる。斯様な、經濟部面に現れた表面上の小康状態は、殆ど全部的に政府、金融資本家、企業家等に依る、必死の恐慌對策に依存するのであるが、その效果は結局、一時的末梢的なものに過ぎず、根柢的な事情は決して改められないのみならず、これ等の對策の強行は、恐慌再爆發の危険をさへ伏藏する。之は我々の前輯以來屢々述べた所である。

而して、此表面的小康状態は朝鮮及臺灣に於ても同様に現れてゐる。

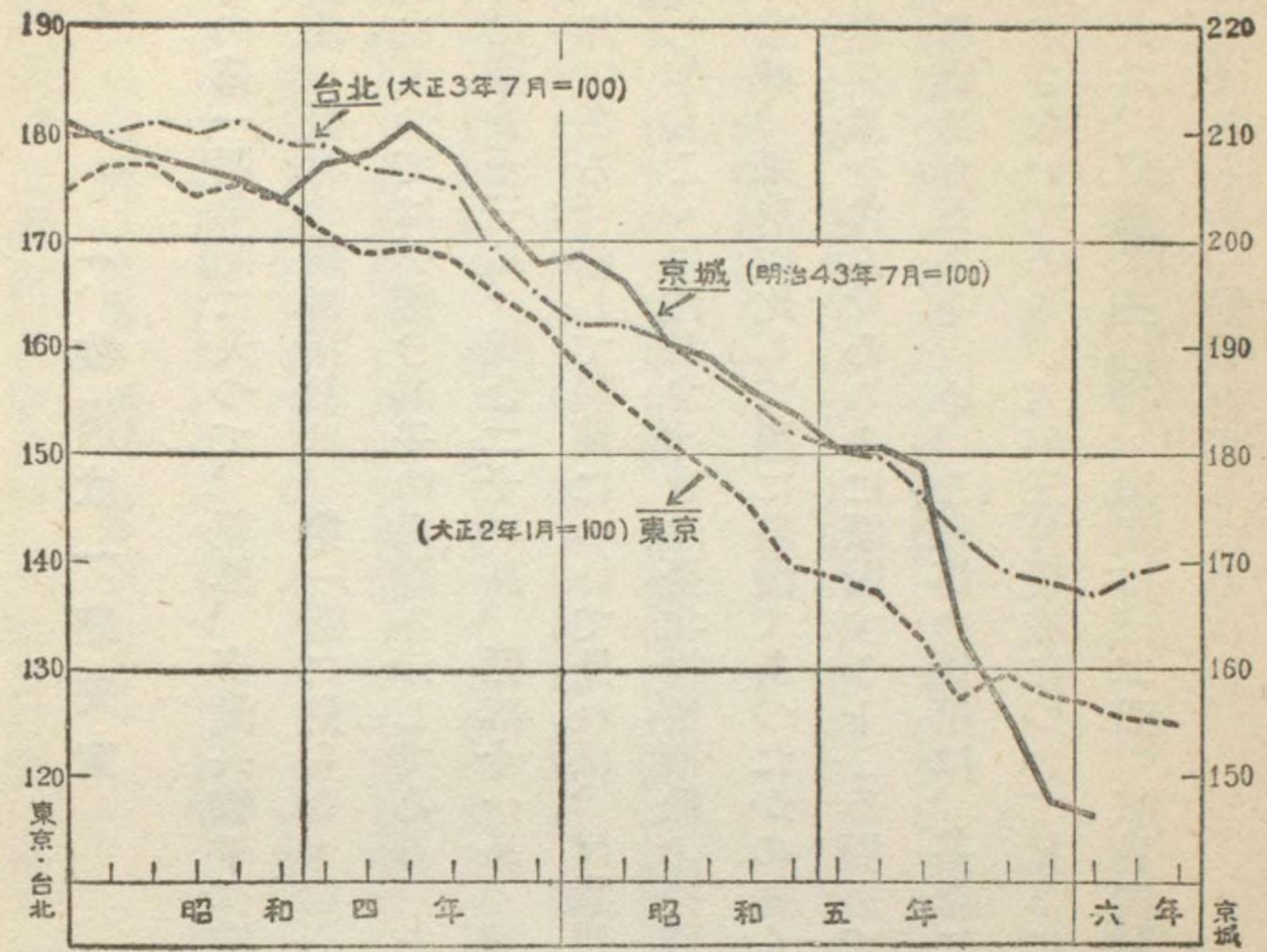
一、物價は一應安定

この第一四半期に入つて、朝鮮、臺灣共物價は概して安定化の傾向が見へる。

臺北 臺北の物價指數は、第一圖に見らる、如く、昨年暮より下け足の鈍りを見せてゐたが、二月三月に入つては引續き若干の昂騰を示してゐる。その内容について見るならば、調査品目四十六品中、二月は騰貴十三品、保合二十二品、低落十一品、であつたが、三月は騰貴十六品、保合十九品、低落十一品である。而して類別について見れば、反騰傾向は食料品に於いて最も顯著である。

然し乍らこゝに注意すべきは臺北物價指數の特殊性である。第一圖に依れば、臺北物價の低落歩調は、京城、東京に比して遙に緩漫であつたかの如く現れてゐるが、これは同指數の構成要素中に總督府の專賣品を含んでゐるのに原因するところ極めて大である。即ち同指數四十六品中酒類、煙草、鹽等の專賣品が五品を占め、これ等の價格は、基準に對して甚しく高位置に固定されたまゝ、多くは低落を示さないでゐる。六年三月現在について見るに、四十六品指數總平均は一三九であるが、日本酒は二六六、紅酒は三〇〇、米酒は三二五、紙卷煙草は一八〇の高位置を示し、而かもこれ等は前年同月に比するも全く變動を示してゐない。

東京、京城、臺北、物價比較



台北は台湾銀行 京城は朝鮮銀行 東京は三井

年	月	東京	京城	臺北	
昭和四年	四月	175.0	211	180	
	五月	177.7	208	181	
	六月	175.7	206	181	
	七月	170.5	207	179	
	八月	169.9	208	177	
	九月	169.3	203	176	
	十月	158.6	199	163	
	十一月	151.3	192	156	
	十二月	145.5	186	155	
	昭和五年	一月	138.9	180	151
		二月	135.5	179	147
		三月	133.5	177	144
四月		127.9	171	142	
五月		129.4	166	141	
六月		129.4	164	140	
昭和六年	一月	125.5	147	137	
	二月	125.4	144	136	
	三月	125.4	141	135	
	四月	125.4	138	134	
	五月	125.4	135	133	
	六月	125.4	131	130	

これ等の要素は、物價指數總平均の低落歩合を緩漫化すると共に、數種商品價格が安定氣運に入る時は、總平均指數をば引き上げる作用をなすものである。従つてか、る專賣品を、京城及び東京の如く、除外するならば、臺北の物價指數總平均も、昨年下半年の低落歩調は可成りの急角度を描いたであらう。(前輯一一八頁で我々が報じた如く、五年十月の臺北物價は四年十月に比し、米は四六%、大豆は三三%、切乾薯は三四%、バナ、四二%、砂糖二七%の何れも下落であつた。)

京城 京城の物價指數(これには臺北の如き專賣品は含まれてゐない)は、第一圖の如く、昨年第四四半期に於いて、文字通りの瀑布的暴落を示した。これは、朝鮮の重要産物たる米の價格暴落に依るところ最も大であつた。然し、本年一月には甚しく下落のテンポを緩めてゐる。これに連續すべき二、三月の指數をまだ知り得ないが、別個の資料に依つて見ても、二月の平均物價は、低落が極めて緩漫であらうことを示してゐる。

いま總督府の調査月報に依つて、重要商品の各地相場平均につき、一、二月の數字を比較すれば第一表の如く、生産品九種のうち騰貴四種、下落五種、輸入品八種の中、騰貴三種、下落五種であるが、下落の幅も概して狭く、總平均に於ける下落率は可成りに鈍ることになるであらう。

第三部 各經濟部面の分析と日本經濟の前途

(一) 朝鮮各地重要物價平均

生産品	一月	二月	騰落率
白米(中一石)	三、八〇	三、一〇	(+) 〇、三〇
大麥(シ)	五、二五	五、五	(+) 〇、一
小麥(シ)	一〇、二八	九、三〇	(-) 〇、九八
大豆(一等一石)	八、七〇	八、四	(-) 〇、二七
小豆(上一石)	一、〇六	一、〇七	(-) 〇、〇九
セメント(小野田)一袋	一、二七	一、二五	(+) 〇、〇八
木材(鴨綠江杉松四寸角)百才	八、六二	八、五〇	(-) 〇、一
炭(根炭)十貫目	一、八六	一、八八	(+) 〇、〇二
朝鮮紙(見様紙)一塊二千枚	四、三五	四、二五	(-) 五、〇〇
移輸入品			
麥粉(内地産)一袋	二、六一	二、五	(-) 〇、〇一
精糖 一俵	一九、九三	一八、八一	(-) 一、一一
綿(天津産)百斤	三、三	三、四一	(+) 一、〇三
油(上松)十ガロン	六、八三	六、九五	(+) 〇、一三
炭(筑豊切込)一トン	三、八一	三、七四	(-) 〇、〇七
木材(米松尺度)一立方尺	〇、九三	〇、九六	(+) 〇、〇三

丸 鐵(五分、内地産)十貫目 二、九
洋 紙(神戸十八封) 一、三

二、八六 (+) 〇、〇三
一、三四 (-) 〇、〇五

〔備考〕 總督府調査月報より

以上、經濟活動の最も鋭敏な指標たる物價について、朝鮮、臺灣の狀勢を見るならば、略ぼ内地同様、下げ足の非常な鈍りが見られる。然し乍ら、かゝる安定化の傾向を生ぜしめた有力な要因は、臺灣に於いては、バナナ、鰯、澤庵、朝鮮に於いては小豆、米、麥、牛皮等の微騰である。即ち、食料品の反撥傾向に依るのであるが、これ等は季節的、一時的事情に依るところ大なるべく、物價の全面的な、底力のある上昇氣運は殆ど現れてゐない。

二、生産界は依然不振

朝鮮、臺灣に於いては生産指數を知り得ないが、生産活動の重要指標たる鐵道運輸の成績について見れば、鐵道貨物噸數及旅客數は、第二表の如く各月とも減少を示してゐる。

第二表は、嚴密に第一四半期の計數を示すものではないが、旅客數は朝鮮五百十三萬人、臺灣二百六十四萬人、前年同期に比すれば前者は五十八萬人(二二%)、後者は四十六萬人(一七%四)の減

第三部 各經濟部面の分析と日本經濟の前途

(二) 鐵道運輸業績
朝鮮鐵道營業成績

旅客數(千人)	四十五年		五十六年		貨物噸數(千噸)	四十五年		五十六年		旅客收入(千圓)	四十五年		五十六年		貨物收入(千圓)	四十五年		五十六年	
	五	六	五	六		五	六	五	六		五	六	五	六		五	六	五	六
十一月	一,八五五	一,五三三	四,一五五	五,三二二	五三二	四四九	一,六三三	一,三三三	一,七九六	一,四八二	一,七九六	一,四八二	一,七九六	一,四八二	一,七九六	一,四八二	一,七九六	一,四八二	一,七九六
十二月	一,九七〇	一,六〇〇	四,一〇一	五,〇〇〇	四〇一	五〇〇	一,七〇七	一,四九六	一,五五三	一,五七七	一,五五三	一,五七七	一,五五三	一,五七七	一,五五三	一,五七七	一,五五三	一,五七七	一,五五三
以上計	一,九四二	一,九四二	四〇一	三六三	一,三三三	三八三	一,五六四	一,二六三	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七	一,三三七
減少	五,七二六	五,一三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	四,八九三	四,〇七一	四,七三五	四,七三五	四,七三五	四,七三五	四,七三五	四,七三五	四,七三五	四,七三五	四,七三五	四,七三五	四,七三五

臺灣官設鐵道本線運輸成績

旅客數(千人)	四十五年		五十六年		貨物噸數(千噸)	四十五年		五十六年		旅客收入(千圓)	四十五年		五十六年		貨物收入(千圓)	四十五年		五十六年	
	五	六	五	六		五	六	五	六		五	六	五	六		五	六	五	六
一月	一,二八四	一,二八四	四,一〇一	四,一〇一	四〇一	四〇一	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三
二月	一,五五〇	一,五五〇	四,一〇一	四,一〇一	四〇一	四〇一	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三
三月	一,五五五	一,五五五	四,一〇一	四,一〇一	四〇一	四〇一	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三
二、三月計	三,一〇九	二,六四六	一,〇一八	九九九	九九九	九九九	一,四三〇	一,二五三	二,四三七	二,四三七	二,四三七	二,四三七	二,四三七	二,四三七	二,四三七	二,四三七	二,四三七	二,四三七	二,四三七
減少	四三二	四三二	九元	九元	九元	九元	一,四三〇	一,二五三	一,二五三	一,二五三	一,二五三	一,二五三	一,二五三	一,二五三	一,二五三	一,二五三	一,二五三	一,二五三	一,二五三

〔備考〕 朝鮮は鮮銀の統計月報、臺灣は臺銀の金融經濟月報より

少である。

鐵道貨物に於いては、朝鮮百三十三萬噸、臺灣約百萬噸で、前年同期に比すれば、前者は三萬一千噸(八%七)、後者は約二萬噸(二%九)の各減少である。

而して月別に見るも、十二月の鐵道貨物噸數が前年同期に比し僅かの増加を示した外は、旅客、貨物につき朝鮮臺灣とも各月減少を示してゐる。

も一つの指標、臺灣の倉庫貨物出入殘高について荷動きの状況を見れば、金額は入、出庫共前年各月に比し減少してゐる。然し出庫高數量に於いては、一月は前年に比し稍増加せるも、二月には再び悪化してゐる。

(三) 臺灣倉庫貨物出入高(單位千個及千圓)

入庫高	四十五年		五十六年		出庫高	四十五年		五十六年		殘高	四十五年		五十六年	
	個數	金額	個數	金額		個數	金額	個數	金額		個數	金額	個數	金額
十二月(五月)	八〇二	七,一九三	八八六	六,七四三	三五六	三,六〇七	四元	五,八六九	三,六〇七	三,六〇七	四元	五,八六九	三,六〇七	三,六〇七
一月(六月)	一,八五五	二四,〇三六	一,七五二	二二,七七五	四元	五,八六九	四元	五,八六九	四元	五,八六九	四元	五,八六九	四元	五,八六九
一月(五年)	一,七四〇	二六,六七三	一,六〇一	二四,〇〇一	六六一	八,二六三	六六一	八,二六三	六六一	八,二六三	六六一	八,二六三	六六一	八,二六三
二月(六年)	一,八三六	二六,六三五	一,五八四	二三,五九三	六八三	九,九一一	六八三	九,九一一	六八三	九,九一一	六八三	九,九一一	六八三	九,九一一
二月(五年)	一,八〇九	三〇,一一五	一,七三三	二八,六〇〇	七四八	九,七七八	七四八	九,七七八	七四八	九,七七八	七四八	九,七七八	七四八	九,七七八

第八節 植民地の状態

〔備考〕 砂糖、肥料、臺灣米、金物製品、機械其他であるが、砂糖及臺灣米が總金額の約七、八割を占めてゐる。即ち出庫高について見れば、一月は百七十五萬箇で、前年に比し十五萬箇(九%三)の増加であつたが、二月には百五十萬箇となり、前年に比すれば十三萬箇(七%九)の減少である。而して、殘高について見れば一、二月とも前年に比し減少してゐるが、二月の數量は一月に比しはるかに増加してゐる。

三、貿易は激増

貿易は輸移出入とも激減してゐるが、減少額は對内地貿易に於いて甚しく、減少率は對外國貿易に於いてはるかに著しい。

朝鮮 第一四半期の貿易は、輸出二百七十一萬圓、輸入は千五百五十八萬圓であるが、これは前年同期に比すれば輸出三百二十六萬圓(五四%五)、輸入九百七十四萬圓(三八%三)の激減である。

對内地貿易について見れば、移出七千四百五十三萬圓、移入四千六百九十七萬圓で、前年同期に比すれば、移出は五百六萬圓(六%四)、移入は千五百三十萬圓(二四%七)の各減少である。

斯様に輸移出入は、凡てその減少の割合を異にするが、貿易尻について見れば對外貿易は千二百八十萬圓の入超、對内地貿易は二千七百五十萬圓の出超で、結局千四百六十萬圓の出超となり、前年同

期が二百二十萬圓の入超なりしに比すれば貿易尻は遙に順調化してゐる。

(四) 第一四半期朝鮮貿易(千圓)

	六年	五年	減少	同率		六年	五年	減少	同率
輸出	二、七一九	五、九八二	三、二六三	五四・五%	移出	七四、五三〇	七九、六〇〇	五、〇六九	六・四%
輸入	一、五、五八一	一、五、四三二	九、七四〇	三六・三%	移入	四、九七四	六二、三六四	一五、三九〇	二四・七%
計	一、八、三〇〇	三、一、四〇三	一、三、一〇三	四一・七%	計	一、二、五〇四	一、四一、九六四	二〇、四六〇	一四・四%
入超	二、八八三	一、九、四三九	六、五五四	三三・八%	出超	七、五五五	一七、二三六	一〇、三三〇	五九・八%

而して、この四半期に於ける重要商品の輸出入額を見れば、第五表の如くである。

即ち、輸移出額の激減に拘らず米は二百二十六萬圓の増加を示し、大豆はほぼ同額の減少である。然し、その増減率について見れば、米は五%五の増加であり、大豆は二七%六の減少である。而して數量について見れば、米は三百三萬石で百二十三萬石(七八%七)、大豆は六十六萬七千石で十一萬七千石(二二%四)の何れも増加である。即ち單價の低落が、特に米に於いては甚しかつたことを示してゐる。これに次いで生絲及び繰綿の輸移出減甚しく、何れも三割六分餘の減少である。

輸移入の減少に於いては、粟の四百六十二萬圓、肥料三百七十一萬圓が最も甚しく、前者は七三%五、後者は六八%三の減少率を示す。而して三者の數量について見れば粟は二十六萬石(五二%八)、

(五) 第一四半期朝鮮重要品貿易(千圓)

輸移出品	六年		五年		増減
	六年	五年	六年	五年	
米及粃	四三、三四二	四一、〇八二	(+) 二、二六〇		
大豆	五、五五五	七、六五六	(-) 二、一〇〇		
魚類	一、九七四	二、二一〇	(-) 二、二三五		
乾海苔	一、三〇〇	一、四四五	(-) 一、一五五		
繰綿	二、四二二	三、七九四	(-) 一、三七二		
生絲	二、七八三	四、四三三	(-) 一、六五〇		
柞蠶生絲	三、二二七	二、八四八	(+) 三、三九		
牛	九五五	一、三三八	(-) 四〇三		
洋紙	九三三	一、〇五〇	(-) 一、一七		
肥料	二、六一	一、八七	(+) 七、七三		
其他共計	七、二五〇	八、五五六	(-) 一、三〇六		
輸移入品	六年		五年		増減
	六年	五年	六年	五年	
粟	一、六五六	六、二五八	(-) 四、六〇二		
大豆	一、四四三	一、三二九	(+) 一、一一四		
砂糖	一、〇九〇	二、二二六	(-) 一、一三六		
綿織物	四、九八二	六、四三〇	(-) 一、四四八		
毛織物	一、三三三	一、五〇〇	(-) 一、一六七		
絹織物	二、一四〇	二、九四六	(-) 八〇六		
紙類	二、〇三六	一、九〇一	(+) 一、一三五		
石炭	二、〇三六	二、一〇六	(-) 七〇		
レール	一、一九九	七六四	(-) 五六五		
機械類	三、二四二	四、三三〇	(-) 一、〇八八		
肥料	一、七三三	五、四四〇	(-) 三、七〇七		
其他共計	三、五五五	八、七五五	(-) 五、二〇〇		

の激減である。(肥料は一、二月の累計について見れば輸移入額八千七百萬斤で、前年の約三分の一に減少してゐる。昨年の農業恐慌による、農村購買力の激減を物語るものであらう。)

臺灣 對外貿易は千六百六十萬圓で、前年に比すれば七百四十二萬圓(三二%九)、對内貿易は一億一

千五百萬圓で前年に比すれば二千二百六十萬圓(一六%四)の減少である。即ち、減少傾向はほぼ朝鮮と同様で、總貿易尻は五千九百萬圓の出超である。

(六) 第一四半期臺灣貿易(千圓)

	六年		五年		減少	同率
	六年	五年	六年	五年		
輸出	三、六四八	四、五八一	九三三	二〇三		
輸入	七、九九三	一四、四八四	六、四九三	四〇八		
計	一、二、六四〇	一、九、〇六六	七、四三三	三、八一九		
入超	四、三四三	九、九〇二	五、五五九	五、六一		
輸出	三、六四八	四、五八一	九三三	二〇三		
移出	八、九、五三三	一〇、八、六二〇	一、〇、八、六二〇	一、九、一〇七		一七・六
輸入	七、九九三	一四、四八四	六、四九三	四〇八		
移入	二、六、二〇八	三、九、七九四	三、五、八六六	一、二、一〇一		
計	一、二、六四〇	一、九、〇六六	七、四三三	三、八一九		
出超	三、三四三	七、八、八五	一、五、五二	一、九、七		

而して輸出品中減少の甚しきは酒精の五十一萬圓で、前年の約六分の一に減少してゐる。而して數量に於いては、六年の輸出額四十三萬斤で前年の約六分の一に減少してゐる。これに次いで包種茶及び綿織物の二十二萬圓、樟腦の十九萬圓の減少であるが、一方石炭、セメント、紅茶、燈油等は微増してゐる。移出に於いては砂糖の千八百七萬圓(一九%四)減が最も甚しく、總額に於ける減少額の九割四分を占める。

輸入に於いては肥料の減少二百五十四萬圓(四三%六)の減少が最も甚しい。然し、數量について見れば六百六十萬斤(五%四)の増加である。

(七) 第一四半期臺灣重要品貿易(千圓)

輸出入	輸出		移入		移出	
	六年	五年	六年	五年	六年	五年
包種茶	八八九	一、二四二	七四、六九四	九三、七三三	六、〇三八	六、七三五
石炭	六六一	六三一	一、〇〇四	一、二二三	一、三三六	一、三九二
綿織物	二六〇	四八三	一、二三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
酒類	二〇〇	六〇〇	一、二三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
樟腦	二二二	三〇〇	一、二三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
セメント	二〇六	三〇〇	一、二三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
糖蜜	五七	一五二	一、二三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
錫	一九	一〇四	一、二三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
紅茶	一〇四	五	一、二三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
燈油	一	一	一、二三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
其他共計	三、六四六	四、五八一	六、五二五	一〇、八二〇	一〇、八二〇	一〇、八二〇
輸入	三、二八九	五、八三九	二、九一九	二、五二四	二、五二四	二、五二四
肥料	三、二八九	五、八三九	二、九一九	二、五二四	二、五二四	二、五二四
大豆	三、二八九	五、八三九	二、九一九	二、五二四	二、五二四	二、五二四
ガンニ	四九八	一、一四九	一、九五六	二、〇三四	二、〇三四	二、〇三四
木	二九五	五〇九	四九七	五六四	五六四	五六四
穀	二九五	五〇九	四九七	五六四	五六四	五六四
木材	三六五	五八七	六〇八	八九〇	八九〇	八九〇
移出	七四、六九四	九三、七三三	六、〇三八	六、七三五	一、〇〇四	一、二二三
砂糖	七四、六九四	九三、七三三	六、〇三八	六、七三五	一、〇〇四	一、二二三
米	六、〇三八	六、七三五	一、〇〇四	一、二二三	一、三三六	一、三九二
芭蕉實	一、〇〇四	一、二二三	一、三三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
鐵	一、二二三	一、三九二	一、三三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
鳳梨罐詰	一、三三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
帽	一、三九二	一、三九二	一、三三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
酒類	一、三九二	一、三九二	一、三三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
樟腦	一、三九二	一、三九二	一、三三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
鮮魚介	一、三九二	一、三九二	一、三三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
木	一、三九二	一、三九二	一、三三六	一、三九二	一、三三六	一、三九二
其他共計	六、五二五	一〇、八二〇	一〇、八二〇	一〇、八二〇	一〇、八二〇	一〇、八二〇
移入	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四
綿織物及	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四
絹織物	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四
鐵	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四
肥料	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四
木	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四
鹹魚乾魚	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四	二、九一九	二、五二四

これを要するに、第一四半期の貿易に於いては、昨年農業恐慌の影響が最も如實に現はれ、これ等植民地に於ける主要産物たる農産物の輸移出額と、農業再生産のための肥料の輸移入とは激減した。これは植民地の極度の窮乏をますと共に、又内地資本にとつての市場の狭隘化を來すものだ。

四、労働状態その他

労働者の状態については詳しい資料を持たないが、賃銀は朝鮮、臺灣共依然低落を續けてゐる。

第八節 植民地の状態

(八) 朝鮮貨銀調(大正十五—一〇〇)

月	四—五年		五—六年	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
十月	101.3	103.4	66.8	93.9
十一月	101.3	103.4	66.4	93.6
十二月	101.0	103.5	63.8	92.8
一月	99.2	101.3	62.4	89.5
二月	66.5	96.9	62.3	86.3
三月	66.0	97.1		

即ち、二月の指數は内地人九二・三で、前年同月の九六・五に比すれば四・二、朝鮮人は八六・三で、前年同月に比すれば一二・六の激減である。

臺灣の勞銀下落は更に甚しきもの、如く、四月中旬の「臺灣日々」は『勞働賃銀が不景氣の結果一般に低下し從來三食乃至四食附きで八十錢位であつたものが五、六十錢に低下したことで肥料の安値と相俟つてこの勞働賃銀が四、五割安』となつたと報じてゐる。

この四半期に於ける臺灣の政治狀勢に於いて特に注意すべきは「臺灣民衆黨」の結社禁止である。同黨は臺灣人唯一の政治結社として全島に八百名の黨員を有するものであるが、二月十八日の第五回

大會に於いて、本島人の差別待遇廢止を要求する政治、經濟、社會三方面に互る要求を議決し、議事を進行中突如臨席の警官に依つて大會の解散を命ぜられ、引續き黨自體の結社禁止を云ひ渡されたのである。當局者の言に依れば、同黨組織後『幾何もなく黨の指導權は急進分子の把握するところとなり、…今回綱領政策を改修し、その指導精神は要するに總督政治に對する絶對反對と民族自決にあるは明かにして本島統治の方針に反する』ものであると。

我々はこの問題の經過についてより詳細な報道をなし得ないが、この問題の有する意義は、民衆の左翼化と社會民主主義の没落、並にこれとの關連に於ける總督府政治のファシスト化、これ等の一連の過程が、恐慌の深大化と共に、より一層明酷な形をとるに至つたことにあると思はれる。

要するにこの四半期に於いては、物價は一應の安定を示せるも、全體として經濟活動は依然不振にして、貿易額の激減は最もよくこれを物語つてゐる。恐慌の打撃は、朝鮮に於いては米價の暴落、臺灣にては砂糖市場の悪化を中心として最も顯著に現れ、又これ等の土地に於ける肥料の輸入高が激減せる所より見るも、農耕の粗放性は益々強められ、反當り生産力を低下させるものと思はれる。又臺灣に於いても、同島の經濟活動にとつては可成りの刺戟となるべく期待された臺灣電力の外債は、四月末米國株式の再暴落により、差當り成立の見込は立たなくなつた。所詮經濟活動を活潑に導くべき

事情は見當らない。かくして又これ等の土地に於ける購買力の激減は、内地資本に對する商品市場の狹隘化を必然に伴ふ。

第九節 日露漁業問題の經過と其紛糾の原因

北洋漁業問題——即ち日本とソヴェート聯邦間に蟠る漁業問題の繫争は近來年毎に繰返され、而も次第に根本的對立抗争にまで轉じて來た。ソヴェート政府は自國の領域内から我が漁業家を完全に驅逐せんと企て、日本はこれに對して其の從來の權益の擁護を圖る。茲に抗争の次第に深刻さを加へて行く理由が存する。而して其將來を考ふるに、若しこの儘に推移するならば、ソ政府の我が漁業家壓迫策は、年一年甚だしくなり、遠からずして北洋に於る日本の漁業權益なるものは絶滅に歸すること明白だ。我が漁業家はこれに對して如何なる方策を探ればよいのか。之は獨り直接の利害關係を有する漁業家のみならず、國民全體としても亦深く考へねばならぬ問題である。

一、露領漁業權の沿革

露領に於る北洋漁業と稱するのは、參考圖表に示す如く、カムチャツカ、オホツク、沿海地方、北サガレンの四地方に於るソヴェート聯邦領海内の漁業を指すのであつて、この地方に於る我が漁業權益なるものは之を歴史的に見るに、單にポーツマス條約に依つてのみ得られたものと解すべきではなく、既に該地方は明治以前から我が漁業家の漁場とされてゐたものである。されば明治八年五月千島と樺太との交換問題が起つた時にも、樺太は遂に露國に奪取せられたが、併しオホツク海とカムチャツカとに於て漁業を營むことの自由は其交換條約に明記せられた。即ち同條約第六款第二項には、

日本國船及商人航海ノ爲ニオホツク海及東カムチャツカノ海港ニ來リ、又ハ其沿岸ニ沿フテ漁業ヲ營ミ、總テ露西亞國最懇親ノ國民同様ナル權利及ビ特典ヲ得ルコト

とある。之に見ても北洋は我が漁業家が古くより漁撈を營み、永年に互り幾多の犠牲を支拂ふて開拓して來た漁場であつたことが裏書される。茲に事實上の權益が生ひ立つたと云ふ可きで、かの明治三十八年のポーツマス媾和條約は、右の歴史的事實的權益を、更に日本の特殊權益として確認せしめたものに過ぎない。又さうでなければ、漁業の如き特殊の經驗を要する産業に就て、日本が突如として斯様な要求をする理由がない。要求したとて何の役にも立たない筈である。ポーツマス條約の其條文(第十一條)は、次の如くである。

露西亞ハ日本海、オホツク海及ベーリング海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ル漁業權ヲ日本國民ニ許容セン
 タメ日本國ト協定ヲ爲スベキコトヲ約ス
 前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニロシア國又ハ外國(即チ日本人)ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及サザルコ
 トニ双方同意ス。

而して日露兩國は、右の條約に従つて、明治四十年七月聖彼得斯堡に於て日露漁業協約を成立せしめ、而して其協約は、同第十三條に依り

日露漁業協約ハ十二年間效力ヲ有スベク毎十二年ノ終リニ於テ、兩締約國相互ノ合意ニ依リ之ヲ更新又ハ改訂スベキモノトス

と定められた。日本は茲に條約の保障に依り、安んじて露領に於て漁業を營み得るに至つたのである。

二、新漁業條約の成立まで

ところで、右の協約に依れば、大正八年は恰も十二年目に當り、當然第一次の協約更新期であつたのだが、當時露國はソヴェート政府の創立未だ遠からざる期であり、日本はシベリヤ出兵で、同政府を敵に廻はしてゐる有様であつたから、漁業協約改定どころの話でなかつた。が列國の壓迫に拘らず、ソ政府は、とうとう其基礎を確立したので、日本も遂に同政府を認め、大正十四年の一月に至り漸く

ソヴェート聯邦政府との間に新に日露基本條約が締結せられた。が、そこに至るまでには無論容易の事ではなく、幾多の波瀾曲折を重ね、不安の裡に僅かに暫定契約で我が權益は維持せられて來たのであつた。この間に於る暫定契約竝に主なる出來事を列記して見れば次の如くである。

- (一) オムスク協約 大正八年八月オムスク政府との覺書交換。
- (二) オムスク政府は同八年に瓦解、このため大正九年新に之に代る浦鹽政府と再協約。
- (三) 大正九年所謂尼港事件突發、我が漁業家は七百萬圓の損害を蒙つたが、これは結局泣寢入となつた。
- (四) 大正十年ロシアは協約を無視して自國のみで競賣を行ふ。このため日本漁業家の自由出漁となつた。同年八月チタ政府と大連會議を開く。
- (五) 大正十一年も未解決自由出漁。九月チタ政府と長春會議を開く。
- (六) 大正十二年に至り初めて日本人の有する漁區全體を一ケ年間包括的に暫定契約す。
- (七) 大正十三年も未だ漁業協約の改訂を見ず。ために三年間の暫定契約を締結して辛くも漁業權を支持して來た。
- (八) 北京會議 大正十二年六月ヨッフエ氏と非公式の交渉が開かれ、大正十三年五月から北京でカ

ラハン氏と我が芳澤公使との正式交渉會議となつた。

斯様に六年の久しき波瀾の後、前記の如く大正十四年ソヴェート聯邦との間に『日本及ソヴェート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約』と云ふ長々しい條約が締結され、之に依つて漸くポーツマス條約の效力存續が完全に確認された。而して北洋漁業に就ては、同條約第三條に依り、

兩締約國ノ政府ハ、本條約實施ノ上ハ、千九百七年ノ漁業協約ノ締結以後一般事態ニ附發生シタルコトアル可キ變化ヲ考量シ、右漁業協約ノ改訂ヲ爲スベキコトヲ約ス

右改訂協約ノ締結ニ至ル迄ノ間、ソヴェート社會主義共和國聯邦政府ハ、日本國民ニ對スル漁區ノ貸下ニ關シ、千九百二十四年ニ確立セラレタル實行方法ヲ維持スベシ

と定められ、而して昭和三年五月漸く新漁業條約が成立し、爾後の日露漁業關係は、この新漁業條約に依つて規定せらるゝことになつた。

かゝる永年の苦心に依つて漸く新漁業條約は打ち立てられたのだが、然し事實は寧ろこれを契機として、日露兩國間の漁區問題の抗争は激成せられ、而して今や日本は全く露領漁業を斷念するか何うかと云ふ最後にまで押迫つたのである。

三、漁業問題紛糾の原因

何故日露の漁業問題はかの條約の明文の存するに拘らず、かくも紛糾を重ね不思議の行詰に陥つたかと云ふに、其原因は實は頗る簡單である。即ちそれは一言に露國政府が此有利なる漁業を日本人の手から奪ひ、自ら之を經營したいと云ふことそれである。而してソ政府は、此目的を達する爲め、其産業五個年計畫の一部として極東漁業の五ヶ年計畫即ち國營企業の進出策を樹て、同時に日本漁業家をば、新漁業條約の不備に乗じ、あらゆる機會を捉へて驅逐することを企て、ゐるのである。而かも我が漁業家間の内部に於ける不統一、無節操が、露國の右の計畫に著しき便宜を與へたことも見逃し能はぬ。如何にも我が漁業家は無統制、無秩序であつて、今日の窮狀に陥つても、尙ほ足並の揃はぬ憾があるのに、ソヴェート聯邦の經營策は秩序整然、國營機關を中心に確固不動の進出策を遂行して怠らない。而して彼の進出策が直ちに我が漁業權益の侵害を意味し我にとつて代らんとするにあることは敢て説明を要せぬことで、これは露國の立場から見れば寧ろ當然の事でもある。如何に昔からの歴史があり、條約があるにしても、自國の大富源を、むざむざ外國人の手に委すことは、假令社會主義政府でなくても残念に思ふが人情であらうからである。

四、漁區奪回の事例

斯くてソ政府の、我が漁業家に對する壓迫が如何に年々強烈を加へて行けるかは、次に掲ぐる漁區奪回の事實が之を説明するに充分だらう。

(一)二四三漁區問題：昭和三年露西亞は東海岸の優良漁區二百四十三號漁區を日本より奪回してアコ(國營漁業)の經營に移した。

(二)十八漁區問題：昭和四年ソ政府は我が經營に屬する十八ヶ漁區を奪回してまたアコの經營に移した。これは繫争漁區なるも事實は日本側は放棄したも同然だ。

(三)廿八漁區問題：昭和六年即ち今年二月にまた我に歸屬すべき廿八ヶ漁區を奪回して、アコの經營たらしめんとした。(註、廿八漁區の内十七漁區はルーブル問題暫定解決のため「ソ」側の奪回承認。四漁區は法定距離不足の故を以て閉鎖。七漁區は繫争十八漁區の代償として日本側の要求強く、爲めに「ソ」側は日本よりの抗議に付き調査することとして保留懸案のまゝなるも何れは奪回に決まつてをる)

元來ソヴェート政府の國營企業が新に漁區を設定せんとする場合は、條約に依つて、特に競賣を行ふことなしに、漁區の借受をすることが出来るのだが(最終議定書この(一))但しこの場合ソ政府は

日本政府に協議することに約束されてをる。然るに、ソ政府はこの「協議」なることは、單なる通告を意味するものとなし、相手方の同意を必要とせずと解釋してをる。かくして契約期限の到來した漁區の内優良なるものから片ツ端し國營漁區に編入することに努めてをる。二四三號漁區、十八漁區、及び二十八漁區の奪取は總てこの遣り口であつた。日本はこれに對して如何程その不當をなじり、不同意を表明して見ても、要するに暖簾に腕押しで、何うにもならぬのが現状である。

試みに漁區の不當奪回の事實を知るため、日露兩國間の經營漁區數を新協定條約成立當年と昭和六年現在と比較するに次の如になつてをる。

日	本	二五七(八六%)	三〇八(四九・六%)
蘇	側	四二(一四%)	三一三(五〇・四%)

五、種々の壓迫策

以上の表面的驅逐策に加ふるに、更に搦手よりする壓迫策にもまたぬかりがない。例へば、

(一)漁區料を急激に釣り上げて、我が漁業家の採算を根柢から覆さんとしつゝあること。

(二)國營漁業が個人漁業家の假面をかりて競賣に参加し、自己の欲する漁區を表面非常の高値を以

て競落しつゝあること。このため隣接の工場附屬漁區が自然的に釣上げらるゝ、間接的損害は莫大である。

(三)右の常套手段に加へ、今年度はまたルーブルの闇相場取引の禁止と關聯して鮮銀浦鹽支店を閉鎖せしめ、同時にルーブルの換算率を不當に引上げた。何れも借區料引上の間接的手段であるのだ。
(四)更に社會保險、勞働時間の制限、漁獲制限、不當監視、又は沒收、罰金等々萬事に窮屈極まる取締規約乃至壓迫的行爲を敢行して、我が漁業家に嫌がらせの限りを盡し、自發的退却を餘儀ならしめつゝあること。

以上の事實は最近二三年來の年中行事として新聞を賑はして來たもので、茲に詳しく説明の要はあ
るまい。

今年の繫争問題の内ルーブル換算率の問題は最初ソ政府側は一ルーブル五十二錢五厘を主張したが四十錢から三十五錢、三十四錢まで讓歩し、日本側は、原案の二十七錢五厘から三十錢まで妥協したが、遂に纏らず、結局幣原、トロヤノフスキーの最後交渉で更に相互に歩寄りの結果三十二錢五厘と云ふことで、暫定的だが一先づ梟がついた。併し肝心の漁區問題は今後の繫争に残されてをる。明年には更に如何なる難問題が飛出すか判らない。

六、北洋漁業の經濟的價值

我が露領漁業に於る投資額は、はつきりは判らぬが、概算四千萬圓内外だらう。而して之より齎らす生産額は年額四、五千萬圓内外、而して我貿易外の受取勘定として輸入超過を調節しつゝ、ある額は年額二千五百萬圓見當と推算される。經營には相當危険の要素も無いではないが其非常に有利な事業であることは曾ての日魯漁業會社の成績でも知られる。前述の如く、露國が何うかして其全部の利益を自國の手に收めたいと願ふは無理もない。或は露國は社會主義國で、日本は資本主義國だから、斯様な紛糾が起るのだと説く人もあるが、併し露國が假令資本主義國でも、其政府又は國民が産業的に目覺めれば必ず起らざるを得ぬ事件であらう。と同時に、將來假りに世界列國が皆共產主義國になつても、國際的には矢張此種の利害衝突は免れ難い。否、寧ろ資本主義國間に於てよりも、もつと其紛争は激しくなるべき危険性もある。日露漁業問題を解決する爲めには先づ我々は此道理を瞭り考へる必要がある。徒に條約を云々するも蓋し無益だ。

第十節 第五十九議會の經過

召集——昭和五年十二月二十三日

閉會——昭和六年三月二十七日(會期を延長すること二日)

第五十九議會は、日本經濟が未曾有の規模に於ける恐慌の只中に置かれ、大衆の生活不安は一般的な社會不安に迄發展しつゝ、あるその時に於いて開催せられた。

然し、それにも拘らず、否その故にこそ、この議會は欺瞞と馬鹿騒ぎとのうちに過ぎされた點に於いて、また未曾有の名に値するものであつた。

この議會に於て政府は、濱口首相の病まだ癒えなかつた、め、會期の大部分は幣原首相代理のもとに經過しなければならなかつた。又三月十日濱口首相は漸く登院するに至つたが、併し其健康は依然甚だ不良にて、議場に於ける質問應答にも殆ど耐えず、登院は全く名のみの結果に終つた。今期議會が、何等見るべき成績を挙げ得ず、寧ろ空前の混亂裡に終つた理由の一は是にある。が更に一步突込んで考へれば、議會が斯くの如き状態を呈せるは、必ずしも今回だけの事ではない。それが國政處理

の機關として無能を暴露せることは既に久しい。世界は今や第二産業革命の時期にあると云はるゝが、政治も亦同様に革命を必要としつゝ、あるのである。今期の我議會は、此大勢的無能力化に加ふるに、政府及與黨は首相の病氣にて、内部の統一を缺き、而かも時は政治的に非常の處置を要する空前の大恐慌期に當れる爲め、一層強く其無能を暴露するに至つたのである。

一、主要問題

第五十九議會に於ける主要問題は、財政問題(赤字及び減税の問題)、農山漁村の極度の窮乏に對する對策問題、失業救済問題、北洋漁業問題、首相代理問題、等であり、重要法案としては産業統制法労働組合法、等(本節二、「第五十九議會の成績」参照)が見らるゝ。

併し右の主要問題中、財政、重要經濟政策及び北洋漁業問題に就いては、別に第九節、第十一節及第十二節に述ぶるから、本節に於いては、首相代理問題及び労働組合法案について略記しよう。

首相代理問題 休會明けの一月二十二日衆議院本會議は、開會劈頭、幣原首相代理問題で波亂を見せた。政友會の云ふところは、「内閣の基礎は總理大臣にあり、政黨總裁にあらねばならぬ、而して内閣官制第八條に依る臨時總理は當然長期に亘るべからざるもので、首相代理を以て議會に臨む如きは政

黨政治の破壊を意味するものである。政府は責任政治の通義に鑑み深甚の考慮を加へて、政黨内閣の規格を整備」せよと云ふのであつた。

而して首相代理との責任關係については、「臨時代理は首相の職權及び責任を負ひ、又首相は臨時代理理解任後に於いても臨時代理の行動についても責任を負ふ」旨を幣原首相代理より言明されたのだがこの問題は、二月三日衆議院豫算總會に於いて、幣原首相代理のロンドン條約に關する失言問題によつて再燃した。

「註」失言の内容(速記)左の如し

「この前の議會に濱口首相も私もロンドン條約を以つて日本の國防を危くするものとは考へないと云ふ意味は申しました。現にこの條約は御批准になつて居ります。御批准になつてゐると云ふことを以つてこのロンドン條約が國防を危くするものでないと云ふことは明かでありませう」

これは政治上の責任を元首に及ぼさるゝことを政治機構の基本とする政體に於いては、確に取り返しのつかぬ失言であつた。そのため議會は遂に流血の大亂闘を見、約一週間の間は事實上議事中止となり、豫算審査期は、そのために五日間の延長となつた。併し此の問題は結局、幣原首相代理の失言取消しと政友會側議員の暴行に對する告發取消しとに依つて妥協が成立した。

労働組合法案 これは資本家側からは、「革命主義の組合を助長し、産業の健全なる發達を阻害する

もの」であるとして猛烈な反對を受け、無産政黨側からは、「組合運動及び爭議の取締りを本來の目的とする欺瞞的法案であり、オブラートに包まれた毒藥である」としてこれまた猛烈な反對を受けた。

蓋し、資本家側は、たとへ如何なる意圖のもとに成案されたる法案にせよ、労働條件の維持、改善を目的とする労働組合を合法的な存在たらしむることを恐怖した。元來日本資本主義が遅れて國際經濟の舞臺に出でながらも、先進資本主義國に對する競争に於いて、一の強大なる勢力となり得た重大な一條件は、労働の強度化であつた。我紡績業者をして「ランカシャー恐るゝに足らず」と放言せしむる自信も、労働強度化の可能性に對する自信以外の何者でもない。さればこそ資本家側は如何なる形態と内容を有するものにせよ、労働階級の結成に何等かの機會を與ふるの如き法律には絶対に反對であつた。議會前より資本家側は全國的な反對運動を起し、政府の「組合法案懇談會」に對しても、労働者側の出席する場合は多くボイコットをなし、彼等の水入らずの懇談會に於いては絶對的な反對を聲明した。

いま同法案について見るに、組合の目的は同法第一條に「本法ニ於テ労働組合ト稱スルハ労働條件ノ維持改善及組合員ノ共濟、修養其他共同利益ノ保護増進ヲ目的トスル同一若クハ類似ノ職業若クハ産業ノ労働者ノ團體又ハ其ノ團體ノ同一若クハ類似ノ職業若クハ産業ニ依ル聯合團體ヲ謂フ」と規定

してある。然しこれは社會局原案第一條「本法ニ於テ勞働組合ト稱スルハ勞働條件ノ維持改善ヲ目的トスル勞働者ノ團體又ハ其ノ聯合體ヲ謂フ、勞働組合ハ前項ニ掲ゲルモノノ外組合員ノ共濟修養其ノ他共同利益ノ保護増進ヲ目的ト爲スコトヲ得」を修正したるものであつて、この修正は、勞働組合を單なる共濟組合又は修養團體化せんとする一部資本家側の要求を入れ、政府の行へるものであるが、同時に政府は第十二條「勞働組合ハ衆議院議員又は北海道會、府縣會、市會、町村會其他之ニ準スヘキモノノ議員ノ選舉運動ニ關シ費用ヲ支出シ又ハ其ノ費用ニ充ツル爲組合員ヨリ金錢ヲ徵收スルコトヲ得ズ」の項を新に追加することに依つて、勞働組合が政治的目的のために活動することを極度に制限せんとしたものである。

尙ほ勞働組合の賠償責任に關する免責規定、社會局案第十三條「勞働組合ノ役員又ハ組合員ガ勞働條件ノ維持又ハ改善ニ關シ勤誘其ノ他ノ方法ニ依リ他人ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ又ハ雇傭契約ヲ解除セシメ若クハ之ヲ締結セザラシメタルニ因リ雇傭者ニ生ゼシメタル損害ニ付テハ勞働組合、其ノ役員及組合員ハ賠償ノ責ニ任ゼズ」は、資本家側の反對に依つて政府はこれを削除して議會に提出した。併し政府は此法案を議會に提出はしたが、素より資本家團體に對しては頭の上がらぬ政府である。本氣に其通過をはかる意志はなかつた。従つて衆議院は、民政黨が絶對多數を占むるだけに、形式的

に通過せしめたが、貴族院に於ては委員會の審議も終らず、議案の返戻を受け、其儘になつた。

二、第五十九議會の成績

第五十九議會の成績は政府が議會に提出した豫算案八件、事後承諾案八件、昭和四年度決算關係六件及び法律案七十四件に對し、豫算案及び事後承諾案は全部原案可決、法律案は衆議院通過七十二件、兩院通過六十四件である。兩院を通過したものは左の如くである。

△豫算案

- 一、昭和六年度歳入歳出總豫算案並昭和六年度各特別會計歳入歳出豫算案
- 二、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件
- 三、(第一號)昭和六年度歳入歳出總豫算追加案
- 四、(特第一號)昭和六年度各特別會計歳入歳出追加案
- 五、(追第一號)豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件
- 六、(特第一號)昭和五年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
- 七、(第二號)昭和六年度歳入歳出總豫算追加案
- 八、(第一號)昭和五年度歳入歳出總豫算追加案

△承諾案

第三部 各經濟部面の分析と日本經濟の前途

二二六

一、昭和四年度第一豫備金支出の件外七件

△法律案

- 一、地租法案
- 二、營業收益稅法中改正法律案
- 三、砂糖消費稅法中改正法律案
- 四、織物消費稅法中改正法律案
- 五、特別會計における營繕費に關する法律案
- 六、特別會計の恩給負擔金を一般會計に繰入るゝことに關する法律案
- 七、賠償金特別會計法廢止法律案
- 八、昭和四年法律第二十六號中改正法律案(神戸商大移轉改築に關する件)
- 九、京都高等工藝學校移轉改築費に充用したる金額の補填に關する法律案
- 一〇、製鐵所特別會計法中改正法律案
- 一一、簡易生命保險特別會計法中改正法律案
- 一二、明治四十一年法律第三十七號中改正法律案(地方稅制限に關する件)
- 一三、大正十五年法律第二十四號中改正法律案(地方稅に關する件)
- 一四、都市計畫法中改正法律案
- 一五、震災被害者に對する租稅の減免猶豫等に關する法律案
- 一六、郵便法中改正法律案
- 一七、鐵道船舶郵便法中改正法律案

- 一八、國際決濟銀行に租稅等を課せざることに關する法律案
- 一九、米穀法中改正法律案
- 二〇、米穀需給調節特別會計法中改正法律案
- 二一、刑事補償法案(修正)
- 二二、輸出生絲檢査法中改正法律案
- 二三、耕地整理法中改正法律案
- 二四、地方鐵道補助法中改正法律案(修正)
- 二五、抵當證券法案
- 二六、不動産登記法中改正法律案
- 二七、民事訴訟法中改正法律案
- 二八、競賣法中改正法律案
- 二九、民事訴訟用印紙稅法中改正法律案
- 三〇、日本勸業銀行法中改正法律案
- 三一、農工銀行法中改正法律案
- 三二、北海道拓殖銀行法中改正法律案
- 三三、國稅徵收法中改正法律案
- 三四、貯蓄銀行法中改正法律案
- 三五、取引所稅法中改正法律案
- 三六、寄生蟲病豫防法案(修正)

第十節 第五十九議會の經過

二二七

- 三七、明治四十年法律第十一號中改正法律案(癩豫防に關する件)
- 三八、國立公園法案
- 三九、無盡業法中改正法律案
- 四〇、瓦斯事業法中改正法律案
- 四一、自動車交通事業法案(修正)
- 四二、輸出組合法中改正法律案
- 四三、重要輸出品工業組合法中改正法律案(修正)
- 四四、簡易生命保險法中改正法律案
- 四五、重要産業の統制に關する法律案
- 四六、著作權法中改正法律案(修正)
- 四七、大正十三年法律第二號中改正法律案(海軍々備制限條約實施の件)(修正)
- 四八、電氣事業法改正法律案(修正)
- 四九、土地收用法中改正法律案
- 五〇、勞働者災害扶助法案
- 五一、勞働者災害扶助責任保險特別會計法案
- 五三、入營者職業保障法案修正
- 五四、明治四十二年法律第二十一號中改正法律案(立木に關する件)
- 五五、祐德軌道株式會社所屬軌道補償のため公債發行に關する法律案
- 五六、(ロンドン)海軍條約實施に關する法律案

- 五七、製鐵業獎勵法中改正法律案
 - 五八、軍事救護法中改正法律案
 - 五九、競馬法中改正法律案
 - 六〇、牧野法案
 - 六一、關稅定率中改正法律案
 - 六二、船舶積量測度法中改正法律案
 - 六三、蠶絲業組合法案
 - 六四、蠶絲業法中改正法律案
- 又衆議院を通過し貴族院で否決されたものは次ぎの如くである。此四つは何れも地方に於ける婦人公民權を認めんとしたものである。

- 一、市制中改正法律案
 - 二、町村制中改正法律案
 - 三、府縣制中改正法律案
 - 四、北海道會中改正法律案
- 次ぎに衆議院を通過し、貴族院の握りつづしにあつたものは左の四つであつた。
- 一、小作法律案
 - 二、治安警察法中改正法律案
 - 三、勞働組合法案
 - 四、勞働爭議調停法中改正法律案
- 衆議院で審議未了のものは、
船員保險案

貴族院で審議未了のものは、

一、衛生組合法案

二、傳染病豫防法改正法律案

貴衆兩院何れも審議未了となつたものは、

昭和四年度歳入歳出總決算ほか決算關係五件

而して衆議院では議員提出法律案九十件中五十件を可決、一件を否決、一件を撤回、卅八件未了となつた。

決議案の成績は左の如し。

一、内閣不信任の件(否決)

三、議院圖書館及事務室等建築速成の件(可決)

二、議院建築速成の件(可決)

四、議院付屬新聞通信記者事務所完成の件(可決)

建議案は三百四十九件中三百四十三件を可決し請願一千八百九十一件を採擇した。

貴族院は左記決議案

一、中小産業者並失業者の救濟の關する決議案

二、北洋漁業權益確保に關する決議案

のほか建議案二件を可決し他に請願百十五件を採擇した。

第十一節 經濟政策

世界的不景氣が幕を切つて落した、丁度それと時を同うして日本は金の輸出禁止を解いた。換言すれば、物價の世界的低落が始つた際に、日本は貨幣價値の引上——低物價政策を採用したのである。斯う云ふ途方もない根本的な經濟政策がまづ採用されたが爲めに、物價の激落に依つてあらゆる産業部門に於ける利潤が急角度に減少し、産業資本は未曾有の苦悶に陥り、金融資本は回收懸念の危険區域に轉入し、而して生産活動の萎縮と勞働整理の爲めに遠慮なく失業大衆が創造されて、全國にバラ撒かれた。

これは金解禁と云ふ基本的な布石の後に於ける局面のくづれである。どの隅を見ても殆んど總くづれである。斯様な局面に向つては如何なる對策があり得るだらうか。また基本的な布石を置いた支配階級は、事實如何なる對策を採つたか。

後者から先に述べる。失業者の汎濫に就ては、我々自身之を語るを避けて、貴族院をして語らしめよう。貴族院は去三月十九日左の如き決議案を大多數を以て通過させてゐる。

中小産業者並失業業者ノ救済ニ關スル決議

本院ハ曩ニ政府ニ對シ經濟界ノ不況ニ因ル中小産業者ノ疲弊並失業業者ノ激増ニ鑑ミ、之ガ救済防止ノ對策ヲ講ゼラレムコトヲ建議シタリ。然ルニ爾來政府ノ爲ス所十分ノ效果ヲ與フルニ至ラズ、失業業者ハ依然トシテ減退セザルノミナラズ、中小産業業者ノ窮乏不安亦益甚シキヲ加フ。

本院ハ政府ノ措置宜シキヲ得ザルモノアリト認ム。依テ政府ハ更ニ時難ノ匡救ニ努力スヘシ。

即ち、「政府ノ措置宜シキヲ得ザル」ものであることは、わが貴族院が明瞭に認めた所であつて、更に我々の附言を要しない。

併し乍ら、これだけは明確にして置かねばならぬ。即ち、金解禁の斷行者は、その爲めに犠牲にされる最も抵抗力弱き被支配階級に對しては、一顧も與へなかつた、と云ふ事を。

失業政策に就て完全に無關心の態度を採つた支配階級は、では、疲弊した經濟界に就て如何なる對策を建てたか。我々は、之を探して見たが、對策らしいものは重要産業の統制に關する政策と、不動産金融に關する抵當證券制の創設以外には、格別金解禁後の政策として目すべきものはなかつた。

一、重要産業の統制

然らば、金解禁責任者の採つた經濟政策の一をなす、「重要産業の統制」とは如何なるものであり、經濟界に如何なる効果を及ぼすものであらうか。まづ、之に就て當局者の説明を聞かう。

俵前商工大臣は「重要産業の統制に關する法律案」提出に際して次の如くに述べた。

「……就中根本的の缺陷として、總ての弊害の根本を爲しますものは、企業統制を缺く點であると考えられてあります、中小企業と云はず、大企業と云はず、多數の企業者が洵に無規律、無節制に、無謀不當なる競争を敢て致して居りますことが、我が産業界の現状であるのであります。

其結果は我が商品の海外販路の進出を妨げますのみならず、更に各企業者が共倒れと相成り、我が重要産業其のものゝ存在を危殆に陥らしむると云つた如きことがあるのであります。是が爲に延て我が國民經濟に及ぼす損害が、極めて大なるものがあります。故に此現狀に鑑みまして少くもわが重要なる産業に對して規律統制を付け、其安定を圖ると云ふことが、最も急務であります。是が本案を提出するに至りました所以であるのであります。」

一言に言へば、わが産業は不當無謀の競争を敢てしてをるから、重要産業に就ては之に規律統制を與へて、安定を圖ると云ふのだ。甚だ漠然としてゐるから、更に、議會を通過した統制法の主力をなす箇條を左に掲げる。

重要産業ノ統制ニ關スル法律（法律第四十號）

第一條、重要ナル産業ヲ營ム者生産又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テ同業者二分ノ一以上ノ加盟アルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ、之ヲ變更廢止シタルトキ亦同シ前項ノ産業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ指定ス

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル産業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル事項ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

第二條、主務大臣前條ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ、當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ、統制委員會ノ議ヲ經テ當該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定ニ加盟セザル同業ニ對シテ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三條、主務大臣第一條ノ統制協定ガ公益ニ反シ又ハ當該産業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルトキハ、統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

之に依れば、「重要なる産業を營む者が生産又は販賣に關して統制協定を爲したる場合に、同業者二分の一の加盟があり、更にその三分の二以上の申請のあつた場合には、必要ありと認められた時は統制委員會の議を経て當該統制協定に服しない者に對して、協定の全部又は一部に依るべき事を、商工大臣は命令する事が出来る」のである。

外國にも、或産業に就ては、右と類似の統制法がないではないが、併し我國の是は「重要ナル産業」

と云ふ廣汎なものを含むカルテルの強制法である。重要なる産業とは何かと云へば、政府の説明に従へば、「羊毛工業、人肥、電機、洋灰、」等を最先に考慮してをる由である。

云ふ迄もなく、紡績、石炭、其他の産業部門に於ては「カルテルの活動」參照夫々當業者同志が生産、販賣の統制を爲しつゝあるが、政府説明の其等産業にはまだ有力な統制團體が無い。それは當業者同志の協議では到底全體が纏らず、活動が起せない爲めである。昨秋、政府が統制の肝入りし、而して完全に失敗したものに、羊毛工業がある。この例に於ては、政府は強制法のない事を痛感した筈であるから、この法律の出た今日では、やらうと思へば強制してやらせる事が出来よう。

重要産業の種類は別に定むる統制委員會の議を経て主務大臣が指定する事になつてゐるが、その具體的なものは前記の如くであつて、輸出組合法や工業組合法に入らない、所謂大企業である。斯様な大企業に、國家が命令を以て統制を強要し得ることにしたのは、假令、この統制法は後述の如き缺陷を持つものであつても、原則の上に於て重要な意義を有する。それは確かに自由主義經濟から統制經濟への轉歩である。少くも轉歩への強烈な要求である。然し乍ら、謂ふ所の統制經濟——彼等の要求する統制經濟——とは何か。それは俵前商相の説明した如く、「重要産業の安定を圖らん」とする爲めの統制だ。安定は相當の利潤を擧げると云ふ事と同義語と解して良い事は、これ亦俵大臣の議會答辯に俟

たずとも、明白である。併し、生産者の相當なる利潤は、消費者の相當なる購入價格と、往々にして一致しない。茲に於て、統制協定が消費者側より見て不當のものとなる危険が多い。第三條は、斯の如き場合に、統制委員會の議を経て變更又は取消を命ずる事を得せしめてをる。斯様に、法律の體様から云へば、統制委員會と云ふものを持ち出して、これに公平な判断をさせるように、仕組んであるが、一體統制委員會の構成内容も發表せぬ位であるから、果して統制委員會が生産と消費に就て計畫的統制を本當にするのかどうか、明確でない。がいづれにしても本法が、企業の救濟、就中大企業者本位の法律であることは疑ひもない。

率直に云へば、この統制法は、金解禁で困憊した重要産業に於て、内部抗争が激しくて、容易にカルテルの出來ぬものに、國家がカルテル結成に權力を用ゐて、生産量或は販賣價を大企業者の都合の良いように決定させることにあらう。若し、國家權力の發動したカルテルの協定が、關係他産業と紛議を生じた場合、例へば、いまの紡績聯合會の生産量協定に對する縞三綾或は綿ネル側の不滿の如きものが起れば、自由結成のカルテルならば、現在の如く知らん顔も出來ようが、官製カルテルだと然うは行かぬ爲め、官廳は頗る窮況に立つに至らう。且つ、産業部門の間に於ける抗争を一層激化するであらう。

が、本法は本來大企業救濟が目的の非常立法であるから、大企業が相當儲かる點を目標に、すべてが動くであらう。

何故に非常立法と云ふか。この統制法の附則に、「本法ハ施行後五ケ年ヲ限り其效力ヲ有ス」と規定したことは、蓋し看過し難い點である。この統制法は、事實空文に終つて、斯様な統制は出來ない、或は立消えにならうと云ふ者すらあつて、統制法の實效を甚だ危ぶまれてゐるが、寧ろ重要なのは自由主義經濟の修正、統制經濟の思想的展開と云ふ點にあると見る向もある位だ。然るに、之を五ケ年に限つたことは、その眞意が永久の意識的國家統制ではない、と云ふ事が瞭かだ。若し、五ケ年位すれば金解禁の困難も薄らぐだらうとする考なれば、統制經濟に就ての理論的な考慮は頗る弱いものと云はねばならぬ。然らば、實效を疑はるゝこの統制法の價値は、自ら明白であらう。即ち、カルテル結成の困難なものに五ケ年を限つて助力を與へて置けば、其内にカルテルを必要としなくなるか、或は五ケ年経てばそれが自由結成のカルテルになるであらうといふ程の考しかないようである。

併し乍ら、統制法制定に依つて明瞭に窺へる事は、羊毛工業、人肥、電機、洋灰等の重要産業にして自由放任では統制のつき難いものに、國家權力を用ゐてカルテルを結成させ、物價下落を阻止し、而して儲けさしてやらうと意圖したことである。假令、それが「抜かない刀」に終らうとも、刀を持

つてをると云ふ點はオドシ位にはならう。また大企業家は都合が良ければ、この刀を抜かせるであらう。要するに統制法は、外觀はどうあらうと、大企業をして官製カルテルを結成せしめ、物價下落を防いで、利潤を確保せしめようとするものに外ならぬ。即ち現内閣の低物價政策と根本的に背馳するものであつて、斯様な矛盾政策を携ねばならぬ所に、現政府及其擁護者の弱點が存在する。

二、抵當證券法

抵當證券法には、如何なる經濟政策が盛られてゐるか。政府の此法案提出の理由書の一節を見るに次の如くである。

「我國ノ經濟及金融ノ狀況ニ鑑ミ、不動産金融ヲ圓滑ナラシムル爲、抵當證券制度ヲ創設シ、抵當附債權ノ轉ヲ容易ナラシムルノ必要アリ。」

即ち不動産金融を圓滑ならしめよう云ふのである。併し茲に註解を加へて置かねばならぬは、此法律は決して不動産の所有者に對して金融の便を與へよう云ふのではない。そこにも無論間接に若干の便宜はあらうが、併し法律の主眼は、不動産を擔保にして金を貸してをる者、即ち主として地方銀行に對して、その抵當權に流動性を與へて、資金の固定に依る苦しみを緩和しようとするものである。

る。

従つて之が地方銀行の救済策と見られるのは當然である。此點をはつきりさせて置かないと、「不動産金融ヲ圓滑ナラシムル爲」と云ふ政府の抵當證券法提出理由を、そのまゝ、「一般的不動産金融」と誤解する恐れが生ずる。

併し地方銀行の救済でも、若し眞當に救済し得るなら、それも好い。然らば抵當證券法は、不動産抵當權者に如何なる便宜があるか。まづ同法の重要な箇條二三を次に摘記しよう。

抵當證券法抜粹

(法律第十五號)

第一條、土地、建物又ハ地上權ヲ目的トスル抵當權ヲ有スル者ハ其ノ登記ヲ管轄スル登記所ニ抵當證券ノ交附ヲ申請スルコトヲ得

第十四條、抵當證券ノ發行アリタルトキハ抵當權及債權ノ處分ハ抵當證券ヲ以テスルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

抵當權ト債權トハ分離シテ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第十五條、抵當證券ノ讓受ハ裏書ニ依リテ之ヲ爲ス

第三十條、抵當證券ノ所持人ハ債務者が元本ノ支拂ヲ爲サザルトキハ辨濟期ヨリ三月内ニ抵當權ノ目的タル土地、建物又ハ地上權ニ付競賣ノ申立ヲ爲スコトヲ要ス

わが國の不動産擔保貸付額は約六十五億圓に達せんとする状態で、しかもこの貸付は固定して動か
ない。不動産貸出の多い地方銀行の困難せる所以であるが、抵當證券の發行、讓渡に依つてこれが流
動化するれば、其限りこれ等困惑せる銀行は息をつく譯である。而して政府は、右の法律と同時に、
不動産金融を主たる業務とする勸業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行等の特殊銀行に對して、抵當證
券の賣買、又は之を質として定期償還貸付を爲す途を開き、併せて債券發行限度の擴張を許した。

此抵當證券法は施行區域が勅令で定められることになつてゐる(附則第二項)、全國的ではない。當
分は大體市制の布かれてゐる土地、地方裁判所の所在地、借地法の實施されてゐる東京郊外の如き地
に限られる由である。が、追々其他の地方にも適用さるゝであらう。

併し斯様にして、此法律が布かれて、其結果はどうか。

第一に、今日の地方銀行の困難は必ずしも抵當權の處分が出来ないことではなくして、其抵當權の
價値の低下である。或地方の銀行は價額七十萬圓と考へる土地を擔保として、漸く十餘萬圓の資金を
某特殊銀行から融通して貰つた。斯う云ふ事では、幾ら抵當證券が出来ても地方銀行は救はれず、從
つて地方の金融も樂にはならぬ。物價低落を今日の儘にして、地方金融を救はうと云ふのは、水から
火を出すよりも、むづかしい。

第二に、假りに抵當證券法で、地方銀行の金融が一時救はれるにしても、其の結果は、良い抵當物
は、いづれも特殊銀行等の手に渡り、残つた物は屑ばかりにならう。即ち地方銀行の實質は、却つて
尙惡化する憂ひがある。

三、關稅政策

次に我々は民政黨内閣の採つた關稅政策を窺はう。鐵鋼關稅に就ては、第三輯に關説したが、銑鐵
現行一匁一圓七十錢を七圓七十錢に、鋼材現行一匁十八圓六十錢を二十一圓六十錢程度に引上げる決
心を政府はしたのであつた。云ふ迄もなく、關稅引上は製鐵會社合同運動を實效あらしめんとする最
も端的なエサであつた。然るに、悪い事には井上藏相は、大阪に於て豫め鐵鋼關稅の引上は斷じてや
らぬと言明し、それが爲めに總選舉其他に於て經濟更新會、自由通商協會、其他銑鐵、鋼材の貿易商
等から多大の支援を受けたと云ふ事實がある。鐵鋼關稅引上の報が大阪に傳はるや、これ等政府支持
の人々は、急遽上京して猛烈な反對運動をやつた。大財閥の持てあます製鐵會社を合同させるエサに
使ふ鐵鋼關稅の引上と有力なる政府支持者の反對運動との板ばさみに陥つた政府殊に井上藏相の立場
は甚だ苦しいものがあつた。

而して此の爲め鐵鋼關稅の引上は遂に實現されず、従つて製鐵合同も流産に終つた。而して残つたものは關稅政策を玩ぶ民政黨内閣の無定見のみであつた。

無定見と云へば外國疏安に對する不當廉賣法適用は、俄商工大臣の明かに決意せる所であつたが、これ亦、遂に適用を見ず、内外疏安扱者の協定に依つて幕を閉ぢた。

政府提案の關稅率改正案にして議會通過のものに、木材關稅の引上と人絹關稅の引下とがある。前者は次表の如く、イに對し一圓十錢のものを四圓四十五錢に、ロに對し無稅だつたものを新に二圓七十錢課稅するものだ。

木 材 關 稅

第六百十二號第一項己ノ四チ左ノ如ク改ム、

己ノ四、モミ屬(トドマツ等)、マツ屬(紅松等)及カラマツ屬(落葉松等)

マツ屬(紅松等)及カラマツ屬(落葉松等)

イ、厚二百ミリメートルヲ超エザルモノ、每立方メートル

四・四五圓

ロ、其ノ他(丸太及割材ヲ含ム)

二・七〇圓

この木材は沿海州材であつて、昭和四年に木材關稅の引上を行つた時、沿海州材は製紙原料だとの主旨を以て引上られなかつた。が、實際は、包装用、建築用に使用せられ、米材と同じく内地山林業

の競争相手となる爲めに課稅運動が起り、遂に、沿海州材のみを特別扱ひする事が出来なくなつて、今回の如き引上を見るに至つたものである。斯様な次第であるから、今回の木材關稅引上は單に外材の關稅率に均衡を與へたと云ふに過ぎない。但し、外材の輸入關稅を高くする事に依つては、内地の山林は濫伐を促されこそするが、毫も植林、保存等はされないであらう。

次に人絹關稅は、大正十五年の改正に依る百斤百二十五圓を七十五圓に、一舉にして五十圓、即ち四〇%に相當するだけ引下げたのである。蓋し、人絹關稅は從價にして見れば殆んど倍額に上る高率なものであり、爲めに人絹生産者は非常に利益を受けてゐた。然るに、人絹織物の製織及輸出は近年頗る活況を呈した。だが、高率關稅保護の下に於ける高い原糸を以てしては海外に於ける競争力を殺されること夥しい爲めに、輸出人絹織物業者は保稅工場を設置して外國品を無稅で使つてゐた。現在私設保稅工場は五ツ許可されてゐるが、續々と増設を申請する状態であつた。織物業者の爲す所は洵に當然であつて、高率關稅の維持をすれば保稅工場創設運動の起ることは、止むを得ない。併し、保稅工場を許せば内地人絹の賣行が悪くなる爲めに、人絹製造業者は頑強にこの保稅工場増設に對して阻止運動を試みた。斯様に、製造業者と原料としての消費者との間に利害關係を異にする爲めに、相反する運動を惹起し、政府は板ばさみに會つて遂に人絹關稅の四割引下を決定したのである。併し、

斯かる趨勢に於て、國家又は地方の公財政——それは前に述べたる如く、本來的に統制經濟を立前とする——が、平時に於ても次第に國民經濟上に其重要性を増し來る傾向なるは當然の事である。資本主義經濟勃興の初期に於ては、國家は、成るべく少く政治する (Least govern) を以て理想とし、從つて國家の財政支出は亦成るべく少きを以て良好なりとした。併し近年の政治と財政とは、世界の各國を通じて次第に右の理想とは反對の方向に走りつゝある。即ちそれだけ、世界經濟は、資本主義經濟の範圍を縮少し、統制經濟の重要性を増しつゝあるのである。

殊に經濟界が恐慌乃至不景氣期に轉入せる際には、前述の如く、一時的ではあるが、資本主義經濟は、俄かに統制經濟の假面を被る必要に迫らるゝ。從つて斯かる時期には、就中、國家又は地方の公財政が、重大な役目を演ずる。此時期に於ては、私企業の利潤の減少乃至缺損と、從つて信用の破綻との爲め、資本主義經濟は殆ど全く無力化するからして、それより生ずる國民生活の窮乏を救ひ、進んで更に資本主義經濟の再活動を促す契機を作るには、先づ公財政の機宜に應じた活動に依る外、他に急速に效果ある方法は無いからだ。昔から財政上の定石として、不景氣期には公營事業を起すことが適當なりとせられ、又現に我國に於て財政の緊縮主義或は非募債主義の緩和が要求せられつゝあるは(濱口内閣及若槻内閣の支持者からさへも)右の理由に出づるのである。

二、緊縮政策を棄て得ざる理由

然るに濱口内閣は、昭和四年の其組閣と同時に聲明せる緊縮政策及其双兒なる非募債主義を如何にしても棄つるを得なかつた。而して之は、濱口内閣の延長たる若槻内閣に於ても同様であることは、若槻首相及井上藏相の累次の聲明に依つて明かである。尤も若槻首相は、さすがに濱口内閣の財政の行詰りを察し、政治は活物なるが故、主義に於て假令濱口内閣の政策を繼承するも、尙ほ時々的情勢に順應するの必要を説いてゐるが(例へば本年四月十三日の同男民政黨總裁就任演説)事實は蓋し何程の順應も出來ないであらう。

而して此事實を世人は往々にして、唯だ濱口内閣及若槻内閣の行き掛りに囚れたるより生ぜるもの、如く考へるが、それは全く誤解である。

我々は、既に濱口内閣成立以前より警告したのであるが、昭和四年當時の我國の經濟狀態を以て、舊平價金解禁を行へば、當然強烈なデフレーション政策、即ち緊縮政策を必要とする。若し此政策を取らぬならば、我國の對外貿易は著しき逆潮を呈し、金は巨額の流出を示すこと明かであつた。何となれば舊平價金解禁に依り我對外爲替相場の騰貴することは、取りも直ほさず我國の物價を、國際的

にそれだけ騰貴せしむることに外ならないからである。然るに不幸にして、そこに又世界恐慌が現れ、外國の物價は激落した。故に我國は、金解禁だけでも既に強烈なる緊縮政策に依り物價を引下げる必要のあつた所に、更に世界恐慌に依る世界の物價の下落に應じて、又我物價を引下ぐることを餘儀なくせられた。然るに今我國の物價の位置を見るに、恐らくはまだ此兩者に十分相當するだけの下落が現れ盡してゐない。故に若し此際政府が緊縮政策を放棄し、財政を膨脹せしめたならば、物價は當然騰貴を免れないから、我對外貿易は、従つて逆潮を呈し、金は流出し、或は遂に金の輸出の再禁止を必要とするに至るかも知れぬ。舊平價金解禁を行つたことを唯一の誇りとする濱口内閣及其延長たる若槻内閣に緊縮政策の放棄し得ない理由である。

而して之は假令民政黨内閣に代るに政友會内閣を以てするも、金解禁を此儘に續くる限り、同様である。政友會は頻りに積極政策を主張するが、それは上記の理由に依り、金解禁の繼續と衝突する。政友會にして眞に積極政策を實行せんとせば、同時に必ず金輸出再禁止の覺悟がなければならぬ。

三、昭和六年度豫算の解剖

以上の如き経緯に依り、濱口内閣は、昭和六年度豫算を編成するに當つて依然として緊縮方針を固

執した。而して其豫算は、第五十九議會を通過した。第一表に示す數字がそれである。

(一) 一般會計歳入出三箇年對照(單位圓)

歳入經常部	昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度		六年度増減	
	豫算	實行豫算	豫算	實行豫算	豫算	實行豫算	五年度に比し	四年度に比し
租	一、三九六、七〇〇	一、五二四、五二二	一、四八二、一四三	一、四八二、一四三	一、二七、五八七	一、二七、五八七	(+)	(+)
所得税	七七八、二八七	八九六、八〇九	八九三、五〇五	八九三、五〇五	二一八、五三二	二一八、五三二	(+)	(+)
地租	一六三、七三三	二〇四、〇一八	二〇四、〇一八	二〇四、〇一八	四〇〇、二四五	四〇〇、二四五	(+)	(+)
營業收益税	四、九九二	五九、三八五	六七、四八四	六七、四八四	二、九六四	二、九六四	(+)	(+)
相續業税	二九、〇六六	二七、四九八	二九、〇六六	二九、〇六六	一、五六八	一、五六八	(+)	(+)
礦業税	四、九六二	五、五八九	五、四一七	五、四一七	六二六	六二六	(+)	(+)
資本利子税	一五、九七六	一五、八八二	一六、一五七	一六、一五七	九三	九三	(+)	(+)
兌換銀行券發行税	八、六三六	六、〇一六	五、六二五	五、六二五	二、六一九	二、六一九	(+)	(+)
酒税	二二〇、八〇七	三九、一五四	二四三、五六三	二四三、五六三	一八、三三七	一八、三三七	(+)	(+)
清涼飲料税	三、七八一	四、六三三	四、四一七	四、四一七	八五一	八五一	(+)	(+)
砂糖消費税	七六、六二七	八二、五三三	八二、二四四	八二、二四四	五、九〇五	五、九〇五	(+)	(+)
織物消費税	三、六六七	三、九七七	三、七九一	三、七九一	六、三〇九	六、三〇九	(+)	(+)
取引所税	八、四八二	九、八一六	八、六四七	八、六四七	一、三三三	一、三三三	(+)	(+)

關稅	一二,二六八,六五六	一四,二四三,六九	一三六,〇九六,九四〇	(一)	三三,九七四,九七三	(一)	三三,八八八,二八四
噸稅	二,四五四,五五二	二,三〇五,五五四	二,三五四,一〇六	(+)	一四八,九九八	(+)	一〇〇,四四六
印紙收入	七三,〇七〇,四八二	八五,五五五,八九〇	七九,二五七,七六六	(一)	一一,四八五,四〇八	(一)	六,一八七,二八四
官業及官有財産收入	五〇,一一七,四五二	五〇,一一七,四五二	四七九,六六四,二四五	(一)	一六〇,五七九	(+)	二,一五三,二〇七
郵便電信及電話收入	二四〇,八八七,八〇〇	二五三,〇三三,八七	二九九,四三三,六四七	(一)	一一,一四五,〇三七	(+)	一,四二四,一五三
森林收入	四三,〇九〇,八四一	四七,六六八,二七	三九,七三三,二四二	(一)	四,五三七,二八六	(+)	三,三六二,五九九
專賣局益金	一九八,二四八,八二四	一七,四七七,六四八	一七,八〇三,一七〇	(+)	二〇,七七二,一六六	(+)	二〇,四四五,六四四
其他	一八,八八九,九九七	二二,一三九,四一九	二二,九六九,一八六	(一)	四,二四九,四三三	(一)	四,〇七九,一八九
雜收	二七,七三三,五六	一七,一五三,六九三	一六,二二五,〇二五	(+)	一〇,五八〇,八三三	(+)	一一,五一八,五二一
特別會計より繰入金	一六,七六一,二四八	一三,七五五,九八〇	一一,二〇一,〇三七	(+)	三,〇〇五,二六八	(+)	四,五六〇,二二一
歳入臨時部	九二,三〇四,四九八	九四,〇八六,九四五	三四五,三〇一,四四七	(一)	一,七八二,四四七	(一)	一五二,九九六,九四九
公債	二二,〇〇〇,〇〇〇	〇	九九,八六二,五七九	(+)	二二,〇〇〇,〇〇〇	(一)	七七,八六二,五七九
前年度剩餘金繰入	〇	四八,〇七三,七二	一九〇,八三六,〇九三	(+)	四八,〇七三,七二	(一)	一九〇,八三六,〇九三
其他	七〇,三〇四,四九八	四六,〇三三,二三四	五五,六〇,七七五	(+)	二四,二九一,二七四	(+)	一五,七〇一,七二三
歳入總計	一,四八九,二七四,五四二	一,六〇八,六三八,九六四	一,八二六,四四四,七五一	(一)	一一九,三六四,四三三	(一)	三三七,一七〇,三〇九
歳出經常部	一,一八二,七三六,六九八	一,二四四,〇三六,九一五	一,二二二,七二六,八六〇	(一)	四一,六六〇,二二七	(一)	三〇,三五〇,一六二
皇室	四,五〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	(一)	—	(一)	—
外務	一五,一七五,五六五	一五,八八九,二八二	一六,五九六,〇三二	(一)	七三,七七七	(一)	一,四二〇,四七七
内務	四五,三〇〇,〇八八	四五,八三三,六二七	四九,二八〇,五九三	(一)	五〇〇,五三九	(一)	三,九五〇,五〇五

大藏省	三二,二五一,四八九	三三,〇七四,七五〇	三五,五三六,四三六	(一)	一三,八三三,二六一	(一)	一四,二八四,九七
(内)國債整理基金繰入	二五九,四三三,三三〇	二七二,二四二,二六〇	二八〇,三二二,七八八	(一)	一一,八〇〇,四〇〇	(一)	二〇,九二〇,五六八
陸軍省	一七二,二七五,四九〇	一七八,六八五,五六六	一七八,八九八,九三四	(一)	六,四二〇,〇九六	(一)	六,六三三,四四四
海軍省	一四一,二〇九,九八三	一五一,一六一,九〇六	一四七,六四八,五二七	(一)	九,九五二,九三三	(一)	六,四三六,五四四
司法省	三二,二七〇,〇五八	三四,一三三,一一四	三四,八六二,三二八	(一)	一,八六三,〇五六	(一)	二,五九二,二七〇
文部省	一三二,三二〇,二四九	一三二,八二八,七〇六	一二,四三三,一四八	(一)	五二八,四五七	(+)	九,八八八,一〇一
農林省	三〇,五五三,六七八	三二,三四三,七八八	三〇,四六九,三六〇	(一)	七九〇,一一〇	(+)	八四,三八八
商工省	四,九二二,六六六	五,二二四,三〇四	五,二〇三,八七〇	(一)	三〇一,六三八	(一)	二九一,二〇四
遞信省	二九二,四六七,二六〇	二九七,八八六,〇六七	二九六,〇四六,六六七	(一)	五,四二八,八〇七	(一)	三,五七九,四〇七
(内)年金恩給	一四七,三九一,五二五	一四三,六〇九,五九八	一四五,三七二,五八四	(+)	一,七八一,九一七	(+)	二,〇一八,九三二
拓務省	二,四〇七,二五二	二,四八五,七八五	二,二六一,九八七	(一)	七八,五三三	(+)	一四五,二六五
歳出臨時部	三〇六,五二六,四〇九	三三四,六〇二,〇四九	五三,五九〇,一九五	(一)	七八,〇七五,六四〇	(一)	二七,〇六三,七八六
外務省	二,四三三,三五七	三,一五七,七二三	六,六三二,六七三	(一)	七五,三五六	(一)	四,一九九,三二六
内務省	九六,二八二,五六三	九五,三九八,〇二五	一七〇,八六〇,九五四	(+)	八八四,五三八	(一)	七四,五七八,三九一
(内)帝都復興費	一,三八〇,〇〇〇	一五,九九五,三三〇	七三,一四九,四七九	(一)	一四,六一五,三三〇	(一)	七二,七六九,四七九
大藏省	一五,四三二,〇八七	一八,三三六,三六六	二六,一八五,九二三	(一)	二,八九五,二七九	(一)	一〇,七五四,八二六
陸軍省	一六,三四四,〇〇五	三三,一〇〇,九〇六	四八,三五六,〇七三	(一)	一五,七五六,九〇一	(一)	三三,〇二二,〇六八
海軍省	六九,六六五,一五五	一一一,七七五,七八二	一二〇,〇一六,五四〇	(一)	四二,一一〇,六二七	(一)	五,三五二,三八五
司法省	五〇四,四五八	七三三,八九三	二,五七〇,二〇八	(一)	三九,四三三	(一)	二,〇六五,七五〇

文部省	六、九一、四五九	二、三〇七、二四九	三、九五二、六九一	五、三三五、六九〇	一五、九七〇、三三二
農林省	二七、六六〇、三三九	二七、六九七、八八四	二八、五三三、七五〇	三七、五四五	九〇三、四二一
商工省	六、〇〇八、二四六	六、三三三、六四〇	六、二七一、四二四	三四七、三九四	二六三、二七六
逓信省	四〇、七七、八五三	五〇、〇三九、〇八三	六〇、八七七、三四一	九、二五一、一九一	二〇、〇八九、四九九
拓務省	二四、四八、八四八	二六、七〇九、六〇八	三〇、三〇四、六二八	二、二八〇、七六〇	五、八七五、七八〇
歳出總計	一、四八八、九〇三、一〇七	一、六〇八、六三八、九六四	一、七三六、三三七、〇五五	一、二一九、七五五、八五七	二、四四七、四二三、九四九
歳入超過		三七一、四三三〇	九〇、二七、六六六	三七一、四三三	八九、七五、二六四

然るに之に見ると、昭和五年度一般會計歳出豫算は約十四億八千九百萬圓で、五年度豫算に比し約一億二千萬圓(七%四強)四年度決算に比し約二億五千萬圓(一四%三弱)の減少である。前輯に於ても述べた如く、我國民の收入は、昭和四年度と今日と比較して、到底一割四分や一割五分の減少ではない。然るに昭和六年度歳出は、緊縮主義を唱へながら、四年度決算に比し僅かに一割四分餘の減少に過ぎない。國民の收入に比し、事實は非常の膨脹豫算であることが、一見して明白だ。

従つて斯様な豫算が、若し政府にして眞實公債の發行を二千二百萬圓(之は失業救濟事業費として特に政府が追加豫算を以て要求せるものである)に止むるなら、到底實行し得べきものでないことも明白だ。其證據は既に昭和五年度豫算に現れてゐる。後に述べる如く、昭和五年度の一般會計歳入実績は、豫算に比し一億二千萬圓に及ぶ不足を告ぐることに、井上蔵相も明言せる所である。然るに六年

度豫算は、前記の如く五年度に比し一億二千萬圓弱の減縮に過ぎない。従つて六年度豫算は、最も善く行つて、危く歳出入トシ、と云ふ所だが、事實は到底左う豫期の出来ぬ理由がある。其一は、五年度租税の少なからざる部分は、納税者の昭和四年度收入を基礎として課税せられたものであるから、今日の不景氣の影響をまだ全部的に現し盡してゐない。然るに六年度租税は、愈よ五年度の國民收入が基準になるから、右の影響が悉く現れる。第二に、政府は四年度から五年度にかけての租税の受入に細工を施し、實は四年度に於て收納すべき租税を態々五年度に繰越し、以て五年度の歳入不足を補つた形跡がある。政友會の大口喜六氏が、政府に就て確めたる所に依れば、其金額が凡そ千三百萬圓のことである。斯様のわけで、昭和六年度歳入は、恐らく前記豫算よりも五千萬圓以上一億圓に近い缺陷を現すであらう。果して然らば昭和六年度豫算は、前述の如く更に公債發行を増額するか、然らざれば歳出の削減を行ふか、二者孰れかに依るの外、實行全く不可能だ。

四、五年度豫算の赤字問題

昭和五年度豫算が實行果して可能であるか、云ひ換へれば果して豫算の如く歳入を期待し得るか、の問題は、既に昨年四—五月の第五十八議會(臨時議會)に於て論議せられ、更に本年春の第五十九

議會に於ては、一層深刻な質問が野黨から發せられた所のものである。之に對して政府は、始終一貫、左様の心配は一切無用だとの答辯を以て押切つた。にも拘らず井上藏相は、第五十八議會の終つて僅かに一個月も経過せぬ昨年六月初めに、早くも五年度豫算の實行不可能なるを發見して、各省歳出に互りて八千一百萬圓の節約を計畫し(本年報第二輯第三二—三五頁)議會に於ける政府の言明の餘りに出鱈目なるを暴露した。が此節約も、之を各省に要求せる結果は、計畫通りに行はれず(殊に陸海軍兩省の反對に依り)事實は漸く六千一百萬圓の歳出節約を行ひ得るに止つたから、政府は已むを得ず、其不足の殘餘を、官吏の賞與減額其他に依る歳出不要額一千萬圓、及煙草元賣捌人の廢止に伴ふ延納金の回收一千萬圓(回收總額約二千萬圓の中、一千萬圓だけ五年度に繰入れ、残りは前掲六年度豫算專賣局益金中に含む)合せて二千萬圓を以て補填する計畫を立てた。而して第五十九議會に於ては、此以上重ねて歳入不足を生ずる憂ひなしと聲明したのである。

然るに本年三月三十一日、第五十九議會が終つて僅かに四日目に、井上藏相は、また議會に於ける言明を裏切つた。而して三月三十一日の計算に依つて察するに、昭和五年度歳入實績は、豫算に比し一億二千萬圓の不足を生ずる見込みである。従つて前の節約八千一百萬圓にては決算締切までに尙ほ約四千萬圓の缺陷を現すべく、三月三十一日に於ては四千八百萬圓の歳入が足りない、故に政府

は此不足を補ふ爲め、先に打切つた震災善後公債を復活發行すべく、先づ差當つて預金部から四千八百萬圓だけ繰替借入を行ふ旨を發表した。第五十九議會に於て、野黨議員は、万一、五年度歳入が、先に節約した八千一百萬圓以上に不足を生じたら何うするか、政府は非募債主義の看板の下に、前に發行を停止した震災善後公債を發行する如きことはないかと、頻りに藏相に突込んだが、藏相は之に對して、斷じて發行せずとも約束しなかつたが、併し又發行するとも云はなかつた。従つて三百代言的辯解をすれば、發行したとて、必ずしも議會を偽つたことにはならぬか知れぬが、併し政治道徳的には無論發行し得べからざる筋合のものである。四月六日井上藏相は、政友會の要求に依り、三土前藏相等五名の政友會代表と會見し、此問題に就て論戰を交へたが、畢竟藏相には、世人を首肯せしむるに足る辯明は出來なかつた。

五、井上藏相の違算

昭和五年度歳入は、前掲第三項中に述べた如く、初めから政府に於て苦心し、努めて其増加をはかる工夫を施せるものである。にも拘らず政府は遂に一億二千萬圓の不足を發表するの已むべからざるに至つた。従つて昭和六年度の豫算も亦前に述べたる如く、第五十九議會を通過せる形の儘では、

必ず實行不可能に陥るべきこと頗る明白だ。我國に議會始つて以來未だ曾つて無い現象だ。何うして左様の事は起つたか。

井上藏相は之に就て、本年四月十七日名古屋市中で開かれた全國手形交換所聯合會大會の演説（河田大藏次官代讀）に於て、『經濟界の變化は餘りに急激でありまして、歳入の減少は豫想外に多く、斯くの如く豫定外の借入金をなすことを餘儀なくせられたことは、財政の局に當る者として、眞に遺憾に感じて居ります』と述べた。罪を經濟界の急激なる變化に歸したのである。けれども之は裏返して解説すれば、井上藏相に、此急激なる經濟界の變化を察知する明が缺けてゐたと云ふ事に外ならない。變化が餘り急激だつたから、何んな間違ひが生じても致し方ないと許さるゝなら、誰れにでも大藏大臣は出来る。敢て井上準之助氏に待つ必要はない。況や左様な不明な人が、大それた金解禁を執行するなどは、僭上の沙汰である。事實此急激なる經濟界の變化は、決して豫見し得なかつたものではない。既に我々は濱口内閣成立以前から、疾くにそれを豫言し警告したのである。

然るに井上藏相は我々の此警告に耳を傾けなかつた。而して藏相は、先づ第一に舊平價金解禁が經濟界に及ぼすべき影響を輕視し、第二に世界恐慌の深度を（其既に進行を始めてから後に於ても）誤診し、第三に、従つて財政の緊縮と云ふも、其程度はほんの僅かで済むものと謬算した。藏相の其謬算

が如何に甚だしかつたかは、例へば第五十七議會に初めて提出した昭和五年度豫算の租稅收入見積りが、昭和四年度のそれに比し僅かに三百五十萬圓減の九億六百萬圓であつたことでもわかる。此豫算は、藏相に取つては幸にして、衆議院解散の爲め不成立になつたが、既に初めからの藏相の頭が斯様に間違つてをたつたから、後に至つて屢次其誤りを訂正するの已むべからざるに至つても、いつも事態を輕く見た。

のみならず昭和六年度豫算の編成に當つては、藏相も其今までの考への誤つたことを感知したらしいが、併しこゝに至つては、最早藏相の力のみでは何うにも處置は出来なかつた。之蓋し藏相が、昭和六年度豫算に、行政及財政整理調査會諸費五萬圓を計上し、調査會の力をかりて、難局打開の方法を講ぜんとせる所以である。金解禁等の影響を甘く見てか、つた藏相は、表面に於ては尙ほ其過ちを認むることを回避してゐると雖も、事實はこゝに全く兜を脱いだわけである。

六、依然たる軍事費中心の財政

所謂『井上財政』が全く行詰りに陥れる顛末は、大要以上の如くだが、更に昭和六年度豫算の歳出に就て、各省別の歳出比率を示すと第二表の通りである。

三箇年間の豫算を通じて、最も多くの比率(歳出總額を100として)を占むるは國債整理基金繰入即ち國債の元利償還金である。併し之は過去の借金の跡始末だから暫く致し方ないとする外はない。

(二) 各省歳出百分比

	昭和六		昭和五		昭和四(決算)	
	金額(圓)	百分比	金額(圓)	百分比	金額(圓)	百分比
皇室費	四,五〇〇,〇〇〇	〇・三	四,五〇〇,〇〇〇	〇・三	四,五〇〇,〇〇〇	〇・三
外務省	一七,六〇七,九三三	一・二	一九,〇四六,九九五	一・二	三三,三七,六九五	一・三
内務省	一四〇,三三三,六一	九・四	一五,二二六,三〇二	七・八	一四六,九九二,〇六八	八・五
帝都復興費	一,三八〇,〇〇〇	〇・一	一五,九九五,三〇〇	一・〇	七三,一四九,四七九	四・二
大藏省	六八,二五〇,三五六	四・六	七三,一五八,八五六	四・四	七一,三七九,五一	四・二
國債整理基金繰入	二五九,四三三,三〇〇	一七・四	二七二,二四二,二六〇	一六・九	二八〇,三四二,七八八	一六・一
陸軍省	一八,六六九,四九五	一・三	二二〇,七六六,四九二	一三・一	二二七,二五五,〇〇七	一三・一
海軍省	二二〇,八七五,一三八	一四・一	二六二,九三七,六八八	一六・三	二六七,六六五,〇六七	一五・四
司法部	三三,七四〇,五六	二・二	三四,八六七,〇〇七	二・一	三七,四三三,五三六	二・一
文部省	一三六,二九一,七〇八	九・三	一四四,一三五,八五五	八・九	一四四,三七三,八三九	八・三
農林省	五八,二四〇,〇二七	三・九	五九,〇四一,六七二	三・七	五九,〇三三,一一〇	三・四
商工省	一〇,九二〇,九二二	〇・七	一一,五六九,九四四	〇・七	一一,四七五,二九九	〇・七
逓信省	一八五,八六三,六三七	一三・五	二〇二,三三五,五五二	一三・五	二二一,五五一,四三四	一三・二
總計	一,四八八,九〇三,一〇七	100・0	一,六〇八,六三八,九六四	100・0	一,七三六,三二七,〇五五	100・0

〔備考〕 本表の歳出は經常及臨時兩部の合計である。

内務省所管の帝都復興費、大藏省所管の國債整理基金繰入、逓信省所管の年金恩給は、其等の省の他の歳出と別掲して比率を計算した。

故に右國債整理基金は別として、六年度の諸省の歳出比率を見ると、其最も多きは海軍の一四%一、次ぎは陸軍の一三%六、第三は逓信省の一三%五で、其他諸省は何れも一〇%以下である。逓信省の歳出の年々比較的多いのは、其中に逓信費、即ち郵便電信電話事業費を含むからである。従つて之は同時に収入を伴つてゐる。其金額は何程かと云ふと、昭和六年度豫算に於ては、逓信費支出が一億四千二百萬圓、其収入(第一表歳入經常部郵便電信及電話収入)が二億四千一百萬圓、差引却つて一億圓の利益になつてゐるわけである。故に此逓信費を除いて見れば、逓信省の歳出は四千五百萬圓程度に下り、歳出總額に對する比率は僅かに三%強に過ぎぬ。

然るに海陸軍兩省の歳出は、其總てが全くの經費であつて、而してそれは兩省を合計して、歳出總額の二六%七である。昭和四年度に比すれば、僅かに減額はしてゐるが、併し我財政が依然として過

重の軍事費に累せられてゐることが判る。倫敦海軍條約の成立は、我々の手を額にして祝賀せる所であるが、それが我國民負擔を輕減する程度は不幸にして甚だ僅かに止つた。

七、昭和六年度の減稅計畫

既に本年報第三輯に述べたる如く、倫敦海軍條約の結果、政府が國民負擔の輕減に充當し得べしとせる金額は、平年度に於て僅かに二千六百萬圓足らず、昭和六年度に於ては唯だ九百餘萬圓に過ぎぬ。而して政府は之に依つて次ぎの如き減稅計畫を立てた。

- (イ) 地租 課稅標準を賃貸價格に改め、稅率を其三%とす、但し昭和六年度は四%。
- (ロ) 營業收益稅 法人稅率を三%四(舊率三%六) 個人稅率を純益千圓以下の金額二%、千圓を超ゆる金額二%六(舊率一律に二%八) に引下ぐ、但し昭和六年度は個人純益中千圓以下の金額のみに限りて二%五に引下ぐ。

(ハ) 砂糖消費稅 各品種を通し稅率約一割を低下す、但し昭和七年一月一日より施行。

(ニ) 織物消費稅 下級織物の免稅範圍を擴張し、且稅率約一割を減ず、但し昭和六年十二月一日より施行。

而して右に依り、政府の計算に従へば、第三表の如き減稅が出来るのである。

(三) 減稅豫定金額表(單位圓)

	昭和六年度	昭和七年度	平年度
地 稅	六、七〇、二八九	一〇、四三、四九〇	一〇、八二〇、五七七
營業收益稅	一、二四、六五七	四、〇四、九四八	四、六一五、八三四
砂糖消費稅	二七、一一〇	四、七六〇、七〇九	六、〇五九、三九四
織物消費稅	九二、四九六	四、一三六、九四一	四、一三六、九四一
計	九、一二三、五五二	二三、三六六、〇八八	二五、六三三、六九六

倫敦海軍條約に依り浮き出す所の海軍擴張保留財源は、昭和六乃至十一年度の六年間に五億八百萬圓と稱せられたが、併し事實は以上の如く、此六年間に國民負擔の輕減の行はるゝは一億三千五百萬圓足らずで、残りの三億七千四百萬圓は依然として海軍補充費に用ゐらるゝのである。而かも第三輯に述べたる如く、現在の海軍計畫に依れば昭和十乃至十一年度には更に第二次補充に着手せねばならぬ形勢にある。

八、財政の前途の見透し

政府は愈よ行政及財政の整理を行ふべく、其調査會を始めたが、さて其結果は、何れ程の事が出来

よう。

昭和六年度の歳入豫算は、前述の如く、又々恐らく五千萬圓以上一億圓に近い實收減を示すであらうが、而かも其歳入は、煙草元賣捌人廢止に依る一時的收入一千萬圓、賠償金特別會計廢止に依る繰入一千二百萬圓等、あらゆる財源を漁り盡し、尙ほ其外に公債二千二百萬圓を計上し、漸く此額に達せしめ得たのである。

元來我一般會計歳入は、公債及前年度剩餘金繰入を除いて計算すると、まだ今日の如き物價低下の起らなかつた昭和四年度に於て、約十五億三千五百萬圓（三年度に於ても略ぼ同額の十五億五千二百萬圓）であつたから、其二割減と見ても昭和六年度以後に於ては十二億二千萬圓程度の歳入しかないわけである。物價低下は、此間に於て二割七分餘にも上つてをるから、右の計算は、財政に對する財界不振の影響を寧ろ著しく軽く見たものだ。然るに政府の提出した昭和六年度歳入は、公債及前年度剩餘金を除いて十四億六千七百萬圓を示し、又昭和七年度以降の歳入も、政府の計畫に依れば第四表の如く十四億三千萬圓前後である。其非常の見積過大であることが察せられる。我々は、如何に調査會を設くるとも、到底尋常一樣の手段で、此歳入減少に對應する行政整理が出来ようとは考へぬ。況や我國家の今後の歳出は從來殆ど閉却せられたる社會的文化的施設の擴張充實の爲め、更に大に増さ

ねばならぬ必要に迫られつゝ、あるに於てをや。

(四) 濱口内閣發表一般會計歳入出十年計畫

歳入	昭和六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
經常部	一,三九四,二九五	一,三六六,四一九	一,三三七,一五五	一,三七五,二八四	一,三八一,七〇〇	一,三六二,二六六	一,三六五,七六六	一,三五五,三三六	一,三八五,二七三	一,三八四,八六五
臨時部	六四,四七六	六五,二七〇	五五,五七五	五二,六六九	五二,八四一	五二,〇二七	四五,四〇四	三二,三八七	三〇,六一八	三〇,四六一
計	一,四五八,七二一	一,四三二,七〇〇	一,四三二,七三二	一,四二七,九五三	一,四三四,五四一	一,四三四,二九四	一,四二二,一八一	一,四一六,六五五	一,四一五,八九一	一,四一五,三三六
歳出										
經常部	一,二七九,七七七	一,二七五,六三四	一,二七六,五七八	一,二七五,八五三	一,二六六,〇六六	一,二七九,一九一	一,二八二,八九九	一,二七三,三四四	一,二七〇,七九一	一,二六八,一三四
臨時部	二六八,七五一	二五四,一四五	二四三,六七五	二五〇,二八七	二五三,六三三	二五一,四五五	二四七,二四六	二三七,三五二	二二二,五三三	一九一,七〇四
計	一,五四八,五二八	一,五一九,七八〇	一,五二〇,二五三	一,五二六,一四〇	一,五二〇,六九九	一,五三〇,七二六	一,五二〇,〇四六	一,五一〇,六七七	一,三八三,三三四	一,三九九,八三六
差引歳入超過	一〇,二四三	一,一九九	四四一	一,三六一	二,八四二	一,五七七	一,〇三五	六,〇〇七	三,五三七	五五,四八八

〔備考〕 本表昭和六年度分には追加豫算を含みません。

蓋し若槻内閣は、以上の如くして昭和六年度豫算の實行に困難を見出すのみならず、七年度豫算の編成を不可能としよう。内閣はこゝに倒るゝかも知れぬ。が之を次ぐ新内閣は何をするか。我々は、遺憾ながら、今日の既成政黨政治家の頭腦では、如何なる内閣が組織せられても、我大衆の福利に合致せる財政が、俄かに我國に行はれようとは期待し得ない。

第十三節 日本經濟前途の展望

我々は本年二月發行した第三輯の終りに於て、日本經濟の前途に對し、『最近の小康狀態(それは第三輯發行の際に於て見られた)が何時まで果して繼續するか。それは或は所謂中間景氣にまでも發展せぬとは限らぬが、假令左様に發展するとも、恐慌は、それに依つて決して終了するとは思はれぬ。一時的彌縫策に依つて、破綻の表面化を防いだ結果は、何時か必ず其無理を暴露するであらう。』と云ふ意味を陳べた。而して我々の此見透しは、一部外れて、一部當つた。外れたは、或は中間景氣の出現がないとも限らぬと云ふた點であり、當つたは、結局恐慌は再び強く表面化せず置かぬであらうと見た點である。それは我々が本輯第三部以下に於て、詳述した通りである。昨年第四四半期の終りから現れ始めて、本年第一四半期にまで及んだ經濟界の小康狀態は、寧ろ意外にもろく破れた。而して今本文を認めつゝある際の形勢に依ると、米國の株式市場を先きとして、世界は一九二九年秋季のそれに比すべき第二次のショックに襲はるべきかに考へられる。日本經濟も無論其影響を免れない。が唯だ今日の所では、日本の多くの經濟觀測者は、世界の事態を軽く考へてゐる。爲めに株式相場も

重要商品相場も、日本に於ては、まだ高い。世界に於ける最近の其等の惡化さ、十分に反映し盡してゐない。けれども此樂觀の勿論近く裏切らるべきは明白だ。本年七月に發行せらるゝ本年報第五輯に於ては、我々は多分本輯に於けるよりも一層慘憺たる經濟の變動を記述せねばならぬであらうことを遺憾とする。

經濟界の景況の以上の如きに加へて、更に政界の雲行きも決して安泰でない。若槻内閣は、昭和六年度豫算の實行難と、七年度豫算の編成難とを察し、愈よ行財政整理に着手せることは前節に述べた如くであるが、しかしそれでは時間の關係上、六年度豫算の實行に十分間に合ひかねる爲め、急遽官吏の減俸を企てた。昭和四年十月濱口内閣が計畫して、醜き大失敗を演じた事柄ではあるが、爾後の世情の變化は、最早之に反對する力を官吏に與へはしまいと見たのであらう。然るに政府に取つては意外にも、官吏は又もや舉つて反對運動を起した。殊に鐵道及司法部内に於て、其勢が猛烈だ。政府は之を如何に裁くか。其處置如何に依つては鐵道の運轉が止り、裁判所が裁判を停止するに至らぬとも限らない。さりとて官吏減俸を再び取り止めるか。政府の威信の全く失墜するは勿論差詰め六年度財政の赤字を如何にせん。今や政府は、殆ど進退兩難に陥りつゝあるかに見ゆる。豫言は危險の業であるが、我々は、若槻内閣も斯く此問題につまづくようでは、其の生命は、さして久しくないのでは

ないかと考へる。

併しこゝで若し内閣が變つたら何うか。所謂憲政の常道で、政友會が之を引受くることにならうが、其經濟財政政策なるものは漠然として捕捉し難い。畢竟政友會にも政策は無いのである。併し世人は政友會を以て、兎に角所謂積極政策を主張するものと見てゐる。同内閣が出来たら、經濟界は、其爲めに又動搖を免れまい。

日本經濟の前途には、以上の如く、何れの方面から見ても、全く光明を認め難い。此結果は云ふまでもない。經濟的に、又社會的に實に恐るべきである。日本の支配階級は、今や噴火山の上に立つて爲す所を知らないのだ。

(附録) 重要統計表目次

(一)	日本銀行營業週報	三頁
(二)	全國銀行預金貸出現高	四
(三)	全國銀行有價證券預ケ金及現金在高	五
(四)	全國交換所組合及代理交換銀行勘定	五
(五)	東京交換所社員及代理交換銀行勘定	六
(六)	大阪交換所組合及代理交換銀行勘定	六
(七)	全國信託會社信託勘定月報	六
(八)	大藏省預金部資金及運用表	七
(九)	手形交換高及不渡手形高表	七
(一〇)	銀行券流通高	八
(一一)	日本銀行兌換券發行高及貸出高	八
(一二)	東京及大阪市中金利表	八
資本市場		
(一三)	各種債券及株式利廻	九
(一四)	公社債株式拂込金調	九
(一五)	公社債發行償還並現在高	九
(一六)	銀行會社計畫資本調	一〇
爲替相場		
(一七)	横濱爲替相場正金建値	一一

(一八)	東京市場爲替	一一頁
(一九)	紐育倫敦銀塊相場	一一
(二〇)	紐育爲替相場表	一一
株式及海外市場		
(二一)	東京株式現物氣配相場指數	一二
(二二)	主要投機株相場高低表	一二
(二三)	株式及公債賣買高	一二
(二四)	英米市場金利及紐育株式相場	一三
(二五)	各國中央銀行割引歩合	一四
物價及賃銀		
(二六)	日英米支物價比較	一四
(二七)	東京卸賣物價指數	一四
(二八)	勞働人員及賃金指數	一五
(二九)	東京小賣物價指數	一五
(三〇)	上海卸賣物價指數	一五
(三一)	英國卸賣物價指數類別表	一六
(三二)	米國卸賣物價指數類別表	一六
(三三)	米國勞働省調卸賣物價指數	一七
(三四)	主要國卸賣物價指數表	一七
(三五)	各種商品相場表	一八—一九

貿易

(三六) 内地及樺太輸出重要品別概算表 二〇

(三七) 内地及樺太輸入重要品別概算表 二一

(三八) 帝國外國貿易月報 二二

(三九) 本邦金銀輸出入表 二三

(四〇) 對支貿易月別概算表 二三

(四一) 米國貿易月表 二三

(四二) 英國貿易月表 二三

商品需給

(四三) 人造絹絲集散表 二三

(四四) 生絲集散調 二四

(四五) 本邦棉花集散調 二四

(四六) 米國棉花集散調 二四

(四七) 綿絲需給調 二五

(四八) 綿布集散調 二五

(四九) 絹織物羊毛及麥酒 二五

(五〇) 洋紙生產並集散 二六

(五一) 東京大阪米集散調 二六

(五二) 米穀輸入高 二六

(五三) 全國石炭集散調 二六

(五四) 晒粉及苛性曹達生產高 二六

(五五) 肥料輸入高 二六

(五六) テメント需給調 二六

(五七) 銅需給調 二九

(五八) 重要鐵山鐵產額 二九

(五九) 鐵鋼生產高 二九

(六〇) 鐵輸入高 二九

運輸及倉庫

(六一) 鐵道貨物發送噸數調 二八

(六二) 國有鐵道運輸成績表 二八

(六三) 本邦備船料調 二八

(六四) 全國營業倉庫總在荷及在荷重要品別表 二八

其他

(六五) 本邦重要商品生產指數 三〇

(六六) 各國生產指數 三〇

(六七) 工場職工移動調 三一

(六八) 鑛山勞働者異動狀況 三一

(六九) 解雇職工歸趨調 三一

(七〇) 職工一日平均賃銀諸手當賞與表 三一

(七一) 職業紹介月報 三一

(七二) 職工作業時間、休憩時間及作業日數表 三一

(七三) 勞働爭議發生統計 三一

(七四) 小作爭議發生統計 三一

(七五) 各國失業狀況表 三一

(七六) 失業狀況推定概要 三一

(1) 日本銀行營業圖報 (一般預金には昭和五年七月以後假受金を含まず。)

年月日	發行兌換銀行券	政府預金	內政府當座預金	一般預金	現及地金	內金貨及地金	割引手形	貸付金	外國爲替貸付金	所有公債	代理店勘定
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5. 4. 12	1,122,405	478,288	—	382,417	954,383	—	682,128	39,108	15,008	128,677	248,289
26	1,185,859	408,921	—	284,295	940,320	—	672,209	39,294	15,000	85,204	238,750
5. 17	1,032,373	427,709	—	285,139	932,757	—	655,407	39,023	14,996	85,281	214,106
31	1,186,259	528,226	—	222,555	924,143	—	668,932	39,240	30,477	89,728	279,527
6. 14	1,098,968	512,432	—	308,147	923,265	—	661,508	36,463	15,002	79,844	301,908
28	1,282,113	439,970	—	226,747	927,611	—	701,969	36,412	44,506	79,764	259,446
7. 12	1,076,485	476,692	—	240,830	932,268	876,366	651,326	34,068	14,550	80,750	266,555
26	1,103,951	464,772	—	212,030	937,637	880,971	655,880	34,068	19,750	79,724	246,559
8. 16	1,022,700	558,284	—	151,033	927,367	869,676	658,036	34,078	14,993	79,329	240,663
30	1,165,425	555,855	—	79,367	924,273	867,916	687,251	34,082	29,920	79,344	261,521
9. 13	994,587	545,793	—	261,250	923,439	866,771	653,486	34,082	14,948	117,414	272,468
27	1,072,408	544,110	—	196,532	922,355	864,887	651,834	33,328	14,677	117,954	272,820
10. 18	1,029,065	497,840	—	245,359	904,236	844,910	647,252	33,336	26,595	117,904	247,308
25	1,080,565	481,195	—	225,666	894,104	834,516	660,706	33,333	30,112	117,904	254,292
11. 15	1,018,142	543,115	—	201,480	878,388	817,792	659,284	33,333	30,002	117,904	250,852
29	1,191,338	495,018	—	139,778	881,399	820,127	709,962	33,353	31,542	117,904	255,644
12. 13	1,111,349	483,195	—	268,223	883,067	823,560	671,785	33,333	29,950	178,904	268,415
27	1,408,996	353,765	—	153,902	878,346	825,991	721,276	33,394	43,500	172,183	272,443
6. 1. 10	1,117,916	384,707	—	254,900	878,662	826,898	640,337	33,323	30,006	135,660	263,882
31	1,213,445	402,294	—	175,185	884,778	832,225	650,703	33,338	29,928	135,855	272,640
2. 14	1,119,766	444,506	—	236,619	885,801	833,684	647,888	33,352	29,890	135,855	275,349
28	1,188,374	417,220	—	210,800	889,807	836,264	654,497	33,393	29,999	135,855	279,990
3. 14	991,460	495,648	—	304,155	891,299	835,656	641,615	31,059	15,000	135,859	279,073
28	1,111,929	440,707	—	236,854	891,085	833,379	644,074	31,103	15,000	135,859	285,097
4. 11	1,024,649	450,036	—	257,753	896,023	836,018	643,870	31,715	15,000	135,859	203,582

(2) 全國銀行預金貸出現在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	預金				貸出				コーン	
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	證書貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形		合計
5. 9	982,735	1,821,916	509,335	5,035,051	1,176,150	4,216,185	872,800	671,810	6,936,945	169,041
10	958,855	1,794,375	526,578	5,018,034	1,173,822	4,212,822	864,892	661,424	6,912,960	194,653
11	951,981	1,787,530	493,202	4,988,261	1,168,012	4,163,904	861,018	645,078	6,838,012	238,343
12	1,103,780	1,807,207	502,555	4,962,925	1,145,937	4,137,947	842,567	621,700	6,748,151	205,587
6. 1	964,752	1,816,685	508,745	4,927,626	1,144,853	4,111,214	844,892	592,499	6,693,458	173,822
2	929,711	1,807,043	540,680	4,931,416	1,140,078	4,083,564	851,723	588,035	6,663,400	133,143
3	940,545	1,746,409	505,315	5,111,843	1,128,256	4,174,979	877,970	610,828	6,792,033	158,409
5. 3	1,083,728	1,880,091	492,144	5,108,872	1,187,894	4,218,071	909,809	758,755	7,074,529	174,675
4. 12	1,247,202	1,972,299	545,413	5,142,687	1,203,335	4,225,816	898,779	819,407	7,147,337	166,147

(3) 全國銀行有價證券、預ケ金及現金在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	預金				貯蓄				コーン			
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	普通貯蓄	定期預金	預金合計	貸出合計				
5. 9	201,754	115,549	77,820	475,989	528,615	1,477,062	3,525,268	66,444	743,823	703,989	1,520,381	441,957
10	164,343	117,178	99,478	474,014	473,265	1,404,126	3,584,544	50,661	758,805	706,270	1,526,333	455,001
11	183,329	120,031	98,905	476,631	495,018	1,449,183	3,662,952	42,428	767,487	704,117	1,527,935	458,236
12	158,126	124,083	96,002	436,737	343,399	1,291,848	3,761,662	24,548	781,516	708,052	1,540,763	477,621
6. 1	220,803	127,947	102,761	489,159	402,294	1,428,427	3,653,365	68,402	798,999	701,007	1,546,766	464,948
2	256,768	129,061	95,989	494,192	417,220	1,479,607	3,655,503	56,656	811,950	706,136	1,560,112	470,276
3	157,685	127,533	89,190	496,535	511,759	1,464,423	3,639,795	65,051	822,332	706,008	1,566,535	471,495
5. 3	168,581	114,099	81,548	477,252	476,650	1,402,778	3,501,151	26,980	669,215	670,883	1,446,092	408,542
4. 12	192,139	114,575	77,820	480,369	392,196	1,342,530	3,487,760	14,100	659,174	660,605	1,421,138	402,848

(3) 全國銀行有價證券、預ケ金及現金在高 (續) (大藏省調) (單位千圓)

年月末	特別				普通				預ケ金	現金		
	國債	地方債	社債株式	有價證券合計	國債	地方債	社債株式	有價證券合計				
5. 8	514,964	30,012	155,941	700,917	135,832	222,736	1,258,944	310,966	1,479,035	3,148,943	344,832	354,418
9	502,752	29,424	157,721	689,897	142,448	225,786	1,322,661	310,439	1,459,895	3,092,995	413,263	403,458
10	497,008	29,578	156,876	683,462	135,511	249,250	1,319,640	306,962	1,438,705	3,065,307	373,359	400,286
11	466,830	29,086	159,388	655,304	147,910	281,685	1,323,881	309,299	1,485,362	3,118,542	390,481	380,016
12	514,020	28,198	157,481	699,699	168,789	293,866	1,103,780	310,888	1,467,302	3,088,355	363,764	619,430
6. 1	486,623	28,311	159,208	674,142	144,056	317,763	1,360,461	311,693	1,468,976	3,141,130	452,648	358,089
2	485,984	28,661	169,321	683,966	138,356	335,698	1,360,169	314,190	1,467,818	3,142,177	499,954	357,807
3	475,984	29,240	170,547	765,751	147,659	340,337	1,384,025	309,964	1,466,886	3,197,604	352,941	423,498
5. 3	571,522	30,683	151,142	753,347	154,047	192,264	1,418,783	304,335	1,540,976	3,264,104	414,946	462,746
4. 12	567,258	30,424	153,266	750,948	194,331	340,823	1,440,474	311,916	1,544,178	3,296,368	466,672	695,699

(4) 全國交換所組合及代理交換銀行勘定 (東京手形交換所調) (單位千圓)

年月末	貯蓄				預金合計				貸出合計				コーン	有價證券	金銀在高
	國債	地方債	社債株式	預ケ金	預金合計	貸出合計	コーン	有價證券	金銀在高						
5. 8	489,742	63,412	393,509	189,961	5,807,298	5,428,291	178,573	3,196,042	330,168						
9	491,618	63,420	394,004	191,753	5,877,817	5,395,932	194,834	3,132,265	456,953						
10	488,627	63,481	393,216	174,878	5,859,469	5,401,909	201,602	3,151,803	421,366						
11	486,439	63,049	394,648	164,686	5,831,977	5,359,157	243,717	3,131,937	418,992						
12	493,906	61,256	393,460	159,382	5,907,772	5,302,733	224,756	3,095,634	549,230						
6. 1	487,229	60,513	398,326	179,041	5,823,168	5,281,490	197,651	3,138,238	442,431						
2	493,169	61,133	398,857	185,490	5,847,021	5,260,889	152,412	3,154,318	490,575						
3	503,519	60,864	399,384	185,411	5,955,219	5,360,526	188,208	3,184,408	436,788						
5. 3	451,155	55,005	397,900	192,097	5,884,154	5,263,247	173,019	3,251,166	465,506						
4. 12	446,133	53,543	397,775	181,860	6,013,091	5,313,587	163,567	3,243,243	689,447						

(5) 東京交換所社員及代理交換銀行勘定
(東京手形交換所調) (單位千圓)

年月末	預金合計	貸出合計	コール	有價證券	金銀在高	年月末	預金合計	貸出合計	コール	有價證券	金銀在高
5. 8	2,173,376	2,211,578	115,906	1,609,589	162,710	5. 8	1,351,655	1,308,037	41,610	638,703	74,541
9	2,217,486	2,198,296	116,449	1,600,071	245,660	9	1,363,952	1,303,844	49,150	633,427	100,942
10	2,203,302	2,219,567	122,340	1,603,368	220,781	10	1,372,012	1,303,398	57,950	633,039	95,715
11	2,202,466	2,257,675	151,324	1,611,639	228,383	11	1,368,479	1,274,506	68,390	628,394	87,228
12	2,265,665	2,509,583	144,289	1,566,372	249,178	12	1,402,727	1,235,849	58,980	654,336	142,730
6. 1	2,232,444	2,278,724	117,956	1,617,208	251,613	6. 1	1,356,738	1,363,760	49,360	655,365	96,779
2	2,252,839	2,254,337	90,796	1,650,880	278,763	2	1,353,241	1,260,835	27,360	657,185	112,015
3	2,291,667	2,254,339	106,017	1,657,455	217,505	3	1,400,915	1,316,730	50,405	686,222	113,598
5. 3	2,209,364	2,222,818	104,859	1,673,685	212,337	5. 3	1,401,344	1,290,216	42,546	653,530	129,211
12	2,274,824	2,245,376	88,203	1,696,743	266,841	4. 12	1,489,781	1,267,116	53,982	679,692	237,396

(6) 大阪交換所組合及代理交換銀行勘定
(東京手形交換所調) (單位千圓)

(7) 全國信託會社信託勘定月報 (信託總會調) (單位千圓)

年月末	資					負					合計		
	有價證券	貸付有價證券	手形及備用貸付	不動產附屬抵當貸付	其他貸付	預金及現金(其他共)	金錢信託	其他の金銭の信託	有價證券の信託	金錢信託の信託		其他の信託	
5. 8	445,727	28,458	319,511	322,141	256,375	23,108	1,421,578	1,157,191	7,671	199,107	27,948	29,784	1,421,701
9	448,797	21,629	326,284	322,320	246,685	26,140	1,422,980	1,157,463	7,485	199,413	27,837	30,282	1,422,481
10	442,988	23,764	337,857	327,333	237,595	23,602	1,428,831	1,162,749	7,820	199,643	27,866	29,802	1,427,881
11	438,079	22,155	315,450	337,254	233,720	46,434	1,429,339	1,173,650	7,044	198,871	16,679	27,965	1,429,210
12	434,443	23,430	325,923	338,486	236,144	23,175	1,421,335	1,173,141	6,928	197,053	16,605	27,731	1,421,458
6. 1	442,568	22,868	319,294	340,684	240,426	24,861	1,424,637	1,174,321	7,446	198,499	16,306	27,772	1,424,343
2	439,109	22,106	310,006	345,321	247,174	28,120	1,426,162	1,178,483	7,821	194,679	16,320	28,450	1,425,753
3	442,895	23,642	301,713	343,293	243,481	31,156	1,420,188	1,172,617	8,972	193,246	16,287	28,645	1,419,767
5. 3	457,232	25,632	333,645	330,648	237,737	31,025	1,449,164	1,179,056	7,426	206,587	27,695	27,718	1,448,482
4. 12	446,871	29,944	326,462	324,052	247,849	26,533	1,436,844	1,163,372	12,232	205,520	28,175	27,509	1,436,808

(8) 大藏省預金部資金及運用表 (單位百圓)

資金の部	預金部					運用部					合計
	4月	5月	8月	9月	10月	11月	12月	6月	2月	3月	
郵便貯蓄預金	2,115.1	2,363.4	2,372.6	2,377.4	2,385.8	2,393.9	2,416.9	2,465.7	2,464.6	2,482.4	2,178.0
郵便貯蓄預金	80.4	80.0	79.7	79.8	79.8	49.7	79.6	79.5	79.5	79.4	80.2
復替預金	217.8	247.1	263.9	279.3	291.3	302.0	255.0	267.1	248.6	234.0	250.5
各特別會計其他預金	254.0	265.7	265.7	265.7	265.7	265.6	265.7	265.6	265.7	265.7	254.0
計(其他共)	2,775.8	3,000.2	3,032.1	3,080.7	3,106.0	3,127.4	3,123.0	3,189.5	3,178.8	3,221.6	2,889.3
運用部	711.8	839.9	803.5	830.3	877.7	886.9	917.6	907.4	920.8	883.5	771.9
地方債	475.1	476.2	479.2	472.2	471.3	472.8	465.7	476.8	502.5	523.7	461.9
國債	366.8	382.6	389.1	390.4	385.6	386.2	394.3	406.5	403.4	402.5	368.2
地業債	49.8	49.0	49.0	49.3	49.0	63.2	62.3	62.3	62.3	62.3	49.1
其他債	244.2	261.4	262.4	269.1	292.1	294.0	310.6	316.3	316.3	306.7	249.4
支那分省債	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.0	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1
四國債	23.3	22.7	22.7	22.7	22.7	22.7	22.1	22.1	22.1	22.1	23.3
英債	17.3	2.9	2.9	3.0	3.1	3.1	6.3	9.2	9.2	9.4	0.4
大藏省債	550.4	638.5	638.5	641.5	642.5	644.5	651.9	651.9	643.2	616.0	543.9
外債	137.1	96.5	97.3	97.9	98.0	98.9	96.4	96.8	97.7	98.2	133.1
預金	81.3	119.9	176.2	191.6	145.1	133.4	72.0	113.9	73.4	161.5	165.5
計(其他共)	2,775.8	3,000.2	3,032.1	3,080.7	3,106.0	3,127.4	3,123.0	3,189.5	3,178.8	3,221.6	2,889.2
郵便貯金(百圓)	2,051	2,302	2,309	2,313	2,313	2,323	2,338	2,390	2,395	2,401	2,112
現在預人(千人)	37,781	38,477	38,463	38,447	38,310	38,219	38,133	38,256	38,326	38,332	38,140

(9) 手形交換高及不渡手形高表 (東京手形交換所調)

Table with columns for 年月, 手形, 交換, 不渡手形, and 銀行券流通高. Includes sub-sections for 東京, 大阪, and 全國. Data points include exchange rates and circulation amounts for various months from 1954 to 1956.

(11) 日本銀行兌換券發行高及貸出高 (東京總局調)

Table showing 日本銀行兌換券發行高及貸出高. Columns include 年月, 兌換券發行現在高, 正貨準備, 貸出高, and 年終日物. Data covers the period from 1954 to 1956.

(12) 東京及大阪市中金利表 (月平均) (東京總局調)

Table showing 東京及大阪市中金利表. Columns include 年月, 東京, 大阪, 一流紡績手形, and 商業手形普通物. Data represents monthly average interest rates from 1954 to 1956.

(13) 各種債券及株式利息 (郵業銀行調月初) (單位分)

Table showing 各種債券及株式利息. Columns include 年月初, 國債, 地方債, 社債, 平均, 銀行, 產業, 平均, 年月, 國債, 地方債, 銀行債, 會社債, 株式, and 合計. Data covers interest rates from 1954 to 1956.

(14) 公社債株式拂込金額 (郵業銀行調) (單位千圓)

Table showing 公社債株式拂込金額. Columns include 年月, 國債, 地方債, 銀行債, 會社債, 株式, and 合計. Data covers payment amounts from 1954 to 1956.

(15) 續 外債現在高 (單位百萬圓)

Table showing 外債現在高. Columns include 年月, 國債, 地方債, 銀行債, 會社債, 株式, and 合計. Data covers foreign debt from 1954 to 1956.

(16) 銀行會社計畫資本調 (日額調) (單位千圓)

新設及増資 金庫運 鐵道運 海運 鎖電製 氣工 斯績織 瓦紡製 化學織 水農商 業林業 業其業 業他業 業計 社計 總計	4年12月	5年3月	5年8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月	1—3月累計	
											6年	5年
200	560	100	100	—	—	200	300	5,000	140	—	5,140	1,688
—	100	—	1,001	400	400	250	500	—	3,000	400	3,400	100
22,100	3,000	1,000	—	500	500	7,650	3,900	200	100	950	1,250	6,100
21,500	—	—	—	—	—	5,200	—	—	—	—	—	1,450
250	—	100	—	—	—	150	500	—	—	100	100	—
—	250	—	—	200	—	—	—	1,150	—	—	1,550	—
—	8,870	—	—	—	—	10,200	300	200	1,400	—	2,700	1,250
9,200	5,255	5,370	13,240	4,910	2,400	13,380	—	26,800	13,055	8,725	48,580	23,975
—	200	400	—	—	—	—	200	17,000	200	—	17,200	700
3,000	600	—	—	—	—	—	200	—	—	—	—	600
500	200	—	8,500	2,000	—	100	150	500	645	—	1,145	5,200
650	1,650	2,400	—	100	—	—	1,600	600	250	—	850	3,700
400	—	—	—	—	—	350	1,900	350	350	250	950	1,461
—	—	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—	2,108
6,550	10,170	11,775	55,360	5,010	3,410	10,990	4,200	5,585	31,920	41,705	23,972	—
38,450	28,205	18,245	82,300	11,020	24,560	31,270	37,900	23,630	43,795	105,325	122,474	—
1,726	6,000	500	—	5,245	—	18,924	—	—	2,400	12,000	14,400	6,000
40,176	34,205	18,745	82,300	16,265	24,560	50,194	37,900	26,030	55,795	119,725	128,474	—

(17) 橫濱爲替相場正金體値 (月平均) (銀行電匯)

平價	100圓付	1圓付	1圓付	1圓付	100圓付	年月	紐育平均	倫敦平均	上海平均	平價	100圓付	1圓付	年月	倫敦現物	紐育現物
	49.846弗	2.0582志	12.7222法	2.0925馬	100圓付						49.846弗	2.0582志			
5.10	49.375	2.00.375	12.500	2.060	125.055	5.10	49.596	2.00.481	16.282	5.8	16.737	35.191			
11	49.375	2.00.375	12.500	2.060	125.557	11	49.576	2.00.488	16.737	9	16.562	36.315			
12	49.375	2.00.375	12.500	2.060	135.814	12	49.615	2.00.516	16.637	10	16.637	35.846			
6.1	49.375	2.00.375	12.500	2.060	153.666	6.1	49.429	2.00.431	15.200	11	15.200	35.918			
2	49.375	2.00.375	12.500	2.060	168.152	2	49.375	2.00.384	13.810	12	12.432	29.423			
3	49.375	2.00.375	12.519	2.060	154.232	3	49.312	2.00.142	18.562	6.1	18.562	26.772			
5.3	49.375	2.00.313	12.550	2.060	102.840	5.3	49.320	2.00342	19.298	5.3	19.298	41.649			
4.12	48.971	2.00.063	12.350	2.030	89.346	4.12	48.983	2.00068	22.257	4.12	22.257	48.475			

(20) 紐育爲替相場表 (米國聯邦準備局調) (月平均)

(單位) 平價	ポント	フラン	ライヒ	チエルク	ベルガ	ベセタ	リ	ル	ミル	ソール	ル	エ
	486.65	3.92	23.82	514.60	13.90	19.30	5.26	100.00	11.96	40.00	33.93	49.846
1930.9	486.1101	佛蘭西	獨逸	露西亞	白耳義	西班牙	伊太利	加奈陀	伯西爾	秘露	香港	日本
10	485.8369	3.9273	23.8229	515.0000	13.9476	10.7255	5.2371	100.1206	10.0850	34.4100	32.2015	49.4077
11	485.6409	3.9235	23.8050	515.0000	13.9441	10.3448	5.2360	100.1033	—	31.2596	31.9163	49.5896
12	485.6610	3.9271	23.8287	515.0000	13.9421	11.2963	5.2347	100.1037	—	31.0435	31.4542	49.5987
1931.1	485.4684	3.9292	23.8404	515.0000	13.9648	10.7460	5.2378	99.8963	9.6121	30.2981	27.9966	49.6185
2	485.8389	3.9207	23.7719	515.0000	13.9422	10.3967	5.2350	99.7909	9.0721	29.6731	24.2653	49.4426
1930.2	486.1785	3.9197	23.7693	515.0000	13.9410	10.1853	5.2350	99.9761	8.5601	27.8750	22.6673	49.4054
		3.9155	23.8711	515.0000	13.9271	12.6955	5.2346	99.2408	11.1533	400.0000	38.2350	49.1295

(備考) 秘露は1930年6月より平價を1ソールに付400仙に變更。(10ソール=1リブラ)

(21) 東京株式現物氣配月末相場指數 (大正2年平均=100)

年月末	銀行	信託	保險	貯所	海運	造船	電力	鑛業	紡績	毛織	製麻	製紙	製粉	製糖	麥酒	洋灰	肥料	土地	雜	總平均
5. 8	51	100	99	67	23	25	85	60	102	35	4	88	97	46	149	32	27	70	48	66
5. 9	48	92	96	65	21	23	77	50	102	35	4	70	87	42	135	25	22	64	42	61
5. 10	47	87	93	66	20	21	78	50	105	32	4	79	85	48	134	27	22	63	40	60
5. 11	48	91	94	72	20	21	82	56	114	36	5	90	86	53	145	37	23	65	43	65
5. 12	50	93	96	73	21	22	117	61	108	46	5	90	91	54	150	36	26	71	48	67
6. 1	52	93	98	76	24	22	117	65	116	49	6	95	91	56	155	39	26	70	47	69
6. 2	52	99	101	74	27	23	117	65	124	51	7	99	97	54	161	41	26	71	47	70
6. 3	53	102	106	79	32	25	121	65	139	69	8	109	104	61	165	43	28	71	42	75
5. 4. 3	58	107	108	75	37	39	142	82	151	86	9	124	102	66	174	43	33	76	62	81
5. 4. 12	59	105	108	77	41	37	140	83	168	83	11	135	112	68	186	53	34	75	62	85

(22) 主要投機株相場高低表 (東京短期取引) (單位圓)

年月	東京株式取引所新株			鐘淵紡績新株			淺野洋灰新株			日本產業株		
	最高	最低	最終日引	最高	最低	最終日引	最高	最低	最終日引	最高	最低	最終日引
5. 8	93.1	87.3	87.6	60.5	53.7	54.4	10.5	5.2	5.2	19.5	15.6	16.0
5. 9	91.8	86.6	89.0	59.5	51.9	56.2	5.9	4.2	4.4	19.8	14.2	14.9
5. 10	92.8	86.0	92.5	57.9	52.1	57.9	7.5	3.3	7.4	18.4	14.0	17.9
5. 11	108.0	92.5	104.8	71.7	57.4	69.4	13.3	6.5	13.0	23.1	17.7	20.5
5. 12	112.7	102.6	105.6	70.5	59.0	61.1	14.9	11.0	13.0	23.5	17.7	19.6
6. 1	113.7	104.2	110.8	65.8	58.4	64.2	14.3	12.1	14.3	20.8	17.9	19.1
6. 2	117.5	111.3	113.4	70.3	62.5	66.2	15.2	13.7	13.9	24.3	19.0	22.6
6. 3	130.0	113.6	126.2	84.6	66.5	81.1	18.4	14.0	17.4	26.4	23.2	24.4
5. 3	103.5	95.7	101.5	92.7	82.1	86.1	19.6	16.3	18.0	30.5	27.3	28.1
5. 4. 12	113.0	106.8	106.8	103.0	96.2	96.2	26.8	23.0	23.9	34.5	28.6	28.8

(23) 株式及公債賣買高 (一日平均)

年月	東京株式		大阪株式		東京國債		外國國債		
	長期	短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期	
5. 8	81,628	65,536	11,318	11,782	83,000	1,905	781,538	189,200	966,451
5. 9	120,901	81,725	18,245	17,568	90,850	3,501	1,689,200	223,600	1,611,905
5. 10	121,296	81,064	16,072	12,124	80,189	2,474	2,649,231	181,600	1,060,177
5. 11	135,955	156,573	22,034	22,034	156,569	3,297	2,201,250	135,454	1,658,681
5. 12	142,090	155,307	16,873	15,029	120,020	2,574	1,275,000	246,471	1,817,835
6. 1	80,365	102,983	13,439	13,131	84,591	2,602	1,770,000	136,100	820,383
6. 2	112,381	118,222	14,373	14,277	118,630	2,653	1,417,826	569,130	863,323
6. 3	146,130	173,533	20,636	27,424	183,132	4,264	2,693,000	1,041,200	1,476,332
5. 3	100,402	92,419	17,989	12,867	87,827	2,546	282,917	144,167	1,450,848
5. 4. 12	57,566	79,478	12,454	8,345	70,195	2,913	204,545	116,364	719,939

(24) 英米市場金利及証券株式相場

年月	倫敦商手		紐育一流銀行		紐育コーナ		工業株三十種		鐵道株二十種		マナー株		アナーコ	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1930. 8	2.5	2.3	1.1	1.1	2.1	2.1	240.42	217.24	132.06	126.56	172	157	51	44
1930. 9	2.5	2.3	1.1	1.1	2.1	2.1	245.09	204.90	132.73	121.67	173	155	48	35
1930. 10	2.5	2.3	1.1	1.1	2.1	2.1	214.18	183.35	124.06	111.10	159	144	39	33
1930. 11	2.5	2.3	1.1	1.1	2.1	2.1	190.30	171.60	113.19	103.94	148	140	41	33
1930. 12	2.5	2.3	1.1	1.1	2.1	2.1	186.62	157.51	107.16	91.65	147	134	37	25
1931. 1	2.5	2.3	1.1	1.1	2.1	2.1	173.04	161.45	109.55	100.28	144	138	34	31
1931. 2	2.5	2.3	1.1	1.1	2.1	2.1	194.36	163.71	111.58	99.49	150	139	42	32
1931. 3	2.5	2.3	1.1	1.1	2.1	2.1	187.72	172.36	101.13	96.88	149	139	41	32
1930. 3	2.4	2.3	1.1	1.1	2.1	2.1	286.19	270.25	157.94	151.36	193	178	78	70
1929. 12	4.3	4.3	2.3	2.3	3.4	3.4	263.46	230.89	151.95	143.02	182	160	82	70

(25) 各國中央銀行割引歩合

國名	現行率 %	改定年月日
日本銀行(國債擔保)	5.475	1930.10.7
(商業手形)	5.110	1930.10.7
(同上日歩)	1.400	1930.10.7
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	1.500	1931.5.7
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	3.000	1930.5.1
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	2.000	1931.1.2
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	5.000	1930.10.9
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	2.500	1930.7.31
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	3.000	1931.2.5
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	2.500	1931.1.24
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	5.500	1930.5.18

(26) 日英米支物價比較

年月	我社調 大正2年1月=100			日銀調 大正3年7月=100			橫濱上海 大正2.1=100			日本銀價 大正2.1=100			上海卸 大正2.2=100		
	東京卸 (錢社)	米國卸 (米社)	英國卸 (英社)	東京卸 (日銀)	紐育卸 (米社)	倫敦卸 (英社)	海爲替物	大正2.1	大正2.1	大正2.1	大正2.1	大正2.2	大正2.2	大正2.2	
5.8	137.2	110.2	112.2	139.6	119.7	114.9	179.6	246.4	189.4						
5.9	133.5	108.9	107.9	136.3	118.2	110.5	173.9	232.1	187.5						
5.10	127.9	106.3	106.7	130.9	115.5	109.3	177.0	226.4	182.3						
5.11	129.4	104.0	104.5	129.0	112.9	107.1	177.7	229.9	177.7						
5.12	127.9	100.5	101.3	127.8	109.2	103.7	192.2	245.8	177.7						
6.1	126.4	98.4	97.7	126.0	106.9	100.1	217.5	274.9	187.7						
6.2	125.5	96.9	98.0	125.6	106.3	100.4	238.0	298.7	—						
6.3	125.4	97.6	97.6	125.9	106.0	100.0	218.3	273.7	—						
6.4	151.3	118.2	122.5	155.8	128.4	125.5	145.6	220.3	173.9						
6.12	162.7	123.5	130.2	163.0	134.1	133.3	126.4	205.7	164.7						

(27) 東京卸賣物價指數 (東京經濟調查) (大正2年1月=100)

月 末	穀 物	其 他 食 料 品	織 物 及 同 原 料	金 屬	雜 品						總 平 均
					燃 料	建 築 材 料	工 業 用 品	肥 料	印 刷 料 紙	雜 品 平 均	
5.8	139.2	166.3	123.0	82.2	161.9	177.5	212.9	99.6	154.3	175.4	137.2
5.9	129.2	161.3	121.8	82.9	163.1	173.1	209.8	91.4	146.6	172.2	133.5
5.10	108.6	161.5	120.4	79.3	165.4	171.4	215.7	88.9	146.6	169.7	127.9
5.11	112.5	161.3	120.9	81.2	164.9	171.1	216.9	77.9	138.6	168.0	129.4
5.12	107.5	163.4	123.6	78.2	171.3	172.0	206.8	76.5	138.6	166.8	127.9
6.1	105.2	162.1	123.9	77.2	171.4	168.1	200.5	77.7	127.1	163.5	126.4
6.2	107.8	156.2	124.3	76.6	169.9	170.4	196.9	78.2	127.1	162.8	125.5
6.3	105.8	154.9	126.3	77.2	168.8	169.0	196.6	81.8	127.1	162.6	125.4
5.3	146.5	179.5	146.3	95.4	186.9	185.1	221.1	126.3	159.5	189.0	151.3
5.12	149.1	209.2	155.6	103.3	196.8	194.3	224.2	131.1	166.8	196.1	162.7

(28) 勞働人員及資金指數 (日銀調) (大正15年=100)

年 月	總 指 數			男			女			年 月 (15日調)	食 料 品	燃 料 燈 火	服 飾 用 品	其 他	總 平 均
	勞働人員	定額資金	實收資金	勞働人員	定額資金	實收資金	勞働人員	定額資金	實收資金						
5.6	83.1	96.6	98.9	92.5	96.6	97.5	74.0	94.4	88.5	5.9	171	206	103	143	151
5.7	80.5	95.8	98.5	90.7	95.8	96.6	70.4	93.5	85.5	10	163	207	103	141	147
5.8	78.7	95.3	97.8	89.1	95.4	95.6	68.6	92.9	84.1	11	155	195	102	140	142
5.9	77.9	94.7	97.0	88.3	94.8	95.4	67.9	92.3	83.7	12	152	191	99	139	140
5.10	77.2	94.3	96.2	87.2	94.4	94.7	67.5	92.0	82.6	6.1	153	193	98	138	139
5.11	76.2	64.1	95.1	85.6	94.1	94.0	67.1	91.6	81.9	2	154	196	97	138	140
5.12	75.6	93.7	95.6	84.7	93.8	94.9	66.8	91.3	82.2	3	153	196	97	137	139
6.1	74.9	93.2	92.6	83.6	93.2	92.0	66.5	90.6	80.2	4	154	195	97	137	140
5.1	88.7	98.6	100.4	96.6	98.5	98.8	81.0	96.9	93.4	5.4	182	217	120	152	162
5.4	90.2	98.4	104.3	97.6	98.3	104.1	83.1	96.8	94.6	4.12	194	222	130	157	171

(29) 東京小賣物價指數 (日銀調) (大正3年7月=100)

年 月	穀 物	其 他 食 料 品	織 物 及 其 原 料	金 屬	雜 品			總 平 均	輸 出 品 價	輸 入 品 價		
					燃 料	建 築 材 料	工 業 用 品					
5.6	189.9	188.7	152.0	220.8	176.1	170.1	199.2	167.0	178.1	185.9	196.8	215.3
5.7	198.3	193.9	154.7	220.0	180.2	174.8	206.3	172.6	183.5	190.1	201.1	216.6
5.8	193.2	188.6	155.5	227.3	177.9	174.2	205.9	172.3	182.6	189.4	196.1	218.3
5.9	190.9	188.4	154.9	218.3	181.0	170.8	215.6	171.7	184.8	187.5	190.8	217.2
5.10	173.5	189.0	155.9	210.2	177.0	170.1	213.6	171.1	183.0	182.3	184.7	216.5
5.11	161.7	185.3	155.5	203.8	177.1	171.7	210.2	170.6	182.4	177.7	179.9	216.9
5.12	154.7	185.5	154.9	209.9	176.8	180.8	215.9	171.4	183.7	177.7	176.3	219.5
6.1	154.5	199.0	160.9	226.0	183.4	176.7	248.1	184.8	198.3	187.7	183.4	138.8
5.1	174.9	172.7	151.2	189.3	162.3	150.7	176.6	150.5	160.0	169.6	175.5	186.5
5.4	166.4	169.2	148.8	182.1	156.1	149.6	171.8	150.1	156.9	164.7	172.2	183.2

(31) 英國卸賣物價指數類別表 (倫敦エコーノミスト編輯) (1927=100)

Table with 13 columns (months) and 10 rows of commodity categories like '肉及肉品', '穀物', '其他の食料品', etc.

(32) 米國卸賣物價指數類別表 (紐約ブライツストリート社每月初號) (單位弗)

Table with 13 columns (months) and 15 rows of commodity categories like '物獸', '穀物', '其他の食料品', etc.

(33) 米國勞働省卸賣物價指數類別表 (1926年=100)

Table with 13 columns (months) and 15 rows of commodity categories like '總平均', '農產品', '食料品', etc.

(34) 主要國卸賣物價指數表 (國際聯盟統計月報) (1913年=100) ×印訂正。

Table with 13 columns (months) and 15 rows of commodity categories like '英國(工社)', '米國(勞働省)', '佛國', etc.

(35) 各種商相場表

年月	東京期米			深川正米			大阪棉花			米			棉 (純育)		
	先算	最高	最低	平均	最高	最低	先算	最高	最低	最高	先算	最低	現算	最高	最低
5. 9	21.46	23.49	19.20	28.25	30.20	24.30	33.60	34.85	32.45	12.13	10.85	19.55	10.25		
5. 10	15.60	18.64	14.00	18.88	23.70	17.40	32.42	34.60	30.70	12.32	10.07	11.65	10.15		
5. 11	16.74	17.95	14.95	17.50	17.90	17.10	34.13	35.05	33.20	12.23	11.39	11.25	10.55		
5. 12	16.63	17.68	15.70	17.77	18.50	17.20	31.68	33.60	29.95	11.43	10.31	10.60	9.45		
6. 1	16.67	17.61	15.91	17.39	17.60	17.10	31.65	32.65	30.80	11.38	10.83	10.60	10.00		
6. 2	17.66	17.95	17.40	17.58	17.60	17.50	34.27	36.35	32.05	12.27	11.38	11.35	10.45		
6. 3	18.53	19.29	18.13	17.90	18.50	17.70	35.87	37.20	34.65	12.25	11.51	11.30	10.73		
5. 3	27.60	28.23	26.60	27.12	27.40	26.40	48.05	50.40	45.50	15.95	14.68	16.45	14.00		
5. 4.	28.25	28.77	27.56	27.80	28.50	27.00	55.80	56.30	54.90	18.05	17.48	17.55	17.00		

年月	大阪三品綿絲			横濱生絲			横濱生優格			羊毛相場 (70s)			
	先算	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	最高	先算	最高	最低
5. 9	125.95	133.90	121.20	66.90	73.20	57.30	667	720	560	25	25	42	42
5. 10	121.22	125.30	116.00	55.70	62.90	55.10	572	630	540	25	25	42	42
5. 11	127.79	131.30	124.00	60.40	64.60	57.00	579	610	560	24	24	42	38
5. 12	120.69	128.90	114.10	66.20	70.50	61.30	627	660	570	25	25	38	38
6. 1	119.21	125.80	114.50	72.90	75.90	68.90	720	760	660	23	23	38	38
6. 2	129.85	138.30	122.10	69.80	74.40	67.10	685	720	655	24	23	40	39
6. 3	139.92	144.30	134.80	67.80	70.40	65.10	661	690	630	28	25	45	40
5. 3	168.24	176.30	161.20	109.50	112.40	105.80	1,165	1,180	1,120	28	28	45	42
5. 4.	194.57	198.20	191.20	116.80	120.90	114.40	1,169	1,205	1,155	34	34	52	52

(35) 各種商相場表 (續)

年月	大阪砂糖		東京砂糖		神戶豆粕		大連豆粕		倫敦錫物		倫敦鉛物	
	先算	最高	先算	最高	先算	最高	先算	最高	先算	最高	先算	最高
5. 9	8.47	8.60	8.34	20.40	19.45	2.915	2.990	2.790	126	18	16	14
5. 10	8.08	8.40	7.84	20.70	19.00	2.585	2.830	2.320	110	17	15	14
5. 11	8.36	8.68	8.23	19.90	18.57	2.285	2.420	2.190	111	16	14	14
5. 12	8.99	9.40	8.64	20.40	19.25	2.355	2.450	2.260	105	16	14	13
6. 1	8.97	9.40	8.64	20.15	18.65	2.125	2.250	2.000	121	14	13	12
6. 2	8.95	9.11	8.73	18.60	17.90	2.223	2.320	2.160	124	14	13	12
6. 3	8.63	9.19	8.30	18.15	17.50	2.220	2.270	2.170	124	14	13	12
5. 4.	11.27	11.44	11.11	20.40	19.90	3.835	3.990	3.620	126	19	18	17
5. 12	11.33	11.58	11.20	21.60	20.90	4.095	4.210	4.000	110	21	21	20

年月	シカゴ小麦		東京製粉		紐育電銅		倫敦錫物		倫敦鉛物	
	先算	最高	先算	最高	先算	最高	先算	最高	先算	最高
5. 9	0.97	0.83	2.78	2.44	11	10	136	126	18	17
5. 10	0.88	0.81	2.55	2.40	10	9	126	110	17	15
5. 11	0.83	0.72	2.55	2.40	12	10	119	111	16	14
5. 12	0.75	0.62	2.53	2.36	12	10	119	105	16	14
6. 1	0.82	0.62	2.32	2.27	10	9	121	114	14	13
6. 2	0.72	0.64	2.35	2.22	10	9	124	113	14	13
6. 3	0.64	0.59	2.22	2.11	10	9	124	120	14	13
5. 4.	1.16	1.05	3.56	3.43	18	18	172	161	19	18
5. 12	1.42	1.26	3.79	3.68	18	18	192	176	21	21

(36) 内地及樺太輸出重要品別概算表 (單位千圓)

品目	1月		2月		3月		1—12月累計		1—3月累計	
	6年	5年	6年	5年	6年	5年	5年	4年	6年	5年
計	105,395	146,004	91,817	118,933	96,140	135,911	1,469,850	2,148,619	293,353	400,848
麥	1,378	55	1,125	75	1,837	53	6,567	1,094	4,344	183
食眞	1,059	782	704	702	1,309	1,119	14,479	26,816	3,073	2,604
産詰織及	431	269	801	198	106	169	8,386	12,028	1,211	636
綿織	1,915	2,409	1,238	2,850	1,580	2,104	26,734	29,975	4,735	7,363
綿織	962	1,820	781	1,228	761	1,464	18,074	22,350	2,651	4,512
綿織	1,307	1,000	1,446	799	1,312	1,755	21,767	26,681	4,090	3,555
綿織	588	1,378	464	1,578	567	1,503	15,032	26,756	1,663	4,458
綿織	497	683	503	579	175	952	6,580	13,042	1,295	2,213
綿織	35,804	49,844	26,452	28,459	23,025	32,105	416,657	781,040	85,282	110,408
綿織	19,224	30,372	18,343	27,800	18,905	30,722	272,114	412,707	56,495	88,894
綿織	3,941	6,693	3,331	6,128	3,610	6,288	65,773	149,955	10,884	19,109
綿織	3,546	3,784	2,877	3,638	3,048	3,397	34,935	36,711	9,473	10,819
綿織	2,059	2,858	1,812	2,908	2,071	3,183	30,460	36,711	5,969	8,950
綿織	1,174	1,277	959	1,045	808	873	9,061	18,129	2,944	3,196
綿織	1,688	2,207	1,752	2,648	1,866	2,388	27,465	26,285	5,310	7,243
綿織	1,298	2,326	1,071	1,562	1,294	2,182	21,781	23,219	3,662	6,069
綿織	1,158	2,108	1,556	1,931	1,701	2,459	27,171	36,963	4,419	6,498
綿織	664	1,002	622	949	865	1,154	9,724	13,211	2,077	3,104
綿織	975	761	652	884	875	1,202	14,096	15,196	2,504	2,846
綿織	841	811	628	907	843	1,053	13,978	13,616	2,316	2,771
綿織	790	1,079	753	1,073	896	1,049	14,618	21,138	2,453	3,201
綿織	280	394	230	328	91	279	3,466	5,186	602	802
綿織	705	1,074	707	1,040	805	1,096	11,698	13,855	2,221	1,001
綿織	23,247	31,018	22,980	29,624	27,790	37,362	379,234	423,666	73,680	98,005

(備考) 6年各月は廿五港分、累計の中前月分迄及前年分は全國なり。

(37) 内地及樺太輸入重要品別概算表 (單位千圓)

品目	1月		2月		3月		1—12月累計		1—3月累計	
	6年	5年	6年	5年	6年	5年	5年	4年	6年	5年
計	103,747	182,760	98,664	160,294	127,979	182,761	1,546,075	2,216,240	330,391	525,816
麥	255	2,313	406	2,260	637	1,979	19,582	22,782	1,314	6,552
麥類	4,230	4,288	2,816	3,319	3,492	5,213	41,503	70,896	10,541	12,820
糖	3,641	6,903	3,482	6,759	4,308	6,859	49,779	78,746	11,453	20,521
油	2,149	2,141	1,471	2,790	1,540	1,780	25,971	31,160	5,165	6,710
重	3,326	2,259	2,192	3,555	3,269	3,265	44,770	46,603	9,065	9,079
油	1,203	2,126	1,283	959	909	1,880	17,930	33,886	3,399	4,965
硫	57	4,059	757	3,320	1,583	3,516	29,624	48,086	2,472	10,894
生	25,208	63,780	27,084	48,786	42,748	53,518	362,048	573,016	94,577	166,083
棉	959	1,613	923	1,185	900	1,404	14,257	23,409	2,786	4,202
帆	8,116	10,097	7,933	5,026	7,701	6,508	72,607	101,815	23,478	21,631
羊	774	1,695	670	1,787	804	708	14,154	18,737	2,244	4,190
毛	1,422	1,367	1,697	2,500	621	984	11,427	19,941	3,904	4,852
毛	2,932	3,894	2,578	3,370	2,647	3,155	34,190	42,979	8,187	10,420
石	1,358	1,835	924	1,562	1,163	1,816	23,814	25,839	3,427	5,212
鑛	3,010	10,015	4,231	9,758	3,596	15,764	93,628	159,722	11,041	35,538
鐵	780	1,330	1,191	1,760	1,519	1,788	20,772	33,608	3,494	4,878
自動車及同部分	5,004	8,436	1,191	7,742	4,876	10,098	85,715	121,095	14,273	26,277
機械	2,292	4,202	1,843	3,669	2,590	3,238	53,081	88,838	6,734	11,109
自機	462	919	585	1,089	727	1,355	10,892	12,385	2,125	3,363
木	2,750	8,053	4,082	8,658	6,581	12,945	66,355	75,919	13,071	29,656
被	38,734	41,435	28,614	40,440	35,773	44,988	453,976	586,778	97,641	126,864
油										
其										

(備考) 6年各月は廿五港分、累計の中前月分迄及前年分は全國なり。

(38) 帝國外國貿易月報 (單位千圓)

年 月	內地及樺太		朝鮮		臺灣		總計		
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	
4. 12月	159,312	159,008	304	1,694	2,786	6,369	3,583	163,792	9,023
5. 3月	135,911	182,761	46,850	2,276	1,667	4,528	2,861	139,854	200,277
10月	128,512	102,521	25,991	2,235	2,376	3,360	984	133,124	110,572
11月	117,475	95,744	21,731	1,965	1,984	4,047	2,063	121,435	108,844
12月	116,009	98,773	17,236	2,950	1,946	2,882	836	120,905	107,291
6. 1月	105,395	103,746	1,649	937	1,256	2,657	1,401	107,589	111,139
2月	91,817	98,664	6,847	728	877	2,760	1,883	93,423	105,022
3月	96,215	127,965	31,750	1,055	1,514	2,574	1,060	98,787	137,876
1-3年	293,427	330,375	36,948	2,720	3,647	7,991	4,344	299,799	354,037
累計	400,848	525,816	124,968	25,421	4,581	14,485	9,904	411,358	565,722

(39) 本邦金銀輸出入表 (單位千圓)

年 月	內地及樺太		滿洲		北 部		中南部		合 計	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
4. 12月	409	58	352	4. 12月	1,949	1,733	5,138	5,380	11,244	5,954
5. 3月	59,767	9	59,758	5. 3月	4,870	2,391	8,527	4,424	12,921	4,300
9月	8,993	984	8,008	9月	2,850	1,031	6,355	3,158	10,190	2,901
10月	40,328	694	39,635	10月	2,432	1,211	7,453	3,842	12,462	3,429
11月	15,247	947	14,301	11月	2,045	1,207	6,234	3,562	10,750	3,160
12月	95	1,143	1,047	12月	920	620	5,346	4,790	11,863	3,716
6. 1月	1,713	1,114	598	6. 1月	620	999	4,017	4,670	9,040	3,332
2月	1,302	1,744	442	2月	473	473	3,720	4,660	9,537	6,036
3月	5,278	849	4,430	3月	1,464	1,695	4,088	5,218	8,554	4,545
1-3年	8,294	3,707	4,586	1-3年	2,557	6,470	11,825	14,548	27,131	13,913
累計	176,609	186	176,474	累計	12,069	5,389	22,842	14,907	39,372	15,390

(40) 對支貿易月別概算表 (六港分) (單位千圓)

(41) 米 國 貿 易 月 表 (單位千磅) × 印概數

年 月	貨 物		金 銀		金 銀		輸 出 國 別		輸 入 國 別	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	對歐洲	其 他	對歐洲	其 他
1930. 8月	218,359	298,118	19,714	39,332	3,492	4,544	143,262	154,855	63,495	154,864
9月	226,312	311,889	13,680	11,133	3,461	3,903	158,717	153,173	73,423	152,884
10月	248,296	327,120	35,635	9,266	3,098	4,421	174,652	152,463	77,530	170,765
11月	203,713	289,021	40,159	5,008	2,652	4,103	33,700	139,795	65,559	138,154
12月	209,000	273,000	32,000	36	266	3,472	155,227	139,795	65,559	138,154
1931. 1月	183,000	250,000	34,426	54	2,896	3,574	28,758	33,694	65,559	138,154
2月	175,000	226,000	16,145	14	1,876	1,000	33,694	17,007	77,530	170,765
3月	211,000	237,000	25,661	26	1,821	2,323	17,007	25,133	77,530	170,765
累計	569,000	713,000	76,232	94	6,593	6,897	75,834	853,159	1,999,190	1,999,190
{ 30年	893,221	1,129,900	128,874	9,445	13,510	17,040	2,685,584	1,246,092	2,843,460	2,843,460

(42) 英 國 貿 易 月 表 (單位千磅) × 印概算

年 月	貨 物		金 銀		金 銀		輸 出 國 別		輸 入 國 別	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	對歐洲	其 他	對歐洲	其 他
1930. 8月	79,905	42,777	49,119	30,786	5,298	4,791	507	507	193	3,053
9月	78,652	42,741	48,134	30,518	5,409	4,438	931	931	78	3,161
10月	90,860	46,922	54,131	28,729	9,529	4,484	5,045	5,045	80	3,450
11月	79,412	44,057	50,906	28,506	8,990	9,159	169	169	84	5,093
12月	89,629	38,458	43,703	45,925	9,600	16,526	6,926	6,926	96	5,141
1931. 1月	75,570	37,564	43,601	31,969	8,231	17,098	8,967	8,967	114	6,001
2月	63,647	31,793	37,646	26,001	7,047	7,000	47	47	109	4,288
3月	70,664	5,853	39,427	31,237	5,418	3,668	1,750	1,750	705	1,832
累計	209,881	69,357	11,890	89,207	20,696	27,766	10,764	10,764	925	2,502
{ 1931	283,484	110,186	188,613	94,872	27,655	16,418	11,237	11,237	671	1,195

(43) 人 造 絹 絲 集 散 表 (單位圓)

年 月	生 產 高		輸 入 高		輸 出 高		內 地 供 給 高
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	
1930. 8月	30,257.9	31,222.5	193	3,053	27,397	27,397	27,397
9月	31,222.5	32,118.3	80	3,450	29,203	29,203	29,203
10月	33,519.1	33,544.7	84	5,093	29,165	29,165	29,165
11月	34,089.4	34,089.4	114	6,001	29,231	29,231	29,231
12月	34,089.4	34,089.4	114	6,001	29,231	29,231	29,231
1931. 1月	33,612.0	33,612.0	705	1,832	32,485	32,485	32,485
2月	35,908.0	35,908.0	925	2,502	34,031	34,031	34,031
3月	27,719.0	27,719.0	671	1,195	27,196	27,196	27,196

(44) 生絲集散調

(續絲司業組合及米國絹業協會調)

Table with columns for Year, Month, Domestic Production, Domestic Consumption, and International Trade. Includes sub-sections for Domestic Production and Domestic Consumption.

(45) 本邦棉花集散調 (紡績聯合會調)

(46) 米國棉花集散調

Table with columns for Year, Month, Domestic Production, Domestic Consumption, and International Trade. Includes sub-sections for Domestic Production and Domestic Consumption.

(47) 綿絲需給調 (1) (單位噸)

(48) 綿布集散調 (1)

Table with columns for Year, Month, Production, Consumption, and Inventory. Includes sub-sections for Domestic Production and Domestic Consumption.

(備考) (1) 紡績聯合會調。 (2) 商工省調。 (3) 大藏省貿易月表。

(49) 絹織物羊毛及麥酒 (東洋經濟會調)

(50) 洋紙生產並集散 (製紙聯合會調)

Table with columns for Year, Month, Production, Consumption, and Inventory. Includes sub-sections for Domestic Production and Domestic Consumption.

(51) 東京・大阪米集散調 (各市場調)

年月	東京各埠廻漕高		内地米深川集散		大阪在米		年月	外國米	朝鮮米	臺灣米	合計	1月以降累計
	入荷	出荷	在荷	内地米	在米							
5. 9	572,893	56,916	44,335	205,396	1,072,235	1,172,549	5. 8	71,803	183,728	214,350	469,881	5,173,501
10	782,287	6,014	136,913	74,497	882,471	913,602	9	95,532	128,868	98,050	322,450	5,495,951
11	888,148	9,198	47,032	36,663	884,004	965,833	10	142,262	289,366	35,367	466,995	5,962,946
12	927,774	63,945	44,250	56,358	855,039	1,060,953	11	123,614	678,198	181,906	983,718	6,946,664
6. 1	765,117	188,719	12,103	237,945	1,132,869	1,264,057	12	6,104	940,973	348,991	1,296,068	8,242,732
2	433,196	10,140	53,463	194,625	1,196,757	1,358,663	6. 1	30,864	864,119	195,962	1,090,945	1,090,945
3	632,903	31,527	7,423	219,218	1,012,451	1,256,580	2	41,038	937,407	139,097	1,117,540	2,208,485
5. 3	660,367	44,074	55,393	213,104	1,435,183	1,783,708	5. 2	93,403	501,523	101,358	696,284	2,527,058
4. 12	932,314	93,742	68,083	223,373	1,250,965	1,448,335	4. 12	85,516	891,609	431,394	1,408,519	8,338,526

(52) 米穀輸入高 (米穀時報)

(53) 全國石炭集散調 (單位噸) (石炭聯合會調)

年月	全國貯炭		送炭高	輸出高	輸入高	推定國內消費高	年月	晒粉	内地供給	苛性曹達
	坑所	港頭								
5. 8	1,085,789	1,802,870	343,334	2,006,909	205,384	181,449	5. 9	3,432	3,106	2,606
9	1,032,192	1,705,268	333,718	1,945,214	177,723	201,517	10	3,408	2,626	3,053
10	857,377	1,621,948	332,321	2,278,720	196,673	210,994	11	3,485	3,196	3,071
11	901,881	1,498,172	323,870	2,723,923	159,151	210,331	12	3,517	3,279	3,042
12	848,222	1,353,164	342,570	2,543,956	186,918	276,087	6. 1	3,739	3,151	2,872
6. 1	890,317	1,296,977	342,980	2,530,274	129,659	263,232	2	3,449	3,295	2,772
2	848,120	1,249,896	334,510	2,432,526	102,042	222,197	3	3,171	—	2,870
5. 2	847,009	1,137,038	371,889	2,356,026	146,098	249,861	5. 3	4,118	3,547	2,832
4. 12	817,329	1,145,681	397,488	2,360,498	135,073	259,033	4. 12	4,919	4,691	2,649

(54) 晒粉及苛性曹達生產高 (晒粉聯合會調)

(55) 肥料輸入高 (單位噸)

(56) セメント需給調 (單位噸)

(57) 銅需給調 (單位噸)

年月	肥料輸入高			年月	總生產	總出荷	内地向在車高	年月	生產高	輸入高	輸出高	消費高	滯銅
	合計	硫酸安母尼亞	燐礦石										
5. 7	124,806	33,445	26,900	5. 8	1,791	1,925	1,611	5. 7	6,681	125	2,038	6,474	7,784
8	54,629	1,715	44,540	9	1,761	1,935	1,630	8	6,635	50	1,893	6,648	5,928
9	61,206	9,801	31,610	10	1,900	2,085	1,706	9	6,886	70	2,128	6,005	4,751
10	77,065	12,686	37,198	11	1,823	1,848	1,502	10	6,977	33	2,157	5,578	3,946
11	77,899	13,181	31,310	12	1,826	1,613	1,264	11	6,923	143	932	5,637	4,393
12	82,014	1,658	33,926	6. 1	1,819	1,345	1,067	12	6,523	308	686	6,381	4,156
6. 1	129,976	913	41,696	2	1,692	1,397	1,087	6. 1	6,353	105	307	4,735	5,572
2	134,462	11,840	7,366	3	1,906	2,129	1,807	2	6,523	1	—	5,112	6,984
5. 2	256,676	30,909	42,449	5. 3	1,988	2,026	1,755	5. 2	6,094	0	30	4,530	9,087
4. 12	163,827	26,547	59,654	4. 12	1,836	1,677	1,380	4. 12	6,624	25	115	5,037	12,440

(58) 重要鑛山鑛產額 (簡工省調)

(59) 鐵鋼生產高

(60) 鐵輸入高

年月	重要鑛山鑛產額				年月	銹鐵	普通鋼	壓延鋼材	年月	數量	金額
	銅	石炭	石油	硫黃							
4. 12	10,624	2,886	139,462	4,785	4. 12	122,885	207,465	176,353	4. 12	2,621,344	11,748
5. 2	5,744	2,520	218,614	4,347	5. 1	127,110	188,274	160,203	5. 3	3,584,134	15,767
8	6,716	2,256	263,877	4,969	7	138,650	184,475	150,914	9	1,341,654	5,083
9	7,108	2,146	254,081	5,097	8	137,968	173,423	138,663	10	1,213,878	4,590
10	7,057	2,390	259,204	4,771	9	143,664	170,731	135,982	11	1,010,017	3,996
11	6,258	2,290	255,972	4,345	10	150,988	177,348	144,123	12	1,160,076	4,019
12	6,700	2,409	263,262	4,630	11	149,920	172,797	130,412	6. 1	766,455	3,052
6. 1	5,930	2,250	256,591	4,439	12	132,707	145,946	116,077	2	1,372,158	4,393
2	6,319	2,116	241,833	4,161	1	119,193	112,941	103,116	3	1,148,089	3,605
1-2 累計	6年12,249	4,366	498,424	8,600	1-12 累計	1,686,170	2,239,280	1,794,500	1-3 累計	3,286,702	11,050
	5年11,215	5,120	462,320	8,838	4年1,514,831	2,286,440	1,885,443	1,585,443	5年	8,073,306	33,337

(61) 鐵道貨物發送噸數調 (單位噸)

年月	總貨物	米	麥	木材	木炭	石材	砂利	石炭	鐵及鋼	肥料	綿絲	
											噸數	噸數
4. 12	6,507,579	379,935	31,410	471,974	143,553	58,085	348,296	1,974,646	67,242	130,938	43,717	92,426
5. 3	6,494,757	203,244	31,541	608,105	116,061	65,599	364,024	1,910,771	45,627	473,452	45,769	125,304
5. 9	5,033,545	209,799	41,457	437,184	78,187	43,441	248,975	1,489,418	35,000	67,170	39,102	111,629
5. 10	5,567,288	225,331	25,368	451,465	95,780	44,164	195,378	1,747,016	34,345	120,600	39,170	109,434
5. 11	5,213,398	283,211	32,606	374,071	96,776	35,752	165,344	1,587,212	40,782	99,170	36,255	83,164
5. 12	5,652,261	381,528	30,755	370,219	96,776	30,766	172,548	1,748,530	39,204	121,427	32,551	73,945
6. 1	4,621,851	359,724	29,544	293,361	140,952	22,840	105,548	1,515,389	29,510	161,236	33,601	55,142
6. 2	4,562,294	189,562	30,850	346,265	122,356	28,912	100,204	1,439,834	34,047	255,710	32,321	56,375
6. 3	5,724,964	271,516	31,834	468,361	103,730	54,262	185,964	1,599,000	53,213	471,551	38,892	104,066
6年	4,909,109	820,802	92,228	1,107,987	352,759	106,014	391,716	4,554,223	116,770	888,497	104,814	215,583
5年	17,682,600	725,061	91,924	1,000,341	376,966	155,757	868,712	5,395,614	131,730	1,050,914	123,208	278,493

(62) 國有鐵道運輸成績表

年月	旅客人員	貨物噸數	旅客收入	貨物收入	收入總計	近海航路			遠洋航路		
						大型	中型	小型	大型	中型	
4. 12	57,607	5,889	21,213	18,846	40,059	1.10	1.30	2.15	1.35	1.30	
5. 3	64,293	5,860	25,097	18,477	43,575	0.80	0.92	1.00	1.00	1.10	
5. 9	69,037	4,484	20,181	14,534	34,715	1.15	1.20	1.35	1.10	1.00	
5. 10	67,337	5,044	22,346	16,208	38,554	1.00	1.15	1.25	0.85	0.85	
5. 11	52,610	4,709	19,173	15,095	34,269	0.85	1.00	1.25	1.00	0.83	
5. 12	60,287	5,088	18,984	16,566	35,550	0.85	1.00	1.40	1.05	0.80	
6. 1	60,287	4,187	19,307	12,470	31,778	—	1.30	1.65	1.05	0.90	
6. 2	45,578	4,127	16,174	12,718	28,892	1.30	1.60	2.30	1.60	1.35	
6. 3	63,337	5,183	22,519	16,060	38,579	1.60	1.90	2.20	1.60	1.60	
6年	166,202	13,497	58,000	41,248	99,249	1.30	1.85	2.55	1.35	1.30	
5年	181,406	15,751	65,848	48,459	114,308	1.40	1.20	2.00	1.35	1.30	

(63) 本邦備船料調 (日本製鐵)

(64) 全國營業倉庫總在荷及在荷重要品別表 (三菱倉庫調)

年月	總數		米		砂糖		食料品		綿織物		毛織物		棉花		羊毛	
	個數	金額	個數	金額	個數	金額	個數	金額	個數	金額	個數	金額	個數	金額	個數	金額
5. 7	24,066	514,368	6,420	63,613	3,611	57,530	1,094	13,102	119	18,705	47	18,942	238	31,088	49	9,731
5. 8	23,002	482,568	5,835	59,104	2,865	46,457	1,155	14,520	91	14,612	36	16,747	177	22,462	62	11,949
5. 9	22,444	438,938	4,729	47,967	2,229	36,667	1,539	18,142	66	10,539	27	13,302	118	14,322	45	8,703
5. 10	21,955	394,161	3,757	37,697	1,836	30,487	1,679	22,393	72	10,866	23	11,280	87	9,866	33	6,277
5. 11	21,756	364,146	3,630	26,068	1,306	21,305	1,684	21,576	73	10,698	18	9,038	91	11,005	23	4,320
5. 12	21,270	356,844	4,188	29,023	894	14,236	3,122	20,587	76	10,933	16	8,143	103	14,550	23	3,333
6. 1	22,820	391,949	6,175	41,645	1,615	25,213	1,525	18,448	73	10,109	14	7,313	115	16,438	36	5,825
6. 2	21,841	407,828	6,538	43,908	2,679	39,629	1,429	17,020	75	8,713	13	6,352	163	21,414	38	5,975
6. 3	23,039	430,040	7,765	54,110	4,127	60,127	1,400	15,064	75	8,294	12	5,968	243	30,292	45	6,610
5. 3	25,436	531,318	7,375	81,432	3,449	60,196	1,430	12,115	105	18,737	49	15,235	303	48,392	66	14,939
5. 4	22,300	473,254	6,812	75,671	3,719	15,810	1,494	12,092	112	22,083	51	19,769	143	22,782	66	18,049
5. 7	319	16,665	230	119,387	1,047	45,827	3,677	19,822	977	8,216	1,336	9,108	12	5,884	495	9,716
5. 8	320	15,139	224	116,151	1,132	47,868	3,788	18,879	843	7,472	1,595	9,831	12	5,643	543	10,029
5. 9	338	15,119	216	115,317	1,183	48,693	3,995	18,189	709	6,708	1,596	9,780	12	5,312	509	9,182
5. 10	412	16,083	209	97,358	1,193	48,983	4,118	17,501	645	6,162	1,636	10,008	12	5,204	510	8,450
5. 11	348	13,569	207	96,631	1,251	49,766	4,136	17,456	659	5,813	1,661	10,186	12	5,449	455	7,364
5. 12	247	10,415	214	99,665	1,233	49,583	3,882	15,750	620	5,721	1,660	10,038	13	4,916	408	6,443
6. 1	184	7,990	208	116,842	1,241	49,593	3,289	14,447	662	5,999	1,642	9,548	13	4,791	390	5,997
6. 2	152	6,634	215	120,744	1,175	48,095	2,652	13,216	578	5,341	1,725	9,449	11	4,322	401	6,115
6. 3	132	5,941	201	113,325	1,088	45,751	1,836	11,445	536	5,184	1,806	9,356	11	4,130	370	5,540
5. 3	183	14,028	114	93,378	916	41,433	3,366	18,183	9,244	1,781	10,503	13	5,594	492	10,212	
4. 12	339	25,750	92	74,455	985	44,526	3,530	19,510	792	7,938	1,258	7,936	15	7,226	408	9,581

(65) 本邦重要商品生産指数

(大正2年=100) (現調)

(生糸は横濱及神戸の入荷高)

年月	絹糸	綿布	生糸	洋紙	面粉	曹達	銅	鐵	石炭	平均
5. 8	142.9	274.8	347.4	457.3	378.9	713.2	128.1	152.5	138.7	303.8
9	154.2	293.1	341.2	460.2	395.8	722.5	135.5	207.0	132.0	315.7
10	155.7	308.0	339.9	460.3	393.1	846.6	134.6	212.7	147.0	333.1
11	163.3	322.1	326.1	468.4	401.9	851.6	119.3	190.7	140.8	331.7
12	166.4	353.0	366.1	453.6	405.6	843.5	127.7	199.4	148.1	338.3
6. 1	158.6	315.7	259.9	440.2	431.2	796.4	113.1	220.6	138.4	319.3
2	156.5	318.3	255.6	457.6	397.8	768.7	120.5	213.7	130.1	313.2
3	156.3	312.1	75.5	438.7	365.8	795.9	—	—	—	—
5. 3	173.3	366.5	298.9	452.5	474.8	785.3	125.8	187.6	169.0	337.1
4. 12	202.4	395.9	324.5	468.2	570.4	734.6	121.6	208.4	177.5	355.9

(66) 各國生産指数 (國際聯盟調) (1928=100) ×印訂正

米國生産指数 (聯邦準備局) (1923—25=100)

年月	*米國	×英國	*加奈陀	佛國	獨逸	*波蘭	瑞典	*總指数	*製造品	*鐵業品
1930. 2	96.4	105.1	95.1	112.6	93.0	83.9	130.9	107	106	109
3	93.7	96.6	96.6	113.4	93.3	79.6	135.5	104	105	96
4	96.4	98.3	98.3	113.4	94.5	79.7	135.5	107	107	104
5	93.7	108.0	108.0	133.4	89.7	80.4	127.3	104	105	103
6	90.1	97.2	97.2	112.6	83.6	79.6	111.8	100	100	100
7	85.6	95.3	95.3	111.0	80.5	80.2	108.2	95	94	97
8	82.0	90.3	90.3	109.4	79.6	82.1	109.1	91	91	96
9	82.0	94.2	89.4	107.9	78.4	84.4	115.5	91	90	94
10	78.4	80.3	80.3	107.1	77.1	85.0	114.5	87	85	98
11	76.6	90.0	90.0	106.3	75.6	82.0	109.1	85	84	92
12	73.9	79.7	79.7	105.5	73.3	78.9	109.1	82	80	94
1931. 1	73.9	93.8	82.0	104.7	70.9	74.0	102.7	82	81	90
2	76.6	—	—	104.7	—	71.5	111.8	—	—	—

(備考) *印は季節的變動を除く。△印は概數。英國はクオオクターリの指数。

(67) 工場職工移動調

(常時職工五十人以上を使用する工場に付社會局の調査せるもの)

年月	解雇			雇入			職工數計
	工場數	男	女	工場數	男	女	
5. 4	3,541	13,047	28,375	3,136	10,396	31,497	41,893
5. 5	3,354	13,954	36,915	2,521	7,935	17,945	25,880
6	3,214	13,893	27,899	2,703	8,295	35,881	44,176
7	3,331	13,607	28,985	2,626	7,423	32,393	39,816
8	3,257	13,201	29,024	3,257	6,593	18,862	25,455
9	3,357	12,167	24,761	2,744	8,403	24,367	32,770
10	3,307	12,520	21,155	2,668	7,765	20,418	28,183
4. 10	3,879	12,801	25,782	3,619	13,127	26,230	39,357
4. 12	4,111	27,052	168,251	2,704	11,757	13,278	25,035

(68) 鑛山勞働者異動狀況

(69) 解雇職工歸趨調 (社會局調)

年月	解雇			雇入			職工數計
	工場數	男	女	工場數	男	女	
5. 5	15,408	10,959	253,423	5. 4	6,527	3,482	17,245
6	13,954	9,717	248,970	5. 5	6,122	2,909	22,717
7	14,367	9,132	244,073	6	7,013	3,613	15,761
8	11,849	7,733	238,934	7	6,622	2,814	17,664
9	15,567	8,795	232,566	8	6,668	2,871	17,310
10	17,029	9,880	224,498	9	6,354	3,837	13,297
11	10,418	6,598	220,742	10	6,647	3,167	11,455
4. 11	14,623	15,197	265,939	4. 10	8,334	3,590	11,767
4. 12	12,093	13,665	267,473	4. 12	7,458	3,662	97,509

年 月	獨逸		英國 (國別失業率加入者)		伊太利 (國別)		捷 克		波 蘭	
	全體失業率	失業率	全體失業	失業率	全體失業	失業率	全體失業	失業率	全體失業	失業率
1930. 7	20.5	13.9	11.3	6.4	5.4	2.4	1.93	7.3	7.0	17.0
8	21.7	14.8	12.1	6.18	5.0	2.4	1.74	6.6	7.4	17.1
9	22.5	15.1	12.7	6.08	4.9	2.3	1.70	6.4	7.4	16.5
10	23.6	15.4	13.9	5.93	4.8	1.9	1.65	6.2	9.2	19.8
11	26.0	16.1	14.8	5.32	4.3	2.2	2.10	7.9	10.6	23.6
12	31.7	16.9	14.9	6.46	5.3	2.2	2.99	11.3	9.6	23.1
1931. 1	34.2	19.2	16.5	6.18	5.0	2.8	3.41	13.0	8.2	23.8
2	34.5	19.5	16.7	6.24	5.0	2.7	3.65	—	9.3	27.1
1930. 2	23.5	13.0	9.9	3.72	3.0	2.6	2.74	11.0	1.20	28.4

年 月	給料生活者		失業率		調査人口		失業率		計	
	千人	千人	千人	%	千人	千人	千人	%	千人	千人
5. 1	1,635	65	4.02	1,628	128	7.91	3,647	145	7,911	340
2	1,651	66	4.06	1,653	131	7.93	3,716	152	7,021	350
3	1,639	68	4.16	1,624	130	8.01	3,745	153	7,009	351
4	1,661	78	4.73	1,638	135	8.26	3,781	158	7,081	378
5	1,656	80	4.86	1,657	132	8.00	3,781	158	7,107	378
6	1,666	57	4.75	1,614	124	7.68	3,789	158	7,070	361
7	1,669	79	4.74	1,610	128	7.96	3,811	171	7,091	378
8	1,654	77	4.71	1,602	130	8.17	3,803	177	7,060	386
9	1,664	79	4.74	1,603	136	8.52	3,809	180	7,076	395
10	1,644	73	4.43	1,612	139	8.64	3,681	162	6,937	374
11	1,629	64	3.90	1,620	146	8.98	3,646	141	6,895	350
12	1,624	64	3.91	1,615	147	9.07	3,651	152	6,890	362

東洋經濟新報

創立明治廿八年

東洋經濟は 毎週土曜日に発行します
 東洋經濟は 本邦最古の雑誌にして内容
 常に最新の經濟及社會評論雑誌です

- △財界概観 本誌獨特の犀利なる觀察を以て、毎號財界の大勢を論ず。
- △社 説 内外財界及社會に關する最も進歩的にして精緻なる本誌獨特の評論。
- △調 査 内外經濟及社會の基本的研究資料の解剖調査。
- △海外財界 最新の、且最も確實なる資料に依り、世界各國の財政經濟事情の紹介と批評。
- △事業界 各會社經營の批判、各種事業の狀態、資本効率の調査等事業界の解剖。
- △商品界 内外重要商品の生産、需給、貿易、相場等の推移及豫測並に評論。
- △經濟統計 内外經濟に關する重要諸統計の最も敏活周到なる蒐集。

本誌は週刊ですから書 定價一部參拾錢送料貳錢
 店にては直ちに賣切れ 三ヶ月(十三册)前金參圓八十錢
 ます。豫め本社又は最 六ヶ月(二十六册)同七圓廿八錢
 寄書店に購讀申込を願 一ヶ年(五十二册)同十四圓
 ひます。

東洋經濟新報社

東京日本橋區本町一ノ九
 振替東京六一八番

- 告す。
- 2,2 東京市郡,千葉,埼玉,静岡,神奈川各縣の煙草元賣捌人合計三十名,元賣捌制廢止期(六月)に先立つて一齊自廢。
- 2,3 産業調査協會,川崎造船所調査開始。
- 2,3 ポツシユ氏,商工省立石貿易局長訪問,硫安再協定の交渉に應ずる旨聲明。
- 2,3 三越新宿支店に全協潜行運動發覺。
- 2,5 瑞典銀行,五厘利下げ三分。
- 2,6 トロヤノフスキー同盟大使,ルーブル換算率は四十七錢五厘以下では應ぜられぬ旨本國政府の意志を通告し來る。
- 2,7 丸の内署,外務省給仕に一般使用人組合員あるを探知,檢舉開始。
- 2,11 建國祭行進參加四萬人。
- 2,12 大藏省米對策資金として六百八十萬圓を總督府に融通承認。
- 2,13 芝浦製作所芝浦工場従業員一千三百名鶴見移轉問題を機に九ヶ條の嘆願書提出,交渉不調,入爭議。
- 2,14 北洋漁業問題につき,關係諸團體既得權擁護の強硬決議。
- 2,15 ランカシア織布爭議,資本家折れて解決,本日より操業。

- 2,15 中國共產黨日本特別支部 祕密結社事件三年目に解禁
- 2,17 貴族院實業關係議員よりなる昭和懇談會例會開催,勞働組合法修正案,小作法案に萬場反對を決議。
- 2,18 無産三黨による『醜惡議會解散要求無産者大會』開催,實行委員衆議院門前にて警官隊と大亂闘す。
- 2,18 臺灣民衆黨に解散命令下る。
- 2,23 朝鮮釜山取引所設置に絡む瀆職事件判決言渡,山梨半造(收賄)無罪,川崎徳之助(贈賄)懲役五ヶ月,肥田理吉以下四名(贈賄幫助)懲役又は罰金。檢事局は直ちに控訴す。
- 2,25 浦鹽漁區競賣入札執行,日本側は組合員外,一名參加,入札七通は追加競賣の時まで開封せず,事實上の競賣延期となつた。
- 2,25 二十四,五兩日,國際反失業闘争デモ,ベルリン其他に市街戦行はる。
- 2,27 全國産業團體協議會,勞働組合法案反對決議,同時に全國産業團體聯合會を恒久的組織として結成する件を可決。
- 2,28 印度政府,人絹織物關稅を從價三割(現行一割五分)に引上,三月一日實施。
- 3,1 蔣介石,胡漢民を會議約法制定に胡氏が反對せるを

- 憤り突如拘禁。
- 3,1 英佛伊三ヶ國間の海軍協定假調印行はる
- 3,1 印度關稅引上實施。
- 3,2 製絲全休實施。
- 3,3 豊橋市の三河銀行,向ふ三週間休業發表。
- 3,2 静岡,濱,沼津の三地方預金協定銀行定期預金利息を二厘乃至三厘引下實施
- 3,2 海軍ロンドン條約實施に伴ひ今後整理すべき職工數は八千二百名と發表。
- 3,3 ガンヂー,英印總督アーウィンとの間に妥協成立。
- 3,5 横濱船渠更に八十餘名を誅首。
- 3,5 關稅調査會人絹關稅引下木材關稅引上決定
- 3,7 米第二次買上不足分追加買上(257,000石)締め切り。
- 3,9 遭難後休養中の濱口首相百十六日目には參内,同時に幣原首相代理任。
- 3,9 全國農民組合大會第三日目左右兩派の亂闘にて解散を命ぜらる。
- 3,10 濱口首相登院す。
- 3,11 朝鮮忠清南道廳移轉問題の爲,現道廳所在地の公州群民暴動化し負傷者を出す
- 3,12 在中國代理公使重光氏は王正廷氏と治外法權撤廢交渉開始。
- 3,12 神戸三菱電機,土曜日全休制開始。
- 3,14 清水トンネル全工事終る

- 3,16 露國通商代表アニケーエフ氏狙撃さる。
- 3,16 『全日本商工黨』成立す。
- 3,19 衆議院速記者團,前日政友會院外團の業務妨害に憤激,午前中罷業決行。
- 3,20 撫順共產黨事件記事解禁
- 3,20 中山形鋼共販組合成立
- 3,21 獨逸經濟協定成立。フランス以下歐洲諸國より抗議頻出。
- 3,24 ボンベイ諸市場休業。國民會議派議員三名死刑執行が,不安を惹起せるため。
- 3,25 う號大藏證券六千五百萬圓應募締切。平均利率五厘四毛半の低率。
- 3,26 芝浦,勞働職業紹介所前に關東自由の勞働者七百名集合中,數十名と警官と衝突。
- 3,26 國際小麥會議ローマに開催四十六國參加。
- 3,27 第五十九議會最終日。
- 3,27 郵船商船,兩社提携の總體的諒解成立。
- 3,30 東京,横濱,名古屋,東京(貯蓄銀行)各總會,預金利子引下決定。
- 3,30 芝浦製作所職員工長四百十四名を解雇。
- 3,30 東京市土木局従業員五百名,解雇反對陳情のため市廳へ赴き,警官と衝突。
- 3,31 震災公債による五年度歳入不足補充閣議決定。
- 3,31 産糖協定成立。

	[ミ]	
ミツチエル	4	
	[メ]	
棉花の價格下落	132	
綿絲	197	
	[ユ]	
融資聯盟	141	
郵便貯金		
利下げ	140	
増加	175	
	[ヨ]	
預金		
郵便貯金の増加	175	
預金部の大藏省證券引受	175	
交換所々屬普銀の定期預金増		
加	175	
全國普銀定期預金の減少	175	
預金部		
興業銀行債券の引受	175	
洋紙		
操短と滞荷共同管理	199	
羊毛		
羊毛の價格の下落	132	
羊毛工業會	188	
羊毛工業統制	189	
	[リ]	
硫安		

生産過剰の危険	257
不當廉賣課税問題	255
藤原ボツシュ協定	255
硫安關稅と農村	260
	[ロ]
労働組合法案	231
労働者	
工場鑛山労働者異勤調	224
日銀労働人員指數	223
労働者の状態	222
労働者の消費力	31
労働者の生活費	229
労働爭議	
爭議件數	230
参加人員	230
紡績業	184
製糸業	188
毛織業	190
鐵鋼業	193
鐵工業	195
労働統計實地調査	231

昭和六年重要日誌 (第一四半期)

月日	
1, 1	四分利英債償還額八千六百萬ポンド償還。
1, 1	國民政府新關稅實施さる。
1, 1	英國サウス・ウエールス炭坑夫十六萬罷業決行。
1, 2	佛蘭西銀行金利五厘下げ二分。
1, 2	ルール二十炭坑々夫三萬人罷業決行。
1, 5	英國ランカシヤ綿業職工四千人罷業に入る。
1, 8	國際砂糖協定成立。
1, 10	藏券發行限度擴張決定
1, 16	石塚臺灣總督, 人見總務長官, 石井警務局長, 水越臺中知事, 霧社事件引責辭職。
1, 16	歐洲聯盟特別委員會壽府に開催。
1, 17	英紡ランカシア織布職工廿萬人ロックアウト, 織機七千臺休止。
1, 17	歐洲聯盟特別委員會壽府に開催。
1, 19	日滿貨物連絡運輸會議, 東京に開催。
1, 20	倭商相内外硫安正式調印に對し延期を指令。不當廉賣審査會幹事會を召集に決定。
1, 23	海軍協同會, 海員賃銀以後六ヶ月見當平均七分弱低

下案可決。	
1, 24	日魯セール融資談打切, 鮮銀より五百萬圓融資に決定。
1, 24	大阪ガラス工業組合創立
1, 24	川崎汽船, 船主協會へ加盟。
1, 24	ゴールド, デレゲーショ ン第二回中間報告發表。
1, 25	ガンヂー其他國民運動指導者釋放されボンベイ株反騰。
1, 26	第一銀行總會, 頭取佐々木勇之助氏勇退, 石井健吾氏後任決定。
1, 27	紡績聯合會四月以降の操短率を緩和決定。
1, 28	中國々民政府統一稅徵收條例公布。
1, 29	日魯融資に北海道拓銀參加す。
1, 31	農林省要求の府縣罹災救助基金借入による米約五十萬石買上, 内務省議承認に決定。
2, 1	米穀委員會, 米第二次買上げ百萬石決定。
2, 1	三等寢臺車東海道線に初運轉。
2, 2	露國大使は永井政務次官を訪れ『日露漁業協約に基き, 借區料未拂の漁區は二月二日限り沒收する』旨通

日本人地主の進出	58
農業及牧畜業人口	40
農業恐慌と朝鮮	39
農産物價格の激落	60
農民の土地分離	48, 58
封建的土地領有	46
兩班	46
零細農	51
朝鮮と日本帝國主義	
階級分化の進行	58
原料獲得地としての朝鮮	38
窮民事業	65
工業製品の販賣市場としての	
朝鮮	38
高利貸資本による搾取	55, 56
失業者	62
商業資本による搾取	55
植民地的搾取	39
租税及專賣制	57
朝鮮經濟の特質	37
朝鮮に於ける資本主義的農業	
經營本發達の原因	54
内地商品による手工業生産品	
の驅逐	55
内地出稼人, 朝鮮内労働者の	
困難	62, 63
日露戦役の意義	47
米價對策	65
賃銀	228
地方金融	167, 171
地方金融の逼迫	173
地方金融の逼迫と都市金融	174

不動産抵當證券法	174
[テ]	
帝國主義	
帝國主義的國家財政	263
帝國主義と植民地	36
帝國主義と硫安工業	258
鐵鋼關稅引上問題	250
帝國主義の意圖	243
鐵鋼關稅を廻る利害對立	251
鐵工業者の反對	195
鐵鋼業	
需給狀態	190
荷荷	191
過剩設備	192
合理化	193
爭議	193
鐵工業	
事業狀態	194
爭議	195
鐵道貨物	145
デフレーション政策の放棄	1
[ト]	
ドイツ	
景氣	128
失業	126
銅一生産制限	198
都市金融	
金融救濟策と都市金融	171
[ニ]	

荷動き	
鐵道貨物	145
日本銀行	
日割引歩合引下	140
[リ]	
農業恐慌	
尖銳化の主要モメント	201—202
世界農業恐慌	126, 131, 135
農業恐慌と地方銀行	170
農家經濟の窮乏	
農村收入減	205, 206, 207
農家の公租公課負擔	209, 210
農家の收支狀況	211
シエーレの擴大	207, 208
農業労働市場	
農作用賃銀	219
養蠶雇賃銀	219
[フ]	
藤原銀次郎	255, 256, 260, 261
物價指數	
アメリカ	125, 126
イギリス	125, 126
フランス	127
東京卸賣物價	136, 138
物價變動の長期傾向	8
不動産抵當證券法	174
フランス	
ウーストリー事件	127
パリ小賣物價	127
經濟恐慌	126—7

金の流入	127
[ヘ]	
ベルグマン	4
[ホ]	
貿易	
價額の激減	148
數量の減少	149
貿易尻の改善	150
貿易額減少の内容	152
對手國別	154
對支貿易の好況	156—157
金銀輸出入	164
紡績業	
過剩生産設備	184
合理化	184
在荷	183
紡績業に於ける爭議	185
印度支那等海外市場の狀況	183
生産高	183
紡績業の採算	182, 183
貿易外收支	
昭和四年	159—163
兒玉正金頭取の昭和五年推定	163—167
[マ]	
マーシャルの joint demand	5
蘭値(夏秋蘭)	204
都市金融の緩漫	175
マルクス資本の有機的組成	31

共産軍	131
國定新關稅率の實施	130
同 我國への影響	157
國民政府の勢力伸長	128
祖界回收	131
對滿蒙交通政策	130
資本市場	
銀行會社計劃資本	179
減資解散	181
蔣介石	128
植民地(朝鮮及臺灣を見よ)	
人造絹絲業	197
〔ス〕	
ストラコツシ	29, 30
〔セ〕	
生産	
生産指數	143
生産過剩	
その意味	4—6
生産手段の生産過剩	31—32
生産制限	197
綿絲, 生絲, 人絹, 絹紡絲	197
石炭, 銅, セメント	198
洋紙, 砂糖	199
曹達晒粉, 過磷酸肥料, 硫安,	
石灰窒素, 製麻	200
製絲業	
需給の大勢	186
在荷	186
採算	186

合理化	187
認可制度の提唱	187
爭議	188
製鐵會社合同問題	
金融資本と産業資本との對立	250
産業審議會の答申案	246
製鐵事業の歴史	242—
帝國主義の意圖	242, 243
鐵鋼事業への資本投下額	247
製麻業	200
世界經濟恐慌	2, 125, 134, 135
世界農業恐慌	126, 131—134
石炭	
事業狀態	198
三井三菱の炭價政策	253
石灰窒素	200
セメント販賣統制	198
戰爭の準備	272
〔ソ〕	
倉庫在荷	146
〔タ〕〔臺灣〕	
臺灣農業	
移民	83
農業人口	93
主要農産物	82
農業の粗放性	96—97
農産物價額の崩落	117
農業勞賃の低下	121—223
耕地	95
面積	95

擴張見込地面積	100
小作關係	110—113
封建的小作關係	
大租權者(墾戶, 業主)	103—104
小租權者(佃戶, 佃人)	103—106
中間地主	111
佃頭(購頭, 二手頭家)	111
佃寮	112
小作料額	111—112
磧地金, (定頭金, 水租)	111
小作爭議	113—116
米收穫高	120
米救濟資金(昭和五年)	123
工業の狀態	94, 99
國勢調査の結果	53
失業者	123
專賣收入	78, 79
財政概況	77, 78
財政の獨立	76—77
臺灣銀行	
設立	76
役割	79
重要産物放資額	80
臺灣製糖會社の設立	76
臺灣事業公債法	105
臺灣對蕃管見	70
地租の改正増徴	76—78, 106
土地所有の問題	
封建的土地所有關係	76, 103—104
大租權の廢止	105
現耕佃人	103—106
臨時土地調査局	76, 105

林野調査	106
劉羽傳の減四留六	105
廣狹別土地所有狀態	101, 102
土地強制買收事件	107
内地資本に依る土地所有	108
土匪の叛亂	75—76
鐵道, 道路の開發	84
電力の狀況	99, 100
貿易	
總貿易額の變遷	86
對内地貿易の發展	86—90
貿易と生産との發展比較	91
保甲民	84
霧社事件	69—73
〔チ〕〔朝鮮〕	
朝鮮農業	
一戸當耕地面積	54
小作爭議	66—68
小作料徵收方法	53
公田私田	46
高率なる物納小作料	51
舍音	53
農業の特質	41
農村の土地所有形態	41
小作制度	41
米第一回收穫豫想高	40
土地共有形態	49
土地收奪	47
土地私有の確	48
土地調査會	46, 48
東洋拓殖會社	56, 59

保護政策 151

[キ]

生絲

生絲在荷 186
生絲相場 186
製絲一ヶ月全休 197
共同保管生絲 186
生絲の輸出 153

キツチン氏通貨用金と物價との關係 20—26

救済的金融

日本勸業銀行の貸出 170
日本興業銀行の貸出 140, 171, 172
普通銀行の貸出 177

恐慌

恐慌の原因探索 3
金委員會による現恐慌の原因説 29
現恐慌と朝鮮臺灣 35, 123, 124
農業恐慌と朝鮮 39
農業恐慌と臺灣 117

金の問題

金の需要 10
金の不足 14
金の分配問題(金の過剰貯藏) 14
金不足の救済方法 16—18
貨幣用金世界の現在額 11
貨幣用金の將來の需要 11—12

金融

都市金融の緩漫 167, 171, 175
地方金融の緩漫 167—171

地方金融の逼塞 173

地方金融の逼塞と都市金融 174

コール日歩 139

金融資本 173

銀塊相場の下落 128

銀行

休業銀行名 168
地方銀行の動搖 168
地方銀行と農業恐慌 170
——資産の根本整理 170
——の合同 171

手形交換所所屬銀行預金貸出の變化 176
預金の減少 175

[ケ]

景氣

アメリカ合衆國の景氣 128
イギリスの景氣 128
景氣觀測所(アメリカ) 135
ドイツの景氣 128
日本の景氣 136
日本の景氣と植民地大衆 36, 124
フランスの景氣 126
中間的景氣と労働者, 農民, 植民地大衆 272

經濟政策 241

産業合理局 262
産業調査會 262
製鐵會社合同案 241
鐵鋼關稅の引上 250
硫安不當廉賣法適用問題 255

毛織業

採算 188
需給状態 188
過剰生産設備 189
合理化 189
爭議 190
絹紡絲 197

[コ]

小賣物價 229
興業銀行による救済的金融 139, 140, 171, 172

合理化

紡績業 184
製絲業 187
毛織業 189
鐵鋼業 193

國際聯盟金委員會 7

國勢調査

市郡の人口 236
全國及府縣の人口 235
大東京の人口 237
全版圖の人口 237
全國失業者の概數 226

小麥の價格下落 132

米

過剰米 203
米の需給(五年度末) 203
米の生産費 215, 216, 217
米の庭先相場 215

[サ]

サウアーベック 21

財政

海軍第二次補充計劃 270
海軍補充費と減稅額 269, 270
五年十一月末國庫收入現計 264
財政緊縮の内容 267
昭和五年度歳入不足額 265
昭和六年度豫算 268
帝國主義的財政 263

砂糖

世界價格の下落 132
棚上 199

晒粉製造業

産業合理局 200
羊毛工業統制 189
過燐酸肥料工業統制調査會 200
産業調査協會 263

産業の状況

紡績業 182
製絲業 186
産業合理化(合理化を見よ)

[シ]

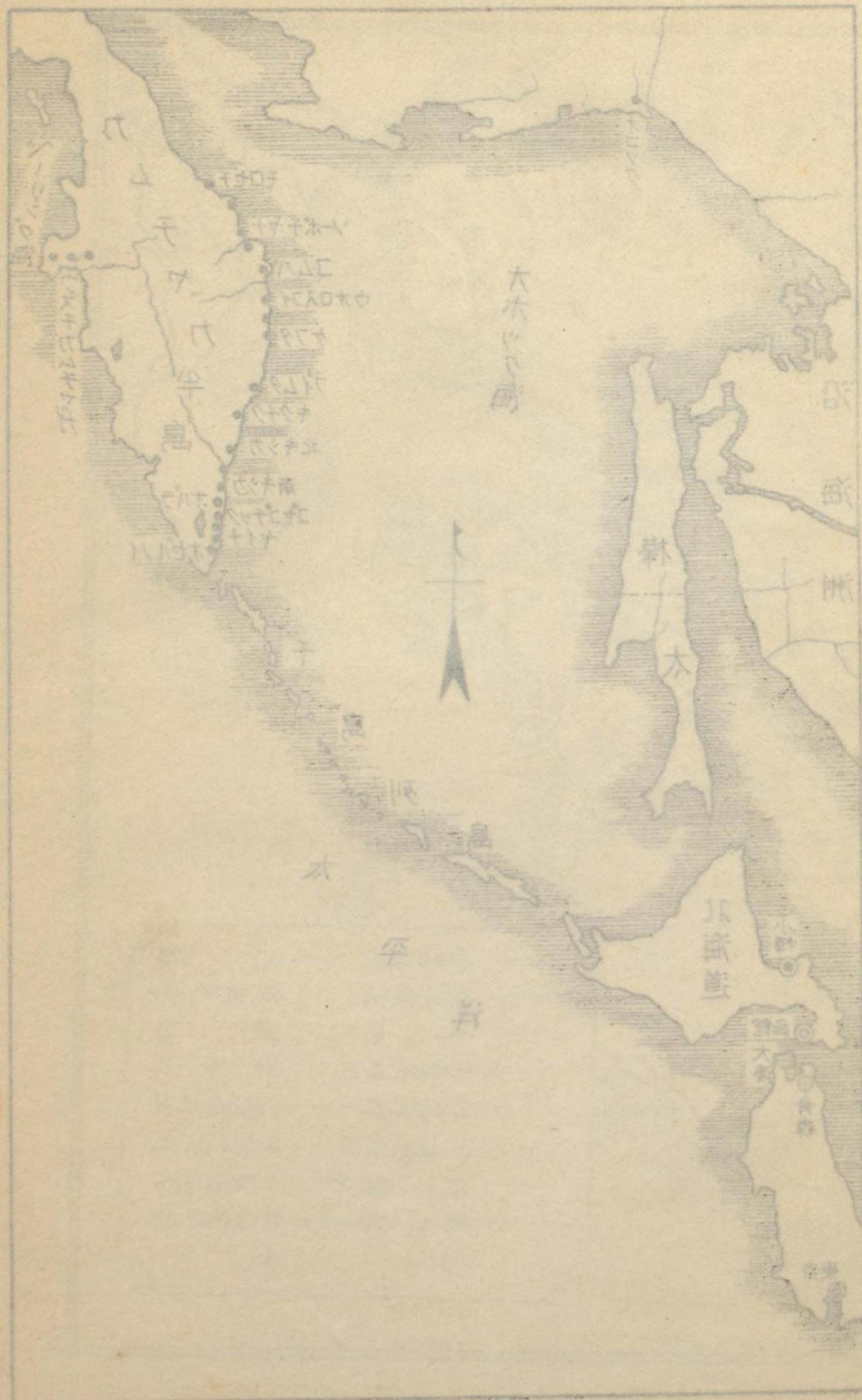
ジエボンス 21

シエーレ 207, 208

失業

アメリカ 126
イギリス 126
世界に於ける失業の増大 134
ドイツ 126
日本に於ける國勢調査の結果 226

支那



日本經濟年報索引

第三輯

〔ア〕

アメリカ合衆國
 諸農産物生産價額の激減 126,133
 株價指數 128
 景氣 128
 景氣測所の觀測 135
 恐慌の過程 32—33
 地方銀行の休業 128, 134
 不景氣調査委員會 4
 物價指數 125, 126
 失業者 126

アルゼンチンの經濟 134

〔イ〕

イギリス
 物價指數 125, 126
 失業者 126

イム・ブレ・コール (International Press Correspondence) 30

〔ウ〕 〔エ〕 〔オ〕

ザアルガ
 ザアルガのストラコツシ評 29—30
 經濟及經濟政策1930年第三

四半期に於ける
 ウーストリー事件 127
 煙突男 186
 オーストラリア 134

〔カ〕

貸出
 興業銀行の貸出 139, 172
 地方銀行の貸出 170
 都市銀行の貸出 177, 178

過剰生産設備
 紡績業に於ける 184
 毛織業に於ける 189
 鐵鋼業に於ける 192

カツセル教授
 金使用國の生産取引量の増加 11, 29, 30
 金と物價との關係の統計的研究 19

カナダ農業地方の購買力激減 135

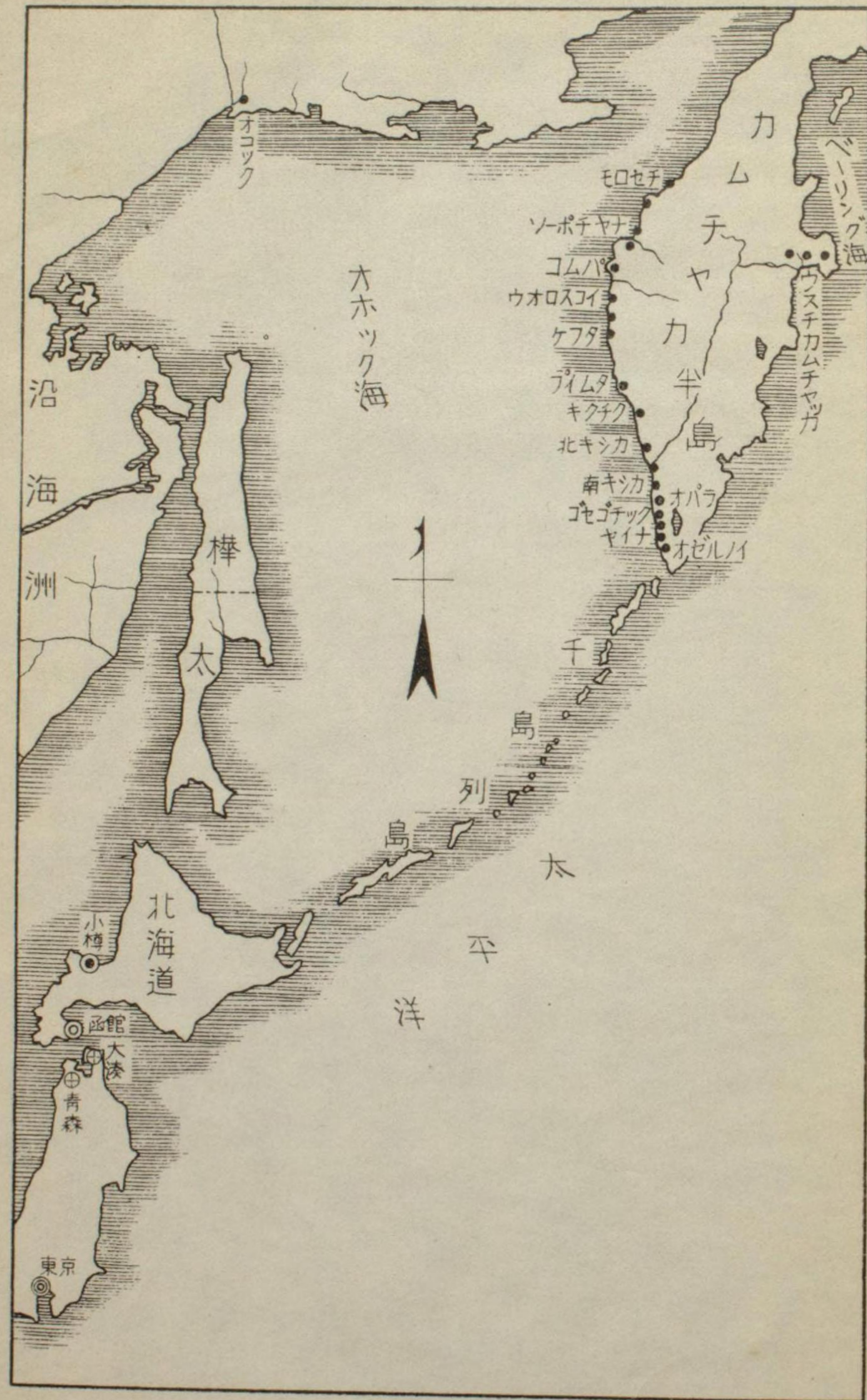
株價
 アメリカに於ける 128
 日本に於ける 141, 142

過磷酸肥料 200

關稅
 支那の國定新關稅率 13

日本經濟年報索引 第三輯(ア・イ・ウ・エ・オ・カ)

日本經濟年報索引 第三輯(キ・ク・カ・シ)



[ア]

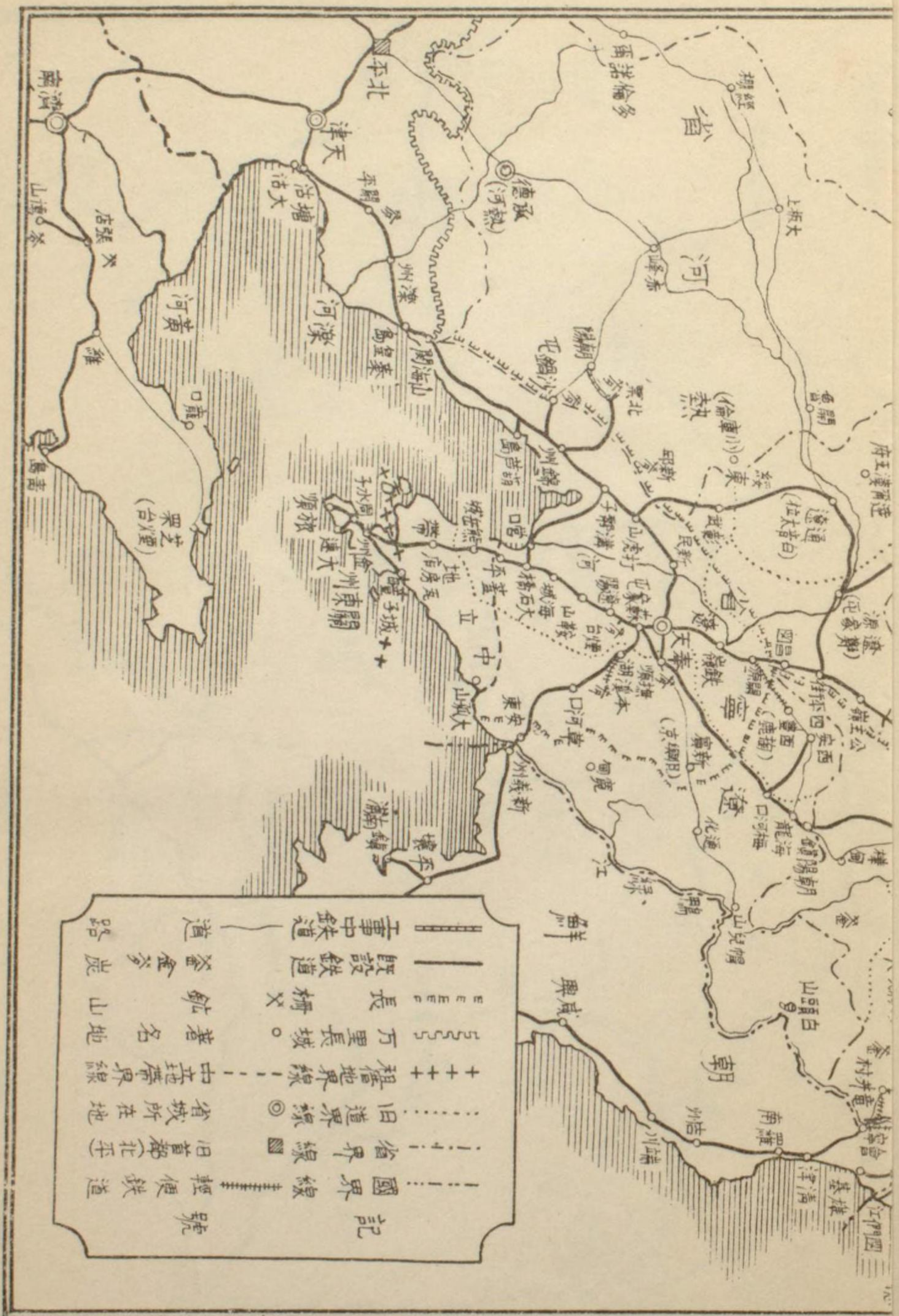
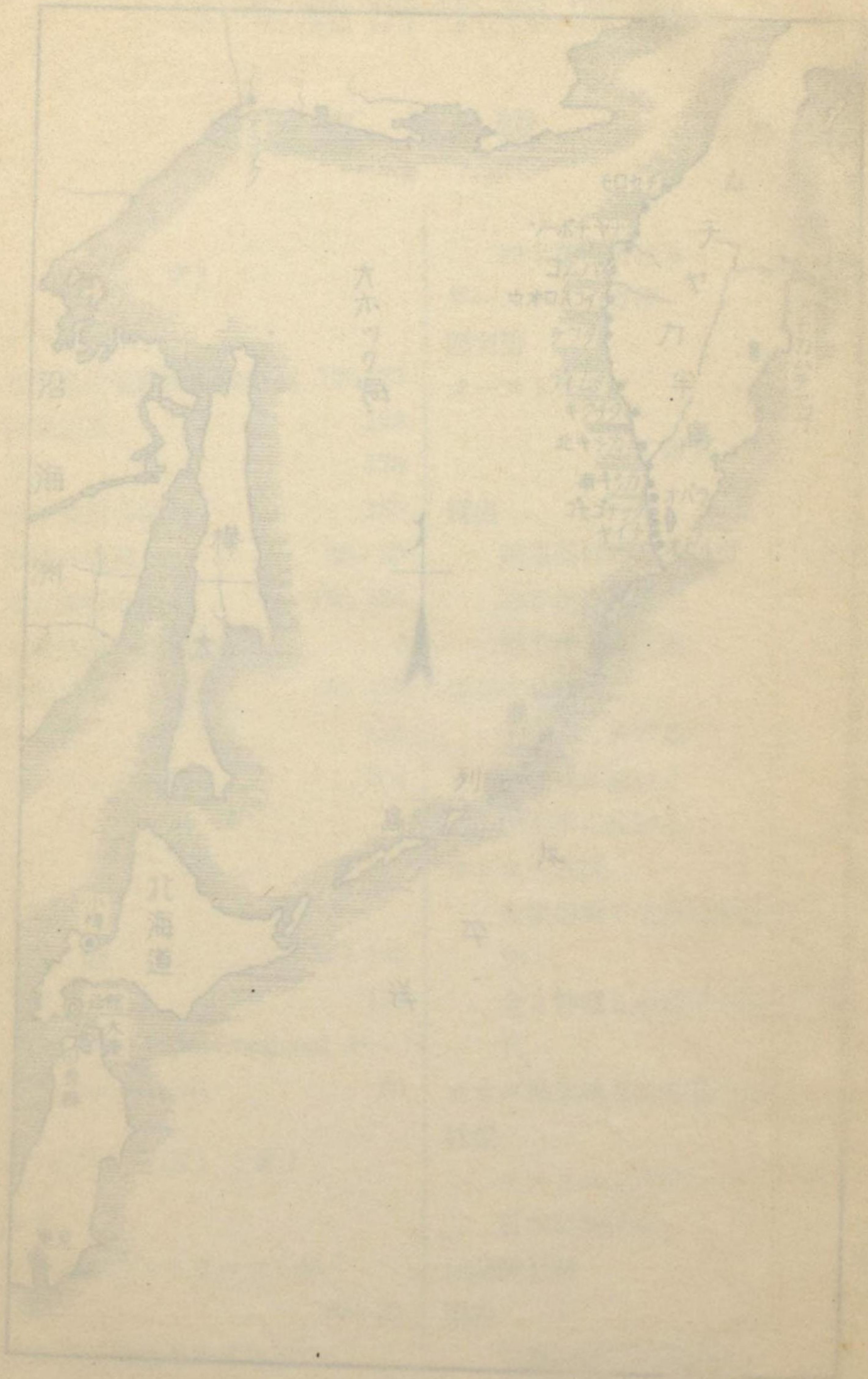
- アメリカ合衆國
- 諸農産物生産價額
- 株價指數
- 景氣
- 景氣測所の觀測
- 恐慌の過程
- 地方銀行の休業
- 不景氣調査委員會
- 物價指數
- 失業者
- アルゼンチンの經濟

[イ]

- イギリス
- 物價指數
- 失業者
- イム・ブレ・コール (Inter
ess Correspondence)

[ウ] [エ]

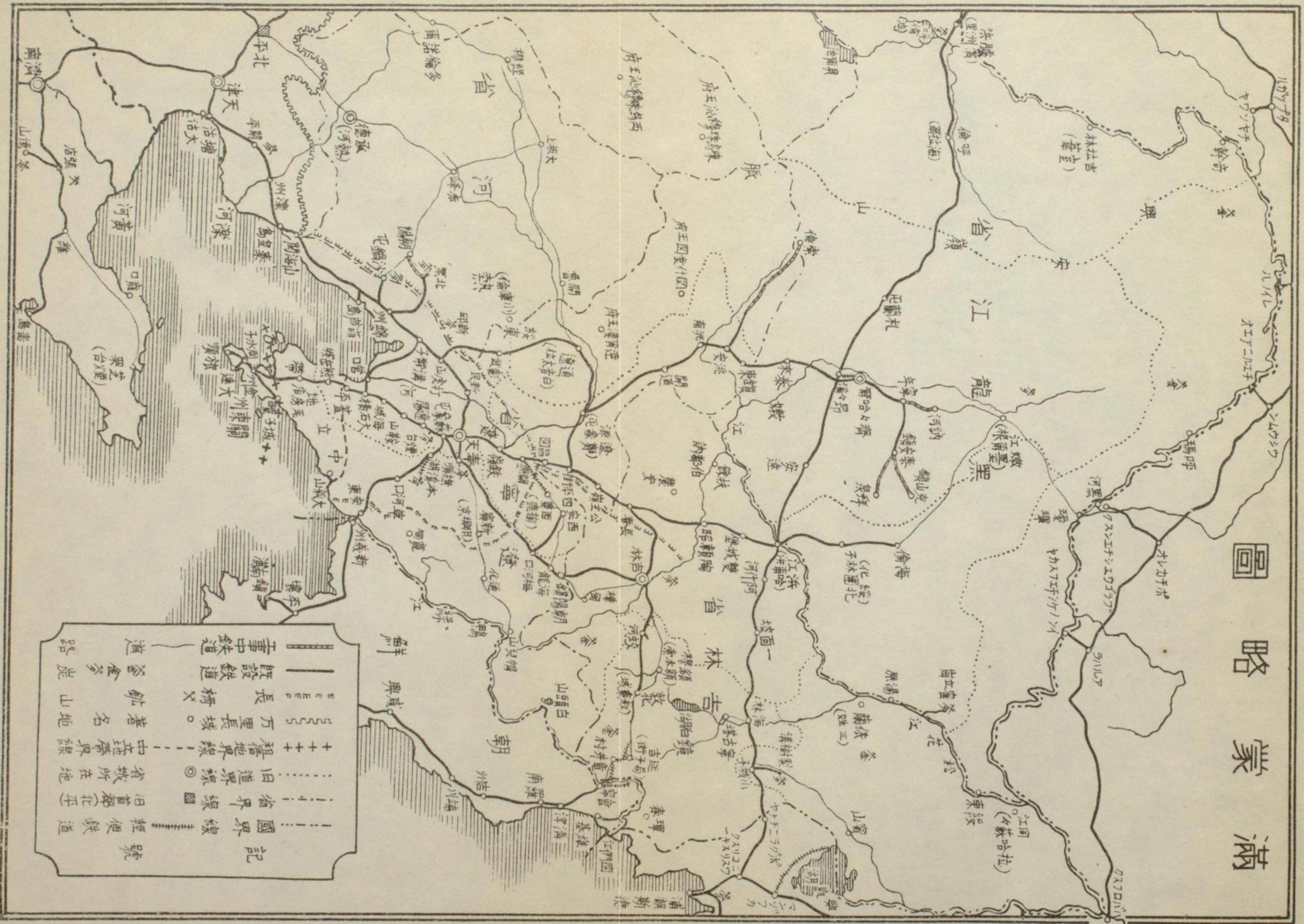
- ザアルガ
- ザアルガのストラコ

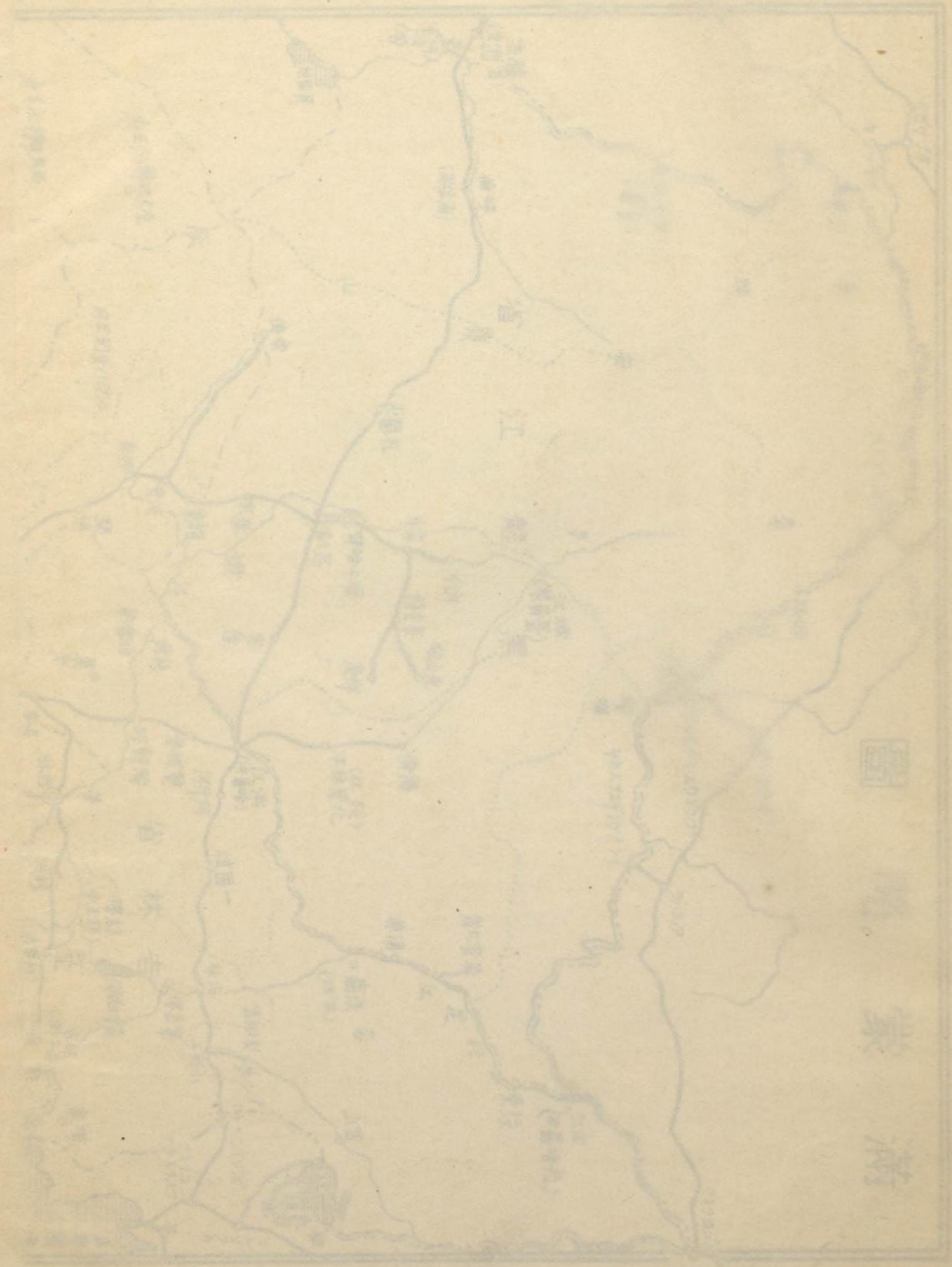


滿蒙略圖



滿蒙略圖





第三輯正誤表

頁	行目	誤	正
三五	右三	第一、二部。	第一、二輯
四八	左二	自由と意ふ	自由と云ふ
六八	左一	ならしめであらう。	ならしめるであらう。
一〇一	右二	農産物に。	農産物が
一四五	左二	一般國民の減退	一般國民の購買力減退
二〇〇	左六	二六一頁	二五五頁
二二八	左四	金收	實收
二三一	右四	イデオロギー	イデオロギー
二四二	右六	勃興	勃興
二四七	左四	鐵鋼關係	鐵鋼關係
二五〇	右二	負ける限り	負けぬ限り
二五四	左四	官廳の計費	官廳の經費
二五六	右五	不當商賣	不當廉賣
二六三	右五	緊縮の收容	緊縮の内容

昭和六年 五月二十五日印
昭和六年 五月二十八日發行

定價壹圓

送料六錢

日本經濟年報
(第四輯)

編輯者兼
發行者

東京牛込區天神町六
神原周

平

印刷者

東京牛込區榎町七
堀修

造

發行所

東京市牛込區天神町六
東洋經濟新報社
振替東京六五一八番
電話牛込三三三番、三五六一番

印刷所 日清印刷株式會社

東洋經濟新報社編纂

日本經濟年報

四六判美本
定價各輯一圓
送料八錢

既刊分主目次

昭和五年第一、二、四半期	第一輯	現日本を強襲しつつある恐慌の本質
昭和五年第三、四半期	第二輯	各經濟部面の分析
昭和五年第四、四半期	第三輯	各經濟部面の分析
昭和五年第一、二、四半期	第一輯	世界經濟の地位と日本恐慌其後の發展
昭和五年第三、四半期	第二輯	日本に於ける農業恐慌
昭和五年第四、四半期	第三輯	各經濟部面の分析
昭和五年第一、二、四半期	第一輯	金の問題と現恐慌の原因
昭和五年第三、四半期	第二輯	現恐慌と朝鮮及臺灣の農業問題
昭和五年第四、四半期	第三輯	各經濟部面の分析と日本經濟の前途

本年報は、各四半期を内容とし、(自一月至三月、自四月至六月、自七月至九月、自十月至十二月)各期に於ける經濟現象の全體なる把握と、重要材料の網羅と、其統一的説明とを使命として生れた。我社三十六年の歴史はその百パーセント成功を保證する。本年報はまた凡ての經濟過程の社會的意義に深き注意を拂ふ。而も統計資料の整備、正確、其用ひ方の綿密周到なるは本誌讀者の普く認むる所、請ふ御精覽を!

東洋經濟出版部發行

時事新報經濟部編

日本産業の合理化

増補普及版出來

四六判美本箱入
六百三十餘頁
定價一圓五十錢
送料十四錢

(版五十二)

▽明治維新以來發展した我が産業革命は、今や種々なる意味に於て根本的に行詰つた。試みに見よ、低賃銀を基調として顯著なる發展を遂げた或種の産業は、今や勞銀の騰貴に依つてその基礎を脅かされ、又隣邦支那及び印度の資本主義的産業の擡頭は、その豊富なる資源と、低廉なる勞銀とを以て我が纖維工業の一角から徐々に既存産業の壓迫を始めた、更に又、我が國民は天性發明と獨創を缺けるに加へて、事毎に歐米の糟粕を嘗めて安じ、新興産業建設の意氣と努力を殆んど等閑にし、然も此の間所謂政治家の大部分は時勢轉換の明なく、資本家は日夜利權と救済とに没頭し、勞働指導者は我が産業の地位を解せずして徒らに翻譯的奇激の言辭を弄し、國勢は面のあたり見るが如き一大頓挫を來した。恰も此の時、米、獨、英の諸國は進展した新産業方法の餘勢を以て、東洋の各地にその驥足を延ばしつゝあるではないか。眞に我が産業界は一大岐路に立つてゐる。

目録内容

鐵道	藤田	四山	武藤	今中	森中	安川	結城	助郎
紡績	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
製糖	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
鑛業	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
金融	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
貿易	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
水産	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
農産	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
畜産	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
林業	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
漁業	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
工業	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
電力	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
交通	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
教育	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
衛生	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎
その他	藤田	山崎	藤田	今中	森中	安川	結城	助郎

東洋經濟出版部發行

時事新報 鈴木憲久著
論說記者

最近日本財政史

菊判上製美本
一千八百頁
定價六圓五十錢
送料廿四錢

□一國の財政計畫が、その國の國民經濟に、如何に甚大なる影響を及ぼすか、又、一國の財政狀態が、國際經濟戰に如何に強烈なる波紋を起すか、に就いて我が國人士は殆んど無關心である。
□試みに見よ、我が國財政の内幕は直に對外爲替相場に鋭敏に響くではないか、延いては物價、金融、事業、等々、有ゆる經濟現象の大動脈を搖がす。
□本書は、歐洲大戰前後より最近に至る我が國財政の概要を、國民經濟の立場から詳論した、財政、經濟兩様の最近二十年史。財界諸人士の必讀書。

内容概目

- 第一章 大戰前後に亘る我國の財政經濟狀況
- 第二章 華盛頓會議
- 第三章 加藤友三郎内閣の行政及財政整理
- 第四章 關東震災
- 第五章 第一次加藤高明内閣の行政及財政整理
- 第六章 第二次加藤高明内閣の行政及財政整理
- 第七章 若槻内閣と其の政綱
- 第八章 金融恐慌と田中内閣の善後施設
- 第九章 我國政治經濟の現状
- 追補 第一款 普選概観 第二款 財界の大勢 第三款 田中内閣の財政計畫

東洋經濟出版部發行

高橋龜吉著

金融の基礎知識

四六判箱入
紙數四〇〇餘頁
定價壹圓五拾錢
送料十二錢

内容略目

- 一、一國の資金
 - 二、資金の蓄積と管理
 - 三、金融資金及其需給
 - 四、信用の機能と其の機構
 - 五、金融の發達
 - 六、金融の統制
 - 七、資本主義的金融の統制
 - 八、金融の科學的統制
 - 九、金利
- 附、我國に於けるコールの種類

増補 訂正 普及版發賣 好評廿五版出來
財人は何を措いても最先きに
金融の研究をなさねばならぬ

□金融の動き方は、歐洲戰後と戰前とはまるで革命的に變化した。然るに、從來の金融論の多くは、未だ舊套を脱しない時代後れのものである。本書は日々經濟記者として、新金融の實際問題に當面してゐた著者が、今日の金融現象を解剖し今日の金融問題を正解するに必要な基礎知識を、秩序的に説明した獨創的名著である。内容該博、文章平易、引例適切、殊に著者獨特の鋭敏なる觸感は、本書を單なる市井の金融論に終らしめず、更に進んで現下の凡ゆる社會經濟問題の根柢に潜む、金融問題の重大さに迄讀者を導く。

□果然!! 各銀行會社の備付けは勿論、帝大、京大、慶大、早大等各専門學校の研究原本として採用され、各新聞社は筆を描いて劃時代的金融論と推賞した。

東洋經濟出版部發行

前東京帝國大學經濟學部講師 猪間 驥 一 著
現東京市政調査會副參事

經濟圖表の

見方書き方使ひ方

四六判本 綴函入
三百三十餘頁
定價 壹圓五十錢
送料 十錢

内 容 概 要

第一章	經濟圖表の意義及種類
第二章	統計圖表
第三章	統計圖表の分類
第四章	統計圖表の構成
第五章	統計圖表の作成
第六章	統計圖表の活用
第七章	統計圖表の注意
第八章	統計圖表の補遺
第九章	統計圖表の索引
第十章	統計圖表の附録
第十一章	統計圖表の参考文献
第十二章	統計圖表の索引
第十三章	統計圖表の附録
第十四章	統計圖表の参考文献
第十五章	統計圖表の索引
第十六章	統計圖表の附録
第十七章	統計圖表の参考文献
第十八章	統計圖表の索引

内容四割増補定三割五分値下

最近統計圖表の應用が非常に盛になつて來た。難解な統計數字を簡單に了解せしめる此の方法の便利は、單に統計のみならず、系統、組織、記録、計畫、計算等にも圖表法の應用は實に廣い。經濟圖表の作成は、一職業が成立する日も遠くない。米國のハスケル氏は圖表法を簿記法と同じく事務家の必修科目とすべしと云つてゐる。本書は著者が此の將來必要なるべき問題を、主として實用的見地から、半ばは學問的統一の要求から論じた勞作である。この書一度世に出るや、各方面より多大の好評を受け、今度再版に附するに當つて、著者は丹念に訂正増補を加へて、更に研究家並に事務家諸子に一大便宜を與へてゐる。

◆増訂普及版出來

東洋經濟出版部發行

東洋經濟新報主幹 石橋 湛山 著

金解禁の影響と對策

第一章	金輸出解禁問題の經過と其批評
第二章	爲替安定の應急策と永久策
第三章	第五十議會に於ける金輸出解禁の討論
第四章	爲替低落と物價低落
第五章	カッセル教授の日本爲替論
第六章	圓價の低落と紙幣下落の先例
第七章	爲替相場回復の舊平價金輸出解禁の先例
第八章	警戒を要する舊平價金輸出解禁の影響
第九章	金解禁政策の失敗と明治十四年後紙幣整理始末の回顧
第十章	金輸出即時解禁の方法と新平價制定の方法
第十一章	政府所有正貨の減少と舊平價金解禁の困難
第十二章	順序を誤れる金解禁即行論
第十三章	平價切下と貨幣法の公約
第十四章	英國は如何にして金の輸出を解禁したか
第十五章	新平價金解禁に對する反對論を駁す
第十六章	今若し期限付金解禁を行はば
第十七章	本書の主張の要約
第十八章	統計資料索引

四六判 上製
三百一十一頁
定價 二圓
送料 八錢

舊平價金解禁の實行は、無謀の極であり、若し之を敢行せば恐るべき財界恐慌を免れざるべしとは、著者の夙に且つ極力主唱した所にも拘らず現内閣諸公は無智か、故意か、之を敢行して、遂に財界を現下の如き不況不安の中に陥れた。舊平價金解禁の影響を豫見するの明を缺き、又その應急の策にも採るべき途を誤れる現内閣の經濟策は、財界の近狀より以上に行詰つてゐる。本書は著者が、金解禁の對策に就いて最も適切な、合理的方法を詳説した無二の名著、切に財界人士の一讀を薦む。

東洋經濟出版部發行

此の二書は東洋經濟新報創刊卅週年記念として實に編纂延人員約一萬人を要した統計界空前の大出版であります。共に明治元年より大正十五年に至る二時代五十九年の事實を採録して洩すなき統計文獻の一大集積で、關係數千圖書の湮滅を防ぎ、又數千冊子備付の勞費を省き、且之を一書に纏めて日常の閱覽利用の便に供した壓縮文庫であります。財政詳覽は中央政府及び地方團體の一般並びに特別會計を、省別、會計別、團體別に分けて表記し、更に綜合、分解の計數を掲げ、別に稅制


明治大正財政詳覽

本綴總クローズ上製本
箱入四六倍判七七八頁

明治大正國勢總覽

本綴總クローズ上製本
箱入四六倍判八一八頁

の沿革其他關係記事を附録とし、國勢總覽は、金融、有價證券、商品、貿易、産業、社會の六部門に分けて、國勢に關する一切の統計資料を網羅し、なほ附録として各國々勢の比較統計二十六表を掲げ、年表、日誌、其他關係事項を収録したもので、眞に出版界の空前にして絶後のものであります。國家社會を論じ、時勢を説く者はもとより、銀行、會社、商店、工場、官公私、學校圖書館等々萬戸必備の寶典、而かも本書の特色は其の價が僅に一組二冊十五圓、一冊にて十圓といふ安價なことでありませ





¥1.00